

如此困窮仕候而も、日々飲食は驕り居候而、初午之節など、けしからぬ、にきやかなること、目を驚す斗に有之、扱々嘆息仕候。是皆、知行所の百姓を苦しめ、かゝる入費にいたし候義に御坐候。如此き躰に相成候もの、武備之論は、申も無益に候。夫にても追而は、御咎被 仰付候得共、一時は芙蓉之間席之、御奉公をも申上候、尙御穿鑿有之候は、これより今一段不宜もの、有之間敷とは難申候。

一松平之御稱號を、御許相成居候、三百石之人有之候處、御徒方之地借にて、下女、下男も無之、私幼年之節、近所に付、折々参り、見受候に、冬は錢湯に参り、夏は玄關式臺にて、行水いたし候故、怪敷ことに存候を覺え申候。かゝる有様にても、度々三曲の鄭聲などに、人を集め、或は相撲取の出入など有之、二日又は三日目には、にきやかなることに御座候。乍去、博奕など、いたし候躰は無之候に付、至極之困窮と申候斗、先ツ中等之小普請と可申候。此人之叔父は、魚賣と相成、其頃、松平肴屋と別名を呼候ことに候得共、何之子細も無之、立行申候。これにても、例之甲州江、被遣候面々よりは、遙に立優りたる、人物に可有之候。右を以、其餘は御察し可被成下候。

右は、いづれも、家柄之高取にて、立派なる御旗本に御座候處、前書之次第ゆゑ、御家人と稱し候、百俵前後、又は其以下、躑躅之間席之小普請には、家も無之、場末之裏店に住居いたし、折々刀を帶し候間、武士に有之候歟と、近所之者、驚入候位にて、此類には、内實、株を買候も同様なる、養子いたし申候者も、多く御坐候。これを世に、株養子と唱へ、父子之禮も、何も無之、甚敷は、養父存命なるに、表向は病死之届をなし、姓名を變して、御旗本用人、又は御代官手代などに、相成居候ものも有之哉に承及候。され共、これ等は、いまた中等之部と可申、貳拾俵、三拾俵之小普請に至り候而は、其不宜者の有様は、とても紙筆に難盡之。既に私

義、以前小普請之節、四ツ谷、新屋敷と申所に、拜領屋敷有之候故、年始には、辻番組合を廻り申候處、並々之了簡に而は、斗り知かたき躰之もの、多く有之、驚入候義に御座候。青山、巢鴨、又は右之四ツ谷、新屋敷邊に、住居罷在候、御家人之内、下等とも可申面々、平日之體を申上候得は、偽を申上候歟と、思召可有之位之義に御坐候。

右者、三四十年前、私親敷、目撃仕候體之百分一を、相認、入御覽候義に御坐候。右之輩より、今一段下り候而、甲州行に、相成候場合之者は、私に而も、突合候事無御座ゆる、篤と相辨不申候得共、此上にも至極之不宜ものと、御推察可被下候、尤當時、少々は改り候哉も、難計候得共、格別相變し候とも不奉存候。

私父は御徒、又弟、井上新右衛門は、輿力相勤候に付、御抱者之様子も、凡相辨へ居候處、御抱者は、御譜代と違、前書之類之如きもの、若子孫に出來候は、二三年に、番代いたし、路頭に迷可申候間、却而刀も所持不致、平日丸腰にて、出歩行候と、申如きものは、一人も無之、御譜代之小普請に見合候は、何れも、身なり相應にいたし、節儉に、くらし申候。乍去、少も油断いれし候節は、それ切に而、既に私しり候者之内に、乞食同前、相成候もの、三四輩は有之候。然るに御譜代場、以上之ものは、公儀より、莫大之 御惠にて、小普請、又は無役と相成、縱令、平日、中間部屋に住居候とも、持高は無疵にて、御旗本、御家人之列は、離れ不申候間いかに困窮候とも、乞食非人とは、相成申間敷、依て子孫永續中には、與風、相應之者出來、御役人と相成候ものも、無之とは難申候得共、右者、千人に一人と、申義に御坐候。

元來、御旗本、御家人は、三河以來、歴々之者も有之候に付、別而、武簀其外、別段に可有之候處、公儀は、大き過候而、百俵、貳百俵之者も、拾俵、拾五俵之者も、一躰一様に、支配相成候ゆる、自然と世話も、名目斗に

而、しらすく歎敷、風俗に陥り、申候義と奉存候。然る處、諸家にては、公儀之割合に、不用之者を、養ひ置候こと無之候。畢竟、人數も公儀より少く、隨而、世話も、行届候次第御座候のみならず、縦令不宜者有之候共、それだけ悪く相成不申内に、片附申候故に、可有之奉存候。公儀に於ても、只今迄は兎も角も、此節は海防一條にて、天下之危急、此時に限り候折柄、不用之者、御養置有之候様に而は、如何可有之哉。一概にも、難申は候得共、當時、寄合、小普請、無役之面々、惣高合計いたし候へは、百三拾萬石余に相成申候。これ拾萬石之大名に而、三萬石之無役ものを、養置候に異り不申、此節柄、扱々困り入たる義に御座候。就而は、右面々之内にて、人物若有之候は、御足高等之御構なく、御用ひ無之ては不相成、其外は、善を御勧め、惡は御谷相成候は、海防之御基も相立可申、依て右者、先つ文武二道に引附候而、教を御施有之候より、外に差當り可然考も無之候。依而兎に角、一場所を御設相成、御施教之御試、有之度もの歟と奉存候。大諸侯に而、松平肥前守之如く、前代は御備向未熟にて、御谷に相成候處、當時は別段之御賞有之様相成申候。小身にて、江川太郎左衛門之如く、先代は並之御代官に御座候處、當太郎左衛門、世話いたし候故、家來、手代迄いつれも、一騎當千之者共、出來申候。肥前守人數、又は、太郎左衛門家來と又申而、別段に、生れたることには無之只々世話いたし候と、世話いたし不申候との相違に而、行末、天地懸隔之様、人物相變申候義に御座候。閣下之御事、春秋に富せられ候間、末永く天下之御世話可被成、就ては御世話次第にて、御旗本、御家人之面々、寛永、寛文頃之如く、可相成と奉存候に付、かくは申上候其頃とは、人柄も違ひ、世も末に相成候故、六ヶ敷可有之と申候者、可有御座候得共、肥前守、太郎左衛門之躰に而は、其懸念、決而有之間敷候間、何卒厚御含被爲在候而、段々と御引返し、御座候様にと奉存候。依之右御含之ため、且は往年目撃仕候、御旗本、御家人風

俗之義、申上候義に御座候以上。

寅九月

川路 左衛門尉

此書を呈せしに、阿部閣老は、大に之を容れ、幾もなくして、文學の教育を擴張し、非役輩の、學問所に出ることば頻りに勵勵し、且、一大演武場を、創立せんと議を起し、その設計を、聖謨、其他當路の人に謀り、終ひに、次年の春、講武所てふ、武術學校の、新設工事を起さんとせり。

因に云、かゝる建言書は、聖謨一名をもて呈し、同僚共同のものには、あらざりきこと、事實なりしとせる。」  
さきの風説、空しからずして、露西亞、使節、水師提督、ブーチャチンは、箱館に來り、露曆、一千八百五十四年、第十月九日附をもて、我政府に書を送り、大員に面議を要せんがため、こたひは、大阪に來らんとすることを、告げ來りしに、その書翰、遠く陸路の、郵傳を経したため、遅々として、寅年、九月廿八日、江戸に達しけり。然るに是より先、既に此年、九月十七日、泉州、岸和田沖に、外國船の見えしとの報ありしが、其翌、十八日、露國軍艦、大阪、安治川沖に、入來りて投錨せり。

これに依て、此を大阪より、江戸政府に、急報ありしゆゑ、閣老より、大阪城代に旨を傳へ、大阪は、外使に接すべきの地にあらじとて、かれを導ひき、下田港に、來らしむべきの、説諭をなさしめければ、薪水、食料等を要するとて、時日を費し、の際、恰も前に記し、露使の書翰、箱館より來致しければ、政府は、その返翰をかね、數行の論書を製し、蘭文翻譯を、添へたるものを送致し、これを與へて、露艦を去らしめよと、閣老より大阪城代に、訓令をぞ傳へけり、其論書の文中、聖謨の名あり。即ち云く、

箱館表において、差出され候、横文字、并漢文之書翰、江戸へ到着いたし、老中披見に及び候。大阪港は、外國

應接之地に無之故、總而應對難相成候間、伊豆下田港へ、渡來可致候、筒井肥前守、川路左衛門尉等も、速に、下田へ可相越候間、得其意、早々下田港へ、相越候を相待候也。

寅九月

(開國起原)

かくて、大坂町奉行は、城代、土屋寅直采女の意を受けて、再三、譯使と交渉ありしが、その後、十月三日、終ひに露艦も、出帆をなせり。蓋し、下田港に、向ひしことなりけむ。茲に於てや、露使の、下田港に来るの日も、遠からんと豫期し、聖謨も、亦同處に赴くべきの命あらんこと、目前に迫りし日に當り、聖謨は、九月の半ばより、家族につき、一の苦心を、免れ難きこと起れり。そは、養父樂水、舌疽の難症に罹りしことなり。然るに、此時、水戸前黄門は、聖謨の苦心を、深く察せられ、養父の病迄も、厚く意を注がれ、忝なくも尋問せられしことあり。これ實に、聖謨の感謝せし所なりき。即ち、その前黄門の親書を、左に録す。

無障大賀、扱は過日咄申候人物、兩三申聞、何も承り申候、何れ阿闍へ咄し可申候。昨日は舌疽之義に付、於駒込、自製にいたし置候藥、手元に有合候故、不取敢遣し申候處、右も初りに候へは、治し申候へ共、尙又眞の舌疽と、疑物と有之、疑物は舌の付根に出來候ても、咽の邊には、礙は出來不申、眞の舌疽は、何れへ出來候ても咽之邊に、必礙出來申候て、眞疑の分明なる證に候。眞の舌疽は、甚難病、治し難き事に候。乍然早く手當致候へば、眞の舌疽に不相成、治し候事も有之、手おくれ候ては、逆も治し難き症と存候。當年は濕氣にて、疑物之症有之候。(原註)酒香は、別て多し、秘書中を見候處、疑物症には、瀉黃湯、(原註)方藥、小兒の部、山梔子、中、石膏、中、右を用る時は、小水多通し、舌の張引なり、付藥は則今日遣候品を、晝夜不絶用候てよし。

眞の舌疽に候は、腹藥には、十全大補湯(原註)是亦、方藥に出を用ひ、今日遣し候付藥を、不絶付候てよろしき事。

昨日遣候藥も本文に認候通り、初りに候へは、よろしく候處、右は先つ口熱等にて、舌た、れ、又は齒痛候節、付候藥にて、舌疽には本文へ認候方、別て功有之候へは、申付製させ候故、乍少々遣し申候、まかし藥之事故用不用は、了簡次第にいたし候義、勿論の事に候、依て此だん申進候也。

九の念六

川路との

水

隠

此後、聖謨、養父の恙も、まづ同邊なるゆゑ、危篤に迫るといふにあらずして、然してまた、國事は倍すく多端なれば、病人の看護を、妻に委托し、聖謨は、日々登城をなして、公事に執掌せり。由て前黄門に接近するも、屢ばなりしが、前黄門は北地經畧のことに關しても、常に焦慮ありければ、此頃、北島志てふ書の、編輯ありしとて、左に録する親書を、聖謨に送られたり。當時、聖謨露使に會見するの日、近きにあらむとのことゆゑ、其書、最も有益なりしことにこそあらめ。

一昨日は於 營中、得面晤大慶、毎度風節凜然、爲 國家安堵此事に候。扱横濱應接以來、日夜空く大息のみいたし候へ共、せめて此上、御武備御整と、北地御經畧とは、粉骨盡力致度、乍去空論にのみ成行候而は如何故、愚老、年來收藏の書類、家來へ申付、いそぎ爲取調、北島志と名け、極々草稿之ま、阿闍へ廻し候間、筒翁一同、熟覽被致、存分の批評有之度。田舎もの、著述、定而忌諱にふれ候事、數多可有之候へ共、全く代作同様密々の事故、見流し可給候也。

十月初二

川路 どの

水 隠 士

三百五十

右の手簡に對し、聖謨は、左の答書を呈せしとて、その草案存せり。即ち云く、

前中納言殿江之御受扣

御懇書、乍恐謹而奉拜見候。然者、過日者、御目通之節申上候趣、御過賞之御沙汰共、冥加至極重疊難有奉存候。扱又北地之義に付、段々御配慮被遊候上、御家來之被仰付候而、北島志と申候御書籍、御編集被遊、阿部伊勢守へ拜見被仰付候間、筒井肥前守并私も拜見仕、批評可仕旨、御沙汰之趣奉畏候、右者、過日御物語之趣に而者、豊田彦次郎著述之由に御座候間、中々以、批評等之論者遠く差置、早く拜見候而、御用向之大益を得可申と、殊更に渴望仕候義に御座候。彦次郎才力別段に而、殊更著述之事、長技之由、兼々及承候に付、定而十分に、出來候義と奉存候。右御受奉申上候以上。

十月二日

右北島志は、その後、阿部閑老より回送ありて、聖謨熟讀をなせしが、大に有益の書なりとて、宮崎復太郎父子に托し、之を謄寫せしめ、座右に保存しけりと云。

有益なる書のことにつき、又一の物語あり、それは前年、魏源の海國圖志、數本舶載ありて、將軍の文庫に秘藏せしを、聖謨請ひて閱覽せしに、新説奇聞多く、その益少ならずとて、その趣を阿部閑老に告げれば、勢州は右のごとく有用の書を、庫中に留むるは、理りなし、寧ろその書數部を、閑老、參政の各員に下附ありて、各の熟讀すべきこと必要ならばやと、之を將軍に請ひしが、將軍は、直ちにその請ひを、許し、のみならず、之を閑老、

參政の各員に分ち賜ひられし、聖謨之をき、是れ實に美事なり、願くは、尙も一步を進めて、之を翻刻し、公衆有志者の覽に供せんことこそ、國家のためならめと、勢州に申いで、尙餘れる一本の、下附を情願せしに即時、聖謨にも之を下與ありて、翻刻のことも許されたり。さはあれど、名を賣り利を貪るは、勿論聖謨の素志にあらざれば、嘉永七年、當時の老舗、須原屋伊八といへる書肆の、江戸淺草茅町に在しものに、その書を與へて、翻刻のことを約さしめ、續ひて、之を世に公になさしめけり。此故その巻首に、鹽谷宕陰、序をなせしに當り、『左衛尉川路君獲之』とのことを、文中に掲げたりき。』

此頃聖謨、水黃門に、呈書せしことの多ければ、隨て藤田東湖とは、一段の交渉、頻繁なりしものとする所にして、この年、東湖は七律一首を製して、聖謨に寄せたりしことあり。即ち其紙面の、全牀を寫す。

瀟々風姿落々胸。兒童尙識川司農。苦心嘗斷好臣獄。掉舌今當驕虜鋒。芳野春深香雪滿。難波秋爽月華濃。縱令幽夢追名勝。昭代慎無從赤松。

川路君執事

彪 再 拜

編者曰、好臣獄は、仙石家の獄といひ、驕虜鋒は、露使の交渉をいひ、芳野春深は、奈良奉行たりしを詠し、難波秋爽は、大坂町奉行たりしを詠せしことならむとせる。

瀨川司馬考苦の堂御の爲に  
 吾今南海の身録一若野  
 雲海雜波秋美月兼  
 幽夢追名勝 昭代慎  
 赤物 志恭呈 川路君執事 存  
 存

江川英龍は、品川砲臺築造の、擔任者たりしのみならず、海岸防禦のこと、又は西洋兵式のこと、常々苦心せしは、今に至るまで、世人の知る所なるが、その舊友にして、且、海防掛たる聖謨に、屢々海防の意見を陳し、或は聖謨の諮問に、答ふこともいと多かりしは、英龍の信書にて、之を證するに餘りあるべし。然るに又、當時聖謨は、人才登用に、力を竭せしに際し、英龍の如き人傑を、推選して、下田奉行たらしめば、蓋し國家に益あるべしとおもひけむ、之を阿部閣老にも申いで、勢州も大に之を容れしに、江川家は世襲の代官なれば、俄かに其世々の職を、轉せしむるに、甚た難きのみならず、本人の財事管理等に於て、大に困難を感すべきの理ありしゆゑ、たとひ任命あるも、恐くは之を辭せんかと、苦心少なからざりければ、代官の本務は、幼年なるも、その長男に命ありて、襲職せしめ、循正なる僚屬をして、之を輔けしめば、公私兩全ならむ歟とて、江川家にも、しや、かゝる舊例なきかと、その舊記までも審査せしめたりき。今その事態をしるべき、江坦庵の手簡を左に録す。

以手紙啓上仕候、冷氣相増候處、益御勇健被成御座、目出度御儀奉存候。然者、浦賀、富津等之御備は、御軍船無之而者、迎茂御十分ト申處到間敷、其上、江戸海岸、別而者、兩國之川尻抔者、御捨被置候、御場所ニ無之、萬一、異船内海へ乗入候節、御府内之騒動を、御取鎮には、右ヶ所に御臺場無之而者、如何とも被成方、有之間敷奉存候。且私儀、下田御備其外、見込之次第は、去る酉年より、追々申立置候間、定而御覽も可有御座候得共、猶寫一冊、繪圖一枚奉差上候。

一キユストフル、デーシグングト申候書中、臺場可取立場所、認有之候に付、先其箇所計、翻譯爲仕奉差上候。一八才にて、御役被 仰付、候儀先祖書之書拔、奉差上候。伊奈備前守抔も、御代官之廉者、免れ候例も有之、右者、御尋茂御座候に付、申上候得共、於私決而願は不仕候。一跡存込は、下田御備相立、外國江之御外聞、

不惡様罷成候得者、夫にて事足申候。且、去酉年より、當子年迄、異船之義に付、武器持參、人數召連、三ヶ度迄、出張仕候處、今に御入用不相立、甚當惑は仕候得共、是茂御入用たに相立候得者、別段可申上儀も無御座候。

一大筒、巢口之差渡は、御心付御座候様仕度、貳拾四ホント(原註) 巢口、差渡四寸九分 九厘八毛八一五以上之筒に無之而者、異船向御用に立不申候。短ホウウイスルにて者、右之口徑にても、御用立不申候、右者近年、多分之御筒、御鑄造相成候趣ニ候得共、御用立候筒は、無數と遠察仕候間、此間御尋之節茂、第一に此段申出候儀ニ御座候。一砲術等之儀にて、御心得之一端にも、罷成候儀も御座候は、何ヶ度出府候共、厭不申候、私丈之處は、何様にも力を盡可申、表立御呼出にては、御差支之廉も可被為在候間、御内命被成下候は、私心得を以、早速出府可仕候、此段者御合置可被下候。

右申上度、如斯御御座候以上。

十月四日 (寅年) 川 左衛門尉様

江川 太郎左衛門

追而、私儀、檢見相濟歸宅仕、夫々手配も仕置候間、何時出府仕候共、差支之儀無御座候以上。右の事態なりしが、當時終ひに、江垣菴をして、代官の本務を去らしむること、あたはざりしの、事情ありければ、勘定吟味役、および鐵砲方の兼務に止めたり。

このころ垣菴は、伊豆非山の、任地にありしことなれば、本務其他海防の事務等に關し、聖謨が信書の往復も、多かりしなれど、垣菴の信任する從屬、もし江戸にあらば、公私ともに便宜なりとて、その旨を問ひしに、に寫す信書のごとく、垣菴は、柏木忠俊(當時、總督を稱す、明治の初年より、非山縣令に任を指名せしかば、聖謨も同氏を信じて時務を談せしこと、多かりしかや。

聖謨 三 江 縣 垣

此年、嘉永七年十月十五日、豫期のごとく、一隻の露艦。露使布恬廷(フチヤチン)を載せて、伊豆、下田港に入り來れり。よりて右の應接は、又も筒井肥州と共に、聖謨に委任せらるゝとの命ありけり。されど、こたびは、日露疆界のことに關し、當時、與三郎と稱し、後、箱館奉行となり、淡路守と稱せしなり。并に、目付、松本殺實(當時、十郎兵衛と稱す、西丸留守居を、古賀増と共に、伴ふこと、はなかりぬ。

露艦入港の報、江戸に達せし以前、十月十五日に、閑老は左に録することく、下田奉行に訓令されたり。以て筒肥州および聖謨が、任命の輕からざることをしるべきなり。

寅、十月十五日、伊勢守殿御渡、

下田奉行へ

覺

下田表へ、魯西亞船渡來候は、先達於長崎、對話之次第も有之旁、筒井肥前守、川路左衛門尉、爲應接被差遣候。依之追々及差圖候趣も有之、此度應接之義も、肥前守、左衛門尉江、御委任相成居候義ニ付、其方共には、應接場へ罷出候義は、勿論之事に候得共、魯西亞人ニ談判之義は、不致積可被心得候、尤應接談判中、場所々々差支、其外後害ニ相成、御爲如何と心附候義も候は、其節は不殘心底、肥前守、左衛門尉江、内々及示談候様可被致候。  
(開國起原)

聖謨は、下田に向ひ、出發するにつき、此年十月十七日、常例に従ひ、將軍より暇を賜ひ、時服を與へられ、其翌、十八日又登城をなし、阿部閣老の秘密訓令を受けし後、歸宅をもなさず、直ちに西に向て出發しけり。夫れかかる俄かの旅行は、當時大員中、最も異例とせし所なるべし。即ち聖謨の日記に云く、

嘉永七寅年、十月、魯西亞船、下田へ渡來いたし候に付、同月十七日、俄に御暇拜領物被仰付、四五日中、出立心組に候處、同夜下田より注進之趣も有之、伊勢守殿より、急に被仰下旨も有之候間、同十八日、登城之上、先格之通 御朱印等頂戴、退出より直に品川宿へ向出立、夜五ツ時頃に相成候に付、川崎宿に止宿、俄之事故、送別の人壹人もなし。

按するに、露使は、さきに十月三日、大坂港を發せしも、風浪のためのみならず、此ころ歐洲に於て、英露の間、戦争クライミヤのありしたため、東洋に於ても、また露艦の英艦に遇ふことあれば、戦を免れざるべし。されど、日

本に於る緊要の使命を帯びしゆゑ、露使は、身、水師提督たりしに拘はらず、かゝる危険は避くべきものとて、英艦通航もあらんかとの線路は、たとひ迂回するも、之を避けしことなりけむ。此故にか、多少の時日を費し、十餘日の後、下田港に着せしが、應接擔任の大員、江戸より來ること遅からん歟と、頻りに焦思し、若し江戸政府因循ならば、寧ろ江戸近海に、進み行かんとすることを申出けり。然るに若し當時、外船の江戸灣に入ることあらば、府下の動靜、人心の向背に、關すべきものにして、幕府の最も苦心せしことなりけむ。こゝに於て大至急に出發し、露使に下田に接すべきの命、聖謨等に下りしことなりと信するなり。

是に由て聖謨は、まづ筒肥州に先たち、非常の急行をなし進みまこと、當時聖謨の日記に詳なり。即ち云く、十九日、晴、、、、○今日は、七時出立に而、十六里余のみちを行、小田原に止宿、今夕と昨朝とは、二拾余里を隔つ、實に夢のことし。○今曉までに、長持其外、追々着いたし申候。  
編者曰、いまた鐵道、又は人力車の如き、地位にあるもの、一日十五六里の道程を、旅行するは、實に異例と云へし。○聖謨は、たゞは、城中より退出がけ、歸宅せずして出發せしゆゑ、旅具は宅より送りしこと、しる。當時、東海道宿驛の旅舎とて、上等旅客の寢具、其外は備へずして、各自の携帶を、要せしことなるがゆゑ、此時聖謨は、最も儉素、簡易を主とし、辛ふじて奉行職の品位を保ちしに、過ぎざりし。長持などに充たせし旅具を、携ふるの已を得ざるに出たるなり。

廿日、晴、小田原宿、少々乘輿いたし、夫より步行、三島宿前の建場より乘輿なり、其餘不殘步行せり。

廿一日、晴、拂曉に三島宿出立いたし、三里はかり、歩行いたし參り候處、下田より急御用狀來る、道傍之名主宅へ立寄、開封いたし一覽候處、早々參り不申候は、魯戎、浦賀え可廻との事なり。よりて今日中、下田へ罷越候積、乍去三島より下田迄、五十町道、二十里(原註)二十六里に當るに付、如何あるへし哉と、森山榮之助(原註)出立前日通訓より、御普請役被仰付たるものなり。申談候處、五十町道とはいへと近し、早々御出之方と申候間、出立之積に致候得共、荷物、并足いたみの家來有之、かこ人足差支候に付、今日自分は步行なり。尤途中に而倒れ候節之用意として、

僅に切棒かこを、つらせ候而、足のつ、くもの斗、供いたし候へど申たるに、良右衛門、秀三郎、二人共、聖謨家并侍壹人、徒士、草履取等、是非參度旨候申候間、右を召連候而、かけ出し七ツ時より、六ツ半時過まで、六里の天城山を越候而、梨本村へ参り、承り候處、もはや五里に而、下田へ参候由に付、安心いたし、肩輿に乗、二里はかり参候處、夥出たる汗ひえて、衣類如水相成、其上輿中、火を入されは、寒堪かたし、よりに再び二里はかり歩行して、夜九ツ半時過、下田へ参り、都筑駿河守名、峯重、當時の下田奉行へ而會いたす。いろく御用談いたし候而、旅宿、稻田寺へ引取候處、七ツ半時過なり。家來のかこふとむ、其外かりあつめ候而、少々ねころひ申候。今日之歩行、通計拾五里はかりなり、早足に人々驚申候。

今日、天城山にて、

霜つもる細谷川の丸木はしあどつけ初てわたるたくれ

撓めるも直きも同じ弓と矢のいはほつらぬくこ、ろつくしは

廿二日は、前日、長途の途の歩行に拘はらず、聖謨早起して、事務を視ぬ、『昨日のつかれ、如洗少もなし』と、日記に筆せり。此年、聖謨五十四歳なりしが、強健といふへきことぞかし。

かくて聖謨來着ありしこと、露使に通知せしに、屬僚中村爲彌に、面談を請ひたきの旨申來りたれば、直ちに聖謨は、中村を露艦遣しけり。數時の後、歸り來りて、露使は少しも早く、聖謨等に面せんこと、熱望の由を報し、且露艦は舊に異りて、提督の室をも狹め、大砲など厳しく整列をなし、英艦よりの攻撃に、注意ありしが如しと云。

廿三日、筒肥州其他の各員、來着ありしに由り、會議を開きしうへ、廿五日に露使と會見せんとの旨をば、彼に

告げたりしに、彼よりも書記官を派し來りしゆゑ、應接所として設けし、玉泉寺てふ寺院に引けり。然るにかれ露使の旨を傳へて曰く、『互に帝國の全權なり、さきに長崎にては、上陸いたし候而、及對話候、よりに今般は船へ参り候へ』と述しが、これより彼れに行くは、是れ、我れ彼れに屈することにて、『國躰上なしかたし』と申答へ、互に相争ひて、夜におよぶも決せざりし。

その翌、廿六日は、聖謨かたよりも、亦二三の屬僚を露艦に遣して、會見に關する前日の議を、決せんさせしに、亦互に固執して決せず、その後續ひて、又彼我の間に往復再三ありし末、廿九日に至り、彼れ終ひに屈し、かれまつ、上陸して會見せんと申出しに至りけり。こゝに於て聖謨は、その旅舎を、應接所に充てんがため己れは下田より少しく隔りたる、蓮臺寺村に在る、太平寺に移り、十一月朔即ち其舊旅寓、稻田寺にて、露使布恬廷アハチヤウチンに應接ありたり。此日は長崎以來の知人、久々の面話なりとて、單に相互の友情を表し、國事の議論には、あまり渉らずしてやみぬ。

翌二日は、又露使よりの招請に應し、聖謨は筒肥州其外一行と共に、露艦に到りしに、いと丁寧なる響應ありて、薄暮に至り歸寓せり、而してその翌三日は、談國事に及び、彼の需めを問ひたりしに、即ちさきに長崎に於る談をつぎ、國疆のこと、并に和親條約の締結等なり。依て彼我の全權、互に論駁し、日午より日暮に至り尙やまざりし。蓋し和親の條約に於ては、米國に於るの例もあれば、異議も起りがたきものなれど、露使の見る所にては、下田港たる、良灣にあらず、故に之を開くの要なし、寧ろ他の良港を、選れよることなりしのみならず、北地國疆の件は、彼れの説と、聖謨等の見と、大差ありしことなれば、其討論つきざりしものなるべし。夫れ當時、我北門の實地を檢閲せし、堀利潤、村垣範正兩氏の説、聖謨が折衝の材料となりしこと、少なからざれば、



我論鋒も一段の鋭を加へしことなりけり。編者曰、當時下田に於ての、露使交渉に關する證據を、今、隠するに、我全權二名なりしも、聖摸専ら應接を擔當せしこと信するも、誤りなきが如し。然るに、其翌四日は、下田に古來未曾有の天災起りて、聖謨の一行も、其厄に罹りけり。その趣は、今こゝに聖謨の日記を抄出し、そのまゝ、左に之を録す。

四日晴、今曉九時半時よりかき物いたし、明六ツ時前より、鳥啼まで再び臥候後、支配向と御用談いたし居ながら、食事中、五ツ時過、大地震有之、壁破候間、表の廣場へいて候、かゝる地震は、生れて、はしめてのことなり。寺の石塔、其外燈籠等みな倒れたり。暫てして、津浪なりとて市中大騒なり。中村爲彌來り、早々立退きのこと然るべしと申候。よりて支配勘定、上川傳一郎先立いたし、御普請役其外まで、書物を携へ、近習、中小性一同に而、六七町はかり逃て、大安寺山へ四分通り上り、見をり候處、はや、田面へ潮押來りたり、間もなく、市中土烟立て、けしからず騒なり。火事かとおもひみるまに、大荒浪田面へ推來り、人家は崩れ、大船は帆柱を立なから、飛か如くに田面へ、ドット來りたる躰、おそろしとも何とも申へきよふなし。其時居合候もの共、大勢おもはず茨をわけ、木を傳ひて、道なき山を、ひら上りに上りたり。絶頂へ參りみれば、手足をかき破りて、血の出ぬといふものなし。こゝには土地の男女、逃上りてみな念佛を唱へ、或は泣居たり。暫して、や、靜たるけしき故、下り候はんとせしに、少も道なし、村人をして道案内させたるに、こゝには道なし、安らかなるかたよりとて、案内したれど、矢張同じことにて、絶壁、屏風のこゝく、畫ける鶴鳥越よりも甚し。いかにして上りけむと、一同再び驚たれといたし方無之、漸く三町はかり下りたるに、(原註)此間にはちを替、甚善い、柚の跡を見出し、夫より四五町下りたるに、松村忠四郎當時、下田奉行、尋來りたり。相見て互に涙くみけり。同人旅宿は、とくに流失せし由なり。自分其外この處に立なから、御用狀を認め。或は米を買手配

をなし、又は近郷へ、飯を焚ことを頼まんとて、夫々へ御普請役を遣したり。(原註)御普請役、郡司等助、はた、馬に用を辨し、夫にて漸く米は有之候得共、はしも何もなし、手つかみにて、食事いたし。今夜は百姓家借受、止宿之處、六疊之間に、自分のはしめ、爲彌其外五人、まくらも無之、ふせり申候。尤、左衛門尉夜具其外は、幸ひ別條無之候に付、支配向にも分ち、貸遣したり。左衛門尉は、家來又ものにて候迄、少も怪我無之候得共、大助菊家來壹人、官之丞部、家來三人、行衛不相知、又御船手同心二人、下田手附壹人、并子供壹人、筒井中間も壹人、不相分由、氣之毒なることなり。

五日、晴、六半時出宅に而、所々回りみるに、田之中に二十町前後之所は、廻船三四百石より、千石之船、上り居るなり。きのふ逃去たる、山麓には、逃損し轉ひたるや、死し居候もの二人あり。又二歳はかりなる、小兒の死したるも、二人居りたり。或は火事羽織に而、帶刀いたし、家の梁へ上り居たるか、其ま、沖へ被引たるとみへ、死し居るもあり。夕かたみれば、死人を掘出し居たり、死骸夥敷ことなり。實に哀れなること、かきりなし。魯西亞船に助けられたるもの、三人もあるよしなり。魯人のはなしにては、魯船の脇を、百人も、其余も、流れ行たるものありといふ。魯人は死せんとする人を救ひ、厚く療治せしとて、助けられし人々、泣て拜むなり。可恐、可心得事なり。

六日、晴、六半時より、下田へ參る。下田は、昨夜中に四度つなみにて、二度は奉行等、山へ逃上りたり。右之譯故、今に山中に、野陣あり、少々といへ共、黒川嘉兵衛宅へ、床上二尺も上りたるなり。寄合の中にも、津浪の注進あり、大騒いたす、乍去逃はいたし不申候。下田迄、當時旅宿之、蓮臺寺村より、三十町なり、夫故右之患なし、昨夕より、はしめて飯の手つかみ止たり。されど同村温泉場ゆるに、湯の桶なし、よりに今に湯遣ひ

ならず候。下田町に而死人を、他村之ものに申付、掘出さするなり。身寄へ引渡といへ共、はつかに妻一人など申譯故、葬もならず、僅に土をかけ候斗と云、可憐ことなり。四日、五日と、黒米かと申様なる粥、或は握めしを給候のみ。その粥も、手桶に入たるを、かけ椀に而すくひ食せしなり。平日の食味と、いたく異なれば、飢に望むの外は十分に食氣なかりし、然るに今日並の飯をたへしに、そのうまさこと限りなし。○今度の天災に、左衛門尉、衣類等別條なき故、支配向其外の、衣類を流失せしものへ、悉く分遣したり。古賀へ、時服一ツ并袴、中村爲彌へ、野袴并時服一ツ、菊地大助へ、時服一ツ并袴、日下部官之丞、上川傳一郎へ、小袖一ツ宛并胴着一ツ、青山與惣右衛門へ、衣類一ツ并袴、永持亭次郎へ、八丈一反、裏一反、綿共、御普請役不殘へ、衣類一ツ宛、尤も森山榮之助へは、別段衣類遣したり。

前にも述しごとく、元來、露使の意見は、下田の灣をもて、船舶の碇繋に、便ならずとなせしのみならず、他日、自然通商を開かんには、最も不適當の地なりとのことなりしに、偶たま海嘯の襲ひ來りて、露艦、損傷に係りしゆゑ、一層下田を嫌ふの念を生じ、他の良港に移らんことこそ、願はしけれと申いで、此天災のため、彼我の全權、互に安否を問はんとて、僚屬を往來せしめたるに、彼れ頻りに、其事を請ひしに由り、聖謨は此月七日、八日の兩日、中村爲彌を特に露艦に派し、轉港のことに關し、交渉せしもの、再三におよびたりし。其情態等は、當時聖謨が、筒井政憲と共に、阿部閣老に呈せし報告書に、詳かなりしが、同閣老より、其書を評定所一座、并に海防掛、其他大小の目付等に示し、とて、開國起原に掲げあれば、今、該書より之を寫して左に録せむ。

下田より、申越候趣、

魯西亞、應接一條之義、いまた相決不申候内、當月四日、大津波ニ而、下田町、悉流失いたし、其節魯西亞船、楫

折、マキリカハラ餘程痛候ニ付、五十里計りの船路可成ニ、走參候儀出來可申候得共、大洋航海は難相成候間修復いたし度、然る處、下田表之儀、日々今以津波、少々宛は有之、右牀に而は、いつ大變可有之も難計、片時も安心いたし兼候ニ付、いつ方に而も、場所は差圖に隨ひ可申候間、湊堂ヶ所拜借、船修復いたし度、尤異變に臨み候間、當月六日午刻迄ニ、是非共挨拶有之度旨、同五日申出申候。右は實に無餘儀次第に而、既に魯人之内、即死人怪我人も有之、申立之次第、無相違相聞申候處、貸遣し候湊之儀、浦賀歟、清水湊歟、遠州掛塚歟に可有之、浦賀は成丈相斷申度、清水湊は、駿府御城近之場所に付、不相成、然る上は掛塚に限候様に候得共、同所之儀御取締は勿論、詰合之役人も無之場所に候處、船修復致し方之義、陸へ上げ、横さまに致し、修復致し不申候而は、マキリカハラ修復不相成と之事に而、荷物、悉陸上げ之上、五百人餘之異人、上陸致し不申候而は不相成、右体御取締も無之場所、必可然とは難申、乍去浦賀は、江戸近之儀に付相決不申、然る處、掛塚之方、若宜湊に候得は、魯人右場所開港之儀可申立も難計、其次第に寄候而は、奉行所に不相成候而は、必差支可申哉、然る時は御取締向、其外共、浦賀之方、可然と之衆許に有之、乍去いかにも江戸近に付、掛塚之方可宜哉、御取締向之論に至り候而は、掛塚何分懸念仕候。右は伺之上に無之候而は、不相決候に付、役々惣名代に與三郎參着致し候儀ニ御座候。下田之儀、已後○港原書ノマ之儀は如何可有之哉、差當り及飢渴、人民之住居も無之候ニ付、中々以、數年之後に無之候而は、如已前港と可相成見込も無之候間、厚御熟慮之御沙汰御座様、仕度候事。

一豆州之内、船繫場所、網代村、長津呂村、稻取村に而、船修復爲致候積申試候處、彼方に而長津呂等之様子は相辨居、しはし之船繫場に而は、船修復は難相成候に付、下田湊より可相成は、大なる場所に致度旨申之候。

右に而は逆も掛塚湊、或は浦賀之外無御座候事。

中村爲彌、應接場へ差遣、魯西亞通辨官へ應接爲致候、肝要之ケ條、

一右三ヶ所湊之内を一見之上、可然場所に而修復可致旨申談候處、夫々場所大サ等承り、魯人申聞候には、長津呂は常湊江入津之節、一見致し候處、至而之小湊に而、假にも異國大船、繫等致しかたく、外貳ヶ所共、下田湊同様之大サに候へは、可也ニ修復も出来いたし可申得共、談之趣に而は一見致し候も、益無之旨申之候。  
一右申聞候趣、無餘儀次第には候得共、此程之地震に而、海道筋、人家其外破損致し候場所も有之、得と取調之上に無之候而は、拶挨拶及候間、右等之處、厚勘辨いたし日合十日程相待居候は、取調之上、否可及挨拶旨申聞候處、魯人承伏、右日限相待可罷在旨、申聞候事。

但申立候日數よりも早く、彼方へ挨拶不致候而は、人氣を失ひ可申候間、早速御下知御座候様仕度候事。

一一体此程之津浪に而、彼船餘程相損し、殊にマキリカハラ九丈程之物、打放れ、船中滲入相成居、此上若大風波等有之候而は、逆も難渡體に付、全當座之凌之爲、船中重き荷物、陸揚致し度旨申聞候間、當所此程之災害ニ付、荷物陸揚致し候とも、番人等差出候儀は難相成候間、右之處承知ニ候は、海岸へ上置候儀は不苦旨申聞候處、大砲其外陸揚致し候儀ニ付、番人等には不及旨申聞事。

一魯船、痛所出來候以來、甚窮迫之體に而、申聞候は、是迄は魯西亞使節之規格を立居候處、此程之體、全漂流人同様ニ付、厚御憐愍被下度旨申聞、右に付何卒船修復出來之上は、歸國迄之食料として、麥、米其外御送り被下度旨申聞候事。

(開國起原)

かく聖謨は、筒肥州等と共に、報告をなし、且その書中に示し、がごとく、露艦修繕のため、碇繋すべき良海に、

移らむとの請ひに關し、村垣與三郎を政府に送り、其事情を陳述せしめ、何分の指令を求めけり。

右のごとく緊急の事務を、裁し了りたれば、僅かに一日少許の閑を得しとて、聖謨は九日の朝、浴みせしに、左に録する逸話あり、その中に、宮嬪云々とあるは、是れ聖謨が最も感せし所にして、即ちさきに、將軍家、大奥の冗費、節減のことを阿部開老に建言せしも、亦蓋し此意に出しことなるべしと信ず。

今朝、てらの客殿の椽側に、つかり桶をもち來て、浴みいたし申候。これ、つなみ後初めてなり。手足に小疵、特之外多きをみて、驚きたり。みな山へかけ上りしとき、いはらに破られたるなり。家來みな同じ。○浴して客殿之椽にある、鳥の糞おのつから洗はる、をみて、戯に、板敷は浴みながらに洗はれて中く清くなれるふるてら ○女などの奇麗すきに、此節のこと、みせたし。畢竟乍恐、東照宮をはしめ奉り、此百萬倍の事に逢せられて、天下を治め給へるなり。それをえらす、宮嬪等の奢侈など、可憎ことなり。

聖謨は、素より土地の行政に、關すべきことはなかりしも、本務は勘定奉行にて、即ち司農の職なれば、斯る天災につき、人民救助のことも頻りに苦心し、露人交渉の餘暇に、近傍の代官等に、謀りしことなどもありしゆゑ、又一層の繁忙を來せしとなり。其一證を舉れば、江戸に在し家族より、聖謨の安否を問はんとて、派遣せし家來、富塚順作は此月十日、朝、到着ありしも、聖謨之に面するの閑なく、終ひに夜に及べりこのことを以てまゐる。即ち日記に云く、

富塚順作、今朝來る、然るに面談のひまなし、臥し候節、漸く江戸之様子承り候。、、、

又聖謨の日記に、村落人民の困苦を、切におもひしとて、まゐるし、うちに云く、

遠州の方を見せに遣し候、御普請役より申來り候には、吉原宿よりみちふたかりて、旅行のならぬよしなり。

あたみの湯場は、五日に大地震ありて、湯の穴より火を吹出し、地形變し、村落崩れたるよしに付、上川傳一郎を差遣したり。○けふ村にて、濡衣類を乾かし居るをみて、

わたつ海の浪かけ衣家ことに干せとかわかぬ袂ならまし

又此天災の公報、江戸に達せしに、將軍に於ても、聖謨等一同の困難も、深く察せられしとて、特旨の趣を傳へ來れり。即ち聖謨その日記に筆して云く、

十一日、晴、昨日御用狀來る。然るに伊勢守殿、御直、河内守へ御渡、十一月八日御之書付に、下田表、地震、津浪等、不容易天災之處、何れも怪我も無之段、達 御聽、先ッ者 御安心被遊候、併不意災患、可爲難義と被思召候。依之出格之譯を以、御内々拜領物被 仰付候と有之候而、筒井肥前守、并自分へ、羽織、并八丈縞三反、伊澤美作守、都筑駿河守へ、同斷、松本十郎兵衛、村垣與三郎、古賀謹一郎へ、同斷二反宛被下之、先ッ者 御安心被遊と之御事、落涙いたし難有候。

右の品物は、全く將軍の手元より、與へられしことにて、當時最も面目とせし所なり。且右の八丈縞は、いづれも、大縞のものなりしと云。これ此時、一同、寢具の流失もありけむと察せられ、即ち衾被の料に、充たさんとの、厚意に出しことなりとさけり。

又右の公信中には、阿部閣老より慰問の書簡を、自筆もてなせしものあり。其文に云く、

魯西亞應接掛  
之衆下田奉行

次第に寒光相増候處、各方愈御無事、珍重存候。陳者今般は、地震、津浪、不慮之天災、誠に驚嘆之至に存候。先以、各方無別條、夫々立退候よし、其段は降心いたし候。乍併急變之義、如何計之混雜と、實に深く察入、寢

食も不安候。此上とも益氣挫無之様、天下之ため、忠勤賴入候。且別紙ヶ條書、心附候儘、相認相廻候間、熟覽之上、夫々宜被取計可申候。餘は猶、追々可申入候事。

十一月八日

再白、各方折角厭相勤可被申。支配向一同、嗚々難義いたし候事と存候。何れも無事罷在候段は、安心いたし候得共、心痛は如何計と、是又察入申候、夫々宜敷申通可給事。

又一方に於て聖謨は、此月五日附をもて、公信の他、特に書簡を阿部閣老に致し、露人下田港を去て、他の良港に赴き、その船を修繕せんとの情願に關し、尙も公信の意を縷述しけるに、勢州は公報および、その私書に接せしのみならず、村垣與三郎も來府したれば、其事情の大概を了知し、深く考慮したりけむ、其書を水戸前黃門に回送し、謀るに下田港の他、いつれかの海灣に、露艦を容る、の裁可を、與ふべきやとのことを以てせり。夫れ阿部閣老の意見たる、露人をして伊豆の國外に、船を繋がしめば、恐らく下田の他に、又一の開港場を、設くるの姿に到るべくして、意甚だ安からず、寧ろ下田を、動かさざるに如かじとのことなるに似たり。」前黃門の勢州に答へられしも、亦元來下田港に、碇繋を許し、は、單に露に止らず、米、蘭二國も亦然り。是に由て單に露人の嫌ふがため、之を他に移すことあたはず、故に下田は、動かすべからずして、而して若し彼の露人、強ひて之を嫌ふことあらば、長崎、箱館二港を約すべきことこそ、至當ならめとの趣なりき。然るに素と、聖謨等の意見も、亦下田を鎖して、他に一の碇繋港を、許さむとのことにはあらず、下田は、其ま、存して、而して唯、露艦修繕のためのみ、暫く他の一港を許し、その完成の日を期して、之を鎖さんとのことなり。是れ畢竟露使、いま、その國の使命を奉じて、萬里外に在しに、偶たま天災のため、其城郭と頼める船を傷め、歸らむとするに、み

ち断え、居らんとするに、家安からず、いと惘然の様なり。かゝる時に際しては、成るべきの保護、成るべの便利は、與へんことこそ、隣交の途ならんとの意に、出しものとしるなり。然るに初めは、その事情、よく貫徹せざりけむ、政府の見と、稍々齟齬の兆なしとせざりしも、村垣與三郎の、再三陳述にて勢州もよくその意を了解ありて、魯船修繕場所の件といへる名稱をもて、聖護等の呈書、および前黄門の答書等を添へ、之を大小目付職の議に下したり。さはあれど何に拘はらず、露人の應接をなすべき地は、下田に限るとの意を、明にせんとして、此月十一日をもて、左に録する公文を、傳へられたり。即ち云く、

魯西亞應接掛  
面々下田奉行

下田表地震之上、津浪等に而、在町共、多分之流失も有之候に付、魯西亞船應接之儀、萬々不都合之筋には、可有之候得共、今更、浦賀表等へ相廻候は、餘之國々渡來之節、取計方にも差支候義に付、此度之儀は全く天災之事故、彼船江聊取繕無之、有鉢に申諭し、寺院手入、又は假建物等、如何様にも手輕に取建、何れにも其地において、應接いたし候様可被取計候。右に付御固等之儀、一同申談差支無之様、勘辨いたし可被取計事。

(開國起原)

又右の公文と共に、聖護の手に達せし、阿部閣老よりの半公文なる書翰あり、以て當時の情態をしるに足るべし。依て之を左に録す。

魯西亞應接掛  
之衆下田奉行

伊 勢 守

一魯船、此度之地震、津浪に懲候而、下田港滞帆は迷惑ニ候間、浦賀又は其外へ、相移度申候とも、應接所は下田と取極、彼之申立を不承届候而、精々申諭候義、昨日相達候通之事。

一夷船破損所有之、修復致度、右修復場所借用いたし、修復出来迄は、船中之もの上陸致居度段、達而相願可申も難計、其節は其危難を撫恤致遺し候義故、相斷候義は不相成、無據被差許可申、尤實に右修復中丈之義に而、修復出来之上は、早速一同、船へ立歸可申義と、堅申達し、彼、承知之上に而、其通可被取計候。上陸爲致候場所は、寺院に而も農家に而も、不取締無之場所へ、壹ヶ所に而も、貳ヶ所ニ而モ取極、勿論其場所を、彼へ明渡と申様に無之、與力、同心等相詰居候而、夫々引受、精々取締方被盡候而、自然と彼之商館に、似寄候ものに陥り不申様可被致候事。

但病人多有之、療治之爲に、上陸致居度申出候も、本文に準し、此度非常危難有之に候付而之義、後日定例には不相成、全此度限り之譯を以、能々申達、彼承知之上に而、本文之通、上陸差許可申事。

一彼船、修復と申候は、何れ海濱に於而、其場所を借用申出候義も可有之、是は申迄も無之、本邦人、并本邦之船と、混亂致し不申様有之度、定而彼小屋掛等、色々之事差繕候も難計、取締之爲には、和歌之浦と申處坏、宜敷とも被考候。猶其地に而之衆評承度候事。

一薪水食料、欠乏之品、差遣候義は、不及是非、此節申も、是迄之通に被取扱候方に可有之。尤當分之内、不手廻しに而、何角少々隙取候義は、彼え可被申諭置候事。

但、申迄も無之、此混雜に付、迎も容易には難差遣趣に懸合而候は、彼、然らば浦賀敷、江戸えと可申間、此程合品能可被申盡事。

一應接所、定而不自由に可有之と遠察いたし候。乍去、何分下田を他へ轉し候而は、是より因循、終に難取返候間、是非共、其地に而可然場所、可被取極候。下田寺院等に而、事足不申候は、假小屋取繕、各方旅宿、

下々之旅宿、近邊之村々え跨候而も可然事。

一亞米利加人江七里四方遊歩差許有之候間、其處は無餘義被差許候得共、追々下田町普請取掛り候は、當分之内、是より是迄は通行致間敷と、彼船より上陸之道筋、并遊歩勝手次第之内に、仕切を付ケ、普請混雜之間へ、入交り申間敷様工夫可被致事。

一柿崎、玉泉寺は、津浪之禍は如何様に候哉。アメリカ人へ、葬埋を差許有之候間、魯人えも同様之譯に候、如何様損所等有之共、早々取締致候而、異人之葬地は、玉泉之外へは、廣り不申様可被心得事。

一武ヶ濱、造船場等之地形、定而相變候事と被察候。市中、七八分は、流失之由に候得は、要害之爲に、改而之普請は、他へ引移、場所替にて、其外之役所向、諸家、固之地、砲臺築立之地勢打込、吟味評議有之度事。

但、江川太郎左衛門、救助筋に而差遣候に付、序に本文之地勢、見届歸り候様申付候遣間、可被申合候。

聖謨は、津浪後の紛雜に拘はらず、露使と國事の交渉を引つゞき、此月十三、十四、十七の三日間、玉泉寺に於て會見し、日々數刻の討議をなしけり。自筆の日記中に、その趣の畧を掲げて云く、

十四日、晴、柿崎村、玉泉寺に而、魯人と應接いたす、昨日の談判、嚴々過候而、魯人大に怒たる歎とおもひたるに、今日は大に承服して、柔になり、事七八は決せり。夷情、はかりかたき事如此。

此際、さきに録せし勢州の書簡、聖謨等の手に達せしに、書中の意たる、應接場の位置は勿論、露艦の修繕も、亦なるべくたけ下田にて、事を了らめんとの方針、顯然たれば、聖謨も頻りに苦心して、更に露使と交渉をなしけむ、中村爲彌を派して、露使の通譯官ボシニットと談せまめしこと、屢ばなりき。かくて又江戸に在る、大小の目付が、さきに阿部閣老よりその議に下せし、『魯船修復場所の件』を決議せしも、

結局下田近傍をいはず、伊豆の妻良子浦、又は白濱などの海濱をもて、露船修繕の地に充たせめんことこそ、至當なれとの趣なりしがば、勢州は其議を容れ、即ち妻良子浦に決せよとの内訓を、聖謨等に傳へられたり。

夫れ聖謨は、前にも記し、ごとき、苟くも國權に於ては、一步も彼れに譲ることを、欲せざりしといへども、當時、露使はしめ一同は、恰も漂流人に近きさまなれば、彼れの船、十分に修繕の、成るべき手段は之を盡し、其便利を與へたしとの、精神なり、然るに斯る内訓に接しければ、右の妻良子浦をのみ、許すの外なしとて、中村爲彌をもて、その旨を露使に傳へたり。されど該灣は、露使、既にその地形を、了知せし所にして、甚だ不適當のことなるゆゑ、之を檢せしに、事實、風波常に穩かならず、到底、船舶修理の地にあらじ。依て聖謨は、筒肥州その他一行の職員とも、協議を凝し、末、政府より委任の權限に依據して、妻良子浦をば放棄し、その近傍に於て、更に又一灣を擇まんと苦心し、屬員に命じ、露人を伴ひて、沿海の近村に、之を求めしめたりしが、幸ひ一良灣を發見し、その海濱にて、露艦の修理を、許すことに決せりとて、聖謨の日記に云く、

廿三日、雨、魯船を修復する湊、豆州に差當なし。よりて、魯人に御目付方、并御普請役を添て遣したるか、君澤郡、戸田村といふを見出したり。それは誰もしらす、勿論圖等には更になし。しかしよくききは、良港なり。今まで、人のきかぬ所なり。西人、航海術に巧みにして、地形など、眼力の高きには驚くへし。

この故に、露艦は、廿四日朝、戸田灣に回航せんと企てしなれど、破損のため、運轉自由ならず、依て種々の設計をなすべきの、已を得ざるにいで、終に廿四、廿五の兩日、尙滯泊して、其準備を整へけり。聖謨の日記に據てみれば、大綱をもて船體を巻き、又は繩をさげ、空樽を之に結び付て、舵の補ひとなしたりと云。然して廿六日の朝、辰刻に出帆して、戸田に向ひけり。こゝに於て聖謨は、筒肥州等と共に、一篇の報告書を製し、之を政府

に呈したりき。其全文を左に録す。

三百七十二

下田表へ、渡來之魯西亞船、破損、爲修復、豆州戸田村え、相廻候儀に付、申上候書付、

筒井肥前守  
川路左衛門尉  
松本十郎兵衛  
村垣與三郎  
古賀謹一郎

下田表へ、渡來之魯西亞船、破損所修復之儀、御差圖之趣を以、豆州、妻良子浦、地先に而可爲致候處、同所は、風受不宜、浪荒に而、修復難相成旨申聞候に付、一同談判之上、右最寄に而爲致候積、近村之地先、一見爲致候處、豆州、君澤郡、戸田村地先、地形至極宜候間、同所に而修復致度、去る廿四日朝、出帆いたし候旨申出候處、戸田村者、水野出羽守領分、小笠原順三郎知行所にて、下田より十七里程、相隔候西海岸故、別段差支之筋も無之候間、下田奉行へも申談、差許候積申渡候。右に付兼而被 仰出之趣を以、今般は非常之天災に付、出格之譯を以、右場所に而修復、此節限り差免候。尤猥りに遊歩、又は人家へ立入候儀等、難相成旨手覺書いたし、御勘定組頭、中村爲彌、御徒目付、永持享次郎、御普請役、小人目付等差添、同廿三日夜、魯西亞船へ差遣、右之趣申渡候處、承知之旨返答申聞、尤請書申付、若難澁いたし候は、手覺書其儘相渡候様、兼而含遣候に付、先受書申付候處、甚不伏之体に而、口上と書付と何計之違有之候哉、使節是迄口上に而申立候儀は、聊違候儀無之候間、別段受書等は難差出旨申張、如何様申談候而も承知不致、手覺書強而差戻申候。乍併内心は

其喜悅之跡に而、當所近く宜修復場有之船中一同再生之心地いたし候由に而、厚挨拶申立候。右之通急速出帆致候而は、場所差支之程も難計候に付、不取敢、應接掛之内、御普請役、御小人目付兩人宛、下田奉行支配向のもの、即刻差遣、引續、支配勘定、上川傳一郎、御徒目付、横田新之丞、并御普請役、御小人目付壹人宛、出役爲致、戸田村へ罷越、異人差置候場所は勿論、都而所御取締其外共、追而御沙汰御座候迄之義、篤と申含遣、且、下田奉行申談、同所出張之、水野出羽守人數、引揚させ、場所御固之義をも、申達候に、廿四日朝、出帆可致模様之處、假楫、工合不宜、出帆難相成、修復差加候趣に而、猶滯帆罷在、今廿六日、當港より戸田村の方へ、出帆仕候、依之申上候以上。

寅十一月

(開國起原)

右のごとく、露艦は出帆せしに、東海道、原驛と、吉原驛の間なる洋中にて、不幸にも、沈没したりとの急報、聖謨の手に達せり。即ち日記に云く、

十二月、朔日、晴、、、、

夜四半時、江川太郎左衛門より急狀來る、魯西亞船、原と吉原との間に而、及破船、異人、胴を繩に而く、り、一人つ、水中へ飛込候を、大繩に而引揚げ、助命いたし候旨申來る。右に付、即刻寄合とも存候得共、旅宿差隔候に付、支配向一同、并御徒目付、吟味方等呼寄申談、夫々取斗方及差圖、即刻、中村爲彌、出立爲致申候。羅紗、并モンバ之衣類、五百人前、不被下候而者相成間敷旨、江戸へ申遣す。江戸にても、かゝる騒はあるまし。只ありかたきは、日本の方、手拔少もなし、そこは大悅なり。

又、三日の處に、記して云く、

魯船フレカウト、彌、水船となりたるに付、上川傳一郎、漁師廻船等を集め、戸田へ引よせ候積、世話をやく始末申聞る、よく行届たり。傳一郎は五十日野宿して、カラフト、百五十里の分見地圖を作り、スメレン、又ヲロツコなどいふ夷に逢て、對話いたし歸たる男なり。今度之働、さてもこゝろよし。その翌日、又記して云く、

一昨日、魯船フレカウト、駿州、江之浦と申候所まで、率船に而參候處、大風に相成、帆柱も相みへさる程に沈没およひ候。乍去使節其外、無恙上陸いたしたる趣、夜をかけて、櫛の齒を引かこゝくに注進來る。右に付役々寄合いたす。、、、、、、

右の注進といへるうちに、中村爲彌より、聖謨に送りし報知書あり、其一なる目付方、横田新之丞連署のものを、左に録し、以て當時の事態を示さんとする。

久連村より、急書狀を以申上候、然者兩人、并坂臺二郎とも、一同、今朝爲彌より申上候通、一昨夕、使節始、士官之者共、廿人程、押送に乗船、役々乗組、魯西亞船を、戸田伸之方へ引出し可申積、引船數艘を以、小須濱より貳里程、洋中え寄候處、俄に海上、風波相起り、何分、引船之もの共、魯西亞船に被引込可申候間、風波に寄、引網相放し逃去可申と、使節、最前申聞候趣も有之候に付、大風故致し方無之、引船不殘逃去り候處、目前に而、魯西亞船横に相成、海中え沈み入、帆柱少々相殘候迄、小林次郎見届罷歸候由、途中に而申聞候。然る處魯船引出候節、附添候、使節始、士官其外役々共、右之大風に而吹流し、江之浦え吹附られ、無據上陸、同村、寺院え、昨夜止宿爲致置候處、前文之通、本船沈み相成候上は、猶又、最前吹附られ候、藤川之落口、宮島村え立戻申度由を以、今朝、江之浦出立之趣に御座候間、乍途中、久連村を指、立寄相談仕候處、最早、修復之儀は無之候得共、漂流人之儀、何れ居所假にも無之候而は、取計方差支可申奉存候間、矢張、戸田村え、一同取集候様可仕奉存候。右に付三人共、直に宮島村え罷越、江川太郎左衛門えも談判之上、使節え榮之助を以、戸田村え假居所、補理致置候間、案内可致、其上に而面談も可有之旨、申談候様可仕奉存候。右之通取計候積に候得共、兼而御承知之布恬廷故、速に承知も仕間敷候得共、原宿最寄、地震潰家多に而、差支候間、精々力を盡し、申談候様可仕奉存候。前文申上候得共、外可取計向も御座候は、早速被仰越可被下候。不取敢、此段申上候以上。

十二月三日

横田新之丞

中村爲彌

川左衛門尉様

松十郎兵衛様

右の報知に接し、聖謨は、筒肥州と共に、一令を下し、戸田村に露使をはじめ、五百人許の露人を、宿らしめんがため、その假寓其他、十分の準備に注意を興へ、尙も屬員、上川傳一郎に、その旨を授け、専ら其整理に力を盡さしめけり。然るに、大に満足の結果を得たりとて、聖謨の日記に云く、

上川傳一郎を、戸田へ遣したるに、三日之内に、五百人之居所、其外食物、酒、烟草等に至る迄、無差支様にいたしたり、其働感入候。、、、、、、

これに由て、故の露艦ディヤナ號にありし海員は、兎まれ角まれ戸田村に、留まることに決せしが、斯く本船は、水底のものとなりしゆゑ、たとひ國事の交渉は、終結を告ぐるの日に至るといへども、五百有餘の露人、如



何してか海洋を渡るべきぞ、夫れ當時日本には、遠洋通航に適すべき、船舶は一隻だもなく、又下田は、いまだ通商の開けし港にもあらずして、便乗を需むべきの外船なく、長崎箱館に於るも、亦殆んど然り。こゝに於てや、水師提督たる、露使布恬廷は、造船術に通ずる、士官を督し、又乗組の鐵工、木工等を使用し、之に難ゆるに、日本の職工を以てせば、蓋し「スクーチル」船の、一二隻を造り、歸國の便に供することも、難きにあらざるべきものと思ひ、又その完成に到るまでの間に、國事の交渉を終らむとおもひ、その計畫の趣を詳記し、之を聖謨等に申しでけり。

聖謨は露使の要求を、至當のことにおもひ、且か、る飄泊のさまをみて、成るべきの便は、彼れに與へひと、欲せしのみならず、此機を利用して、日本人が造船業を學ぶの益を得んことも、蓋しあらむかとおもひ、之を一行の各員に謀るに、筒肥州其他も大に之を贊し、同意を表したれば、速にそのことを政府に報知せしに、「魯人の危難救ふべきよし、江戸より厚き沙汰ありて、許可申したれば聖謨は専ら其屬僚、并に江川英龍に委託し、露使の請ひしま、我木工、又は鐵工等を選び、之を露人の技手に付し、且造船の材料をも、悉く具して與へけり。これ圖らずも、我國の造船業に於る、一大進歩の、好媒介とこそなりけれ。明治廿二年、勝伯が、その編輯せし、海軍歴史中に、此ことを記して云く、

魯人之不幸、此不測ノ天災ニ罹リ、且ツ其艦ヲ失フ災厄、重リ到ルトイフ可シ。然レトモ猶勇ヲ鼓シテ、敢テ屈セス、再ヒ我ニ需ムルニ、木材、鍛工、船工ヲ募集センコトヲ要ス。乗組ム所ノ船工、鍛工ヲ首メトシ、新ニ造船ノ業ニ従事ス、艦士等、勉勵實ニ驚ク可シ。終ニスクーチル船、二隻ヲ造リ、是ニ乗シテ、北海ニ向ヒ去ル。此魯國ノ一大不幸ヤ、我カ幸トナリ、我カ諸工、艱難ヲ經タリト雖トモ、西洋造船ノ諸法、暗ニ是ヲ實地

ニ得タルモノ多シトス。假令ハ造船ノ初、龍骨ヲ以テ造船臺ニ拵ヘ、首材、後材ヲ建テ、肋材ヲ植ヘ、船梁ヲ固着シ、外板ニ及フ等、或ハ緊帶諸部ヲ以テ、全體ヲ固メ、外銅板ヲ張ルニ、テールニ浸セシ厚紙ヲ張り、銅板ニ及フ等諸法ノ如キ、我邦ニ傳フルモノ、此時ヲ以テ最始トス。且ツ松根ヲ蒸焼シテ、テールヲ製シ、生麻ニ浸入セシメ、後諸索ヲ綯フ、此他我邦絶ヘテ無キ處、是ヲ一時ニ備フ、豈ニ邦家ノ幸ト言ハサルヘケンヤ。此後、是等ノ法ニ因テ、造ル船ヲ君澤形ト稱シ、君澤形第一、第二、第三、漸次ニ増製セシム。魯人ノ造リテ乗去リシ船モ、後、我ニ送リ還附シ、當時ノ高意ヲ鳴謝ス。

此時、魯人ニ從ツテ就業セシ諸工、多ク幕府海軍所附屬トナリ、此中、良工ノ今尙存在シテ、横須賀ニ到リ、諸工ノ長タル者數名ヲ存ス。

かくて露人のうち、造船業に關する士官、および職工は、日々戸田村の海濱に在て、新船の掃造に勉勵し、其他の海員といへども、亦各の應分の業をなして、之を補助せしときけり。されど露使布恬廷、および外交に與かる、士官若干は、更に下田の近郊、柿崎村、玉泉寺を假寓となし、聖謨等と、互に國事の交渉を進みけり。今聖謨が、日露國疆論に關し、筆せしこと日記中にあり、由てこれを左に録す。

二國會盟錄によるときは、清、康熙の時、魯西亞既に、韃地之方を侵奪し、屢々戰爭をなし、城をも取らる、またてに、清朝は敗軍に及へり。依て康熙帝、其大臣に命して、會盟をなさしめ、黒龍江より西南の方へ、魯戎の入ことを堅く禁して、互之條約を石碑にえるし、蕃漢の文字をもて、誰にも分る様になしたり。然るに其會盟、忽に破れて、其後も屢侵掠のことあり。方今の 皇國と、康熙の世と、いつれか強かるべきや、魯戎は其時に較ぶれば、遙に又大國と成、且航海のこと其頃よりは、雲壤を隔てたり。まかるに、カラフトを奪取らむとす

ること久し。(原註)奉使日本記行に、クシユンコタン取のいたし方を詳に示してあり其仕方いよく可惡説なりの事を、アニハ港と云ふして、奪文化のはしめ、既に大事に及はむとせしかど、幸にまぬかれたり。其後今般に至り、御國境のことを申して、一旦は我に説破られて、クシユンコタンの陣營を可取拂とまでに申たれど、夫より先、五十度にいたり、(原註)カラフト地へ入るに、日本、ス、メ、レ、ン、ク、ル、又は、ヲ、ロ、コ、人などを所と、はつかに壹里計ニ而、人種之様子、斷然として蝦夷と、東韃の風俗別段ニ付、右を以境とせむと、(原註)カラフトの風土、相違いたすといへ共、クシユンコタンには、櫻ありと、村垣與三耶其他も申した又カラフトに、櫻なしと申なり、尤これには、クシユンコタン江は不參、西、岸を與へ参りたるゆゑなり、櫻を折たるは、五月廿五日なり云、いろく申せと聞入ぬなり。これは後日、侵奪の心ある故なるへし。依之われ力をつくして、天下のために、争ふといへ共、十分ならず、われ七十まで存命ならば、再論をみるへき歎、可嘆ことなり。夫をいかに説けとも、しる人なし。(原註)鼻國へは、天、幸ひを下し給ふが、英、佛の二夷、大戦争となりたり、若此戦争に魯我敗れたらば、皇國の難運からむ、勝たらしむは早かるへし。わか子孫たらしむもの、若、此事を扱ふこと、後年にあらむかど、密に記し置もの也。(原註)此地を、唐土西狄の論を引、捨むと云ふもあれど、唐土の匈奴、其外と云ふものと、西洋各國とは、大に異なるへし、其上に、カラフトを奪ふときは、又蝦夷を望み、蝦夷を得ときは、松前に至ると云ふ情にて、地にかきり有て、夷人の欲に、かきり合するなり、(原註)婦人に而、其地之頭となり、清の軍にも出たるものか、見て大に怒り、其船の一艘を、擊破したりと、スメレン人の語ありたり。

魯人、黒龍江を渡り、韃韃の地へ入ことはならず、其時はカラフトへも入られず、是非入らむとすれば、大船を以、クシユンコタンの方へ廻るへし。然るに、近頃、漢土衰て、魯人を制すること不能、アツサムハツトフワとか申所は、黒龍江より西にて、朝鮮の方へ寄たる所のことし、(原註)此處を其外もしらす、カラフトより百里余之由、同所よりバツテイラを、二艘仕出して、カラフトの内、スメレンの住居の方へ、三年來、年々に來るよしなり。(原註)スメレンは、男子一人に付、革二枚つ、韃韃へ納るよしなり、黒龍江の上にて、魯人、大船をのり下らむとする所を、韃韃の

る由なり、山舟人し、クシユンコタンえ來りて、魯船の破れたるを見しと云たる由、いつれも、去年、七月頃の由なり

右のごとく聖謨は、國疆のことに思を焦し、慷慨に堪へざりしなれど、又退ひて考ふるに、若しカラフト全島を得んと、争論を極むれば、彼れと縛組の間に、相見ることあたはず、終ひに兵端を開くに、到るもしるべからず。然るに當時の日本たる、一隻の軍艦もなく、一隊の銃兵もなし。たとひ忠勇の我國人にせよ、只に刀槍、又は火繩の古銃をもて、如何んぞ彼の彼得大帝以來、兵を練り、艦を造り、北歐に雄飛する露國と、雌雄を干戈に決することを得べけんや。こゝに於て到底カラフト全島をして、我有に歸せしむべきは、望て得べきことにあらざるべし果して然らば、少なくとも、北緯五十度の地をもて、兩國の疆となさん、されば蓋し全島を失ふに優れり、其他恐らく他の好手段あるべからずとの説を持し、これを筒肥州等にも謀りしに、その協賛を得たれば、その方針もて、しかくの訓令を阿部閣老に要求せり。然るに阿勢州より聖謨の同僚、石河土州、松平河州を經由して、左に録する書取、即ち内訓令を傳へられけり。

伊勢守殿御内談之趣 寅十二月九日

魯西亞人へ、應接方之儀に付而者、追々被相伺、及差圖候趣も有之候得共、猶又篤と合考、熟慮致し候處、唐本全島之儀は、今般掘織部正、歸府、猶申立候趣も有之、何れにも本邦所屬に、紛れ無之相見、尤村垣與三郎にも、委細承知之通之事に候、同島へ魯西亞人相越候は、全く近來之事と相聞、一躰、彼國と本邦と、境界相接し候段申立候は、何とも不審之儀に付、右之趣厚く相合、唐本全島は、本邦所屬と相心得候様、精々力を盡し可被申候。尤彼國へ應接之儀、御委任之事には候得共、御國境を分候儀に至り候而は、不容易儀、見込之通参り候得者宜候得共、萬一無理に、御國境を分候儀に至り候而は、世界萬國へ對し、御國威之強弱にも、拘り候

義に付再三、再四如何様被骨折候而も、此上よりは最早手之盡し方無之と、一同決着候は、條約取極候以前、何れにも猶又被相伺候様、可被心得候事。

(開國起原)

又右の書取に添へたる、松平河州の書状にいへらく、阿部閣老よりの訓令は、別紙の通なれど、露使交渉の情態は、阿勢州もよく了察ありて、到底カラフト全部を、我有となすことは、今日、我日本の地位に於て、得べからざる事なるべしと確信せらる、なり。さはあれど幕府に於て、容易に國土を割くと申がごとき觀ありては、上天朝に對し、下天下の人民に對し、其責任如何んとの恐れあれば、かくは申されたるなり。こゝに於て露使應接の形勢に依りては、たとひ國疆のことたりとも、兼て委任の權限に依據し、伺を経ず、臨機の斷行あるも差支なしと、勢州より又語られしこのことなりと。是れ編者が、嘗て聖謨よりき、し所なりき。

此時に當て、國疆の談判は、既に着々、歩を進めつゝありて、若し北緯五十度の地をもて、いよく疆線を畫せんとせば、露使も將に承諾をなさむとするの形狀なりしに、其機に際し、突然前に記せる訓令ありしは、聖謨に於て、甚だ失望を免れざるに似たり。しかるに元來、聖謨の性行は、職分といへることを、最と重むせしものゆゑ、處務上に於て、かゝる同僚の書簡に憑據し、公然たる訓令に従かはす、國家の大事を專行するは、意、甚だ安からざる所なりとて、一行の會議にも、其説を主張したりけるが、大夫疆を越れば、専らにして可なりとの、古言を引用して、聖謨および筒肥州に、五十度説の決行を、促がしたるものすらありけり。然れども聖謨は前説を固守し、若し訓令なくば、專行をなすべきも、尙、全島我有との説を論究し、そのうへ伺ひ出よとの命令、判然たるがゆゑ、これを放棄しては、たとひ功を奏すも、權限を越ることなり。さりとて、今更談判の方向を轉じ、全島論を試みんは、外交上その無定見を示すべきことにして、到底之をなすの要なし。然らば、むしろカラフト

トの地は、これまでの如く、別に疆界線を畫せず、日露共有の姿に存し、只、エトロフ全島の我有たることをのみ、確定せんと決議をなし、尙、そのこと等の報告をもなさんと、さきの答書をかね、一篇の書を製し、之を同僚に致し、以て阿部閣老に傳へ、陳べしめけり。即ち其文に云く、

以書狀致啓上候、然者カラフト之儀に付、被仰越候趣承知いたし、伊勢守殿御内談御座候、御書取をも熟覽、御趣意之趣拜承仕候。實に御沙汰之通、カラフト全島、日本之物ニ相成候へ、可然候得共、何分ニも左様の應接は、六ヶ敷可有之と奉存候。尤再三、再四申張候迄之儀、出來候筋ニ候得共、物ニ度と申候而、被行候筋と、不被行筋と有之候。初より無理と相聞候義を、申懸候は、御國之まけを求候譯ニ而、夫も申方に寄、白を淺黄位には、如何様にも相成候得共、黑白相應に相分り居候儀は、再三再四は申兼候儀、其上無理を強而申懸候は、彼方ニ而、合點致し不申而已ならず、御國之儀を見透候而、往々之御損多相成可申哉。然のみならず、別に證據も無之儀を、無牒に可押付懸り候は、此度は條約は止にいたし、歸國次第、別段軍船差向、篤と御懸合可申杯、品に寄候は、戰爭にも可及体に申立候は、必定に有之、右は例之威しにも可有之候間、勝手次第と挨拶仕候様相成候得は、宜候得共、近くアメリカ人、神奉川え參り候見合も有之、且は偽とのみ共難見据候故、其儀は差支候間、先待くれ様と申様に而は、彼方附上り、右に乘し外々之條約迄を、自由に破り可申哉と、當惑罷在候。

御委任と申候而も、此儀杯不申上、容易之挨拶仕候は、追而大爭論を開候は勿論、左も無之候而も、文化之亂妨位之儀を、江戸近海へ參り候而、致され候而は、取返も無之、其場に至り、條約を定候節は、十二分之勝手を申、エトロフ、并カラフト共、被奪候而も、致方無之候。

尤、格別之御世話を以、追々海防御備は、相立候得共、異國と戦争いたし候而も、御差支無之様相成候儀は、十ヶ年前後も相立不申内は、御行届被爲在間敷哉ニ付、此節御手強に被仰遣候儀は、御懸念之儀、されはと申、當春、亞墨利加之條約、其外段々魯へ御達之趣有之候ニ付、此節に至り、品能申延ハ、迺も難相成候ニ付、カラフト之ヶ條、全島附屬と仕、條約書に不相認、カラフト島は、仕來之通りと申趣意に、認置可申と奉存候。

カラフト境界之儀、蝦夷人居住之地は、御國所屬勿論に而、其餘之スメレンクル人、ヲロッコ人と唱候もの共は、獨立、又は山丹支配に而、魯西亞之支配を受候もの、壹人も無之段、スメレン、ヲロッコ人等睨と申立、同島に魯西亞所領可有之、謂れは無之候間、何分にも同國と、境を定め候儀は、難相成段、中村爲彌其外之ものえも厚申合、右之趣を以、再三、力を盡し、應接及候處、山丹は素より魯西亞屬に候坏、際限も無之申募罷在、何れに致せ、異人共、從來窺いたし候地に付、彼方には不拘、此方に而、早速に御取締被爲立候より外、致し方も無之、左候得は、自然 御國附屬は、動き不申様可相成運ひに而、右は別紙譯書之通に付、仕來之通に候得は、御差支有之間敷と、應接および候儀に御座候。

此上、大切之ヶ條難決儀は、成丈相伺候様可仕候得共、應接之始末に寄、即座相決不申候而は差支、且はアメリカ、應接之振合も有之候間、御聽首之儀、伊勢守殿へ被仰上可被下候、尤御文通には伺に不及之意も相見へ、御同人御内談書には、可相伺と有之、難相決候處、何分右之譯に付、其趣を以、御取計可被下候。右一條は此度條約之内、實に不容易事柄に付、左衛門尉、與三郎へ、御内狀之次第、一同相談、種々評論も致し候得共、別人等被遣、應接新に相成候得は、却而すらくと參可申哉。是迄私共より及應接候次第を追候而は、何分別に取計方も無之候。尤右之趣、支配向之内、重立候ものは不及申、通辨之廉を以、内々、森山榮之助了簡を

も相尋候處、同様申聞候儀に御座候。依之カラフト島、一跡之譯書、別紙壹通懸御目申候。右可得御意、如此御座候以上。

十二月十三日 (安政元年)

- 古賀 謹一郎 印
- 村垣 與三郎 印
- 松本 十郎 兵衛 印
- 川路 左衛門 尉 印
- 筒井 肥前 守 印

石河 土佐 守 様  
松平 河内 守 様

尙以、何分にも本文之始末、後を厭ひ不申候得は、如何様成事に而も、應接之不相成譯、無之候に付、御沙汰次第、可取計は勿論に候得共、何分にも、後々不容易相察候始末、前廣具に不申上、取計候而は、吳々恐入候間御爲宜方と見込候譯、心を盡し申上候儀に御座候。厚御勘辨、御座候様奉存候、以上。

又右に云る、別紙譯書てふものを左に録す。

カラフト島之儀に付取調書  
蝦夷之儀、千島と唱候、東蝦夷地、エトロフ等の方は、古より日本附屬に而、カムサツカ迄も同様之段、西洋翻譯書等にも相見候得共、此蝦夷地、カラフトの方は、辨候もの無之候哉。水戸前中納言殿より被遣候書面之内、嘉曆中、諏訪社縁起に、唐子と申事相見、右は今之カラフトにも可有之哉。其餘、日本附屬は不及申、カラ

フト之名さへに、差當、古書物に無之。文化子年、戸川筑前守差上候書付に、唐太島之儀は、寶曆始之頃迄は、奥蝦夷地『そうや』に而、山丹人、持渡之品を、『からふと』蝦夷人持來、松前より罷越候もの、右『そうや』に而、交易いたし遣候よし、右寶曆年間より、松前家來を相渡し、寛政の頃に至り、家居も建増、家來も差遣し、番人越年等も爲致候由相見。同四卯年、立花出雲守、相渡候書取之内に、唐太島之儀は、東西地續之蝦夷、又は其向寄に連り候島々之、蝦夷共と違候而、又自ら一段別境なる趣に而、土地も廣き事に相聞、(中略)素より何方、所有之地とも不相分して、其地之夷共と、山丹等之人々と、入會來候境に候得者と有之。彼是合考候得は、已前は、御國附屬共不決島に付、御國境等之議論は、猶更有之問敷。文化之度、松田傳十郎、間宮林藏等被遣候より、追々相開、山丹地に、隣候次第初而相分り候義に付、右之譯故、御取締向は、ソウヤ限りに而、立切可申との御書取も、往々相見候處、御世話に寄、當時之如く相成、御國附屬之段、分明に相決候處、餘國蠶食を、巧みに致し候魯西亞人共、從來窺齋罷在候間、少も御油斷は不相成筋之處、シレントコ(原註)此シレントコは、レトコに御座候、岬より、パンケ之鼻迄、東北へ打廻り、凡カラフト半島とも相見申候地、往古より日本人、會而不相越、當時以相辨居候者無之。然る處、クルステルと唱候蘭書、箕作阮市、宇田川興齋に、此節詳に爲相譯候内、凡東北之方に湊有之、大村に而韃靼人跡之もの、住居いたし候趣に有之。(原註)此人種之儀は、ロモウ又はニク推考仕候、尤四十年餘、已前之事故、邊地を各國の夷、相争、屢變革いたし候は常に付、此節如何様相成居候哉難計、然のみならず堀織部正、村垣與三郎差上候書付之趣に而も、カラフト奥地西岸に、住居罷在候スメレン人は、韃靼之支配を受、ヲロコ人一同、人種も別段之趣に而、右兩人より、トソコタンツトル之儀は、東西之絶險、南北之分境、海陸とも道路不自在、天然之疆界と相見候間、北陸之藩籬と、御見据可有之。右は四十九

度より、いつれも南之方にて、且東北は往古より不相分候間、暫差置、今般御國境と見据、申上候、コタンツトルより極奥地、ハンゲ迄は百里餘有之、凡半嶋にも至り兼可申哉に御座候。然るを全島附屬と相成候節は、西書に相見候、從來韃靼人え、貢物相納候、スメレン人等迄も、日本附屬に無之候而者不相成。其節は、後日韃靼より彼是申候節、答方も無之、不毛不治定之地を、相争候而、魯西亞、并韃靼人を敵に致し、長く一大患を生し候譯ニ付、御爲筋ニ難相成奉存候。且先達而、長崎表於て魯西亞人とも、クシユンコタンえ、陣營取立候上ニ而、カラフト島ハ、魯西亞人既に取之候旨之書翰差出候節は、逆も取返無覺束と奉存候處、右陣營等も、引拂可申由申立候は、從來之御國威故之儀に而、まして織部正、與三郎見込候場所へ、境相定候は、文化之頃よりは、格別に附屬之地、西北之方へ相進候儀と奉存候。既に近頃も、カラフトは御捨可被成旨、建議等有之候節も、後弊を相考候而、左様には不相成旨、強而申上候儀も有之候程に候得共、全島附屬迄とは、相當仕間敷見込、應接出來不申候間、御國力次第に而は、如何様共相成候様、仕來之通りと申候條約に、いたし候積に相決候事。

(開國起原)

右の書翰、江戸に達し、松平河州より、之を阿部閣老に呈せしが、幾くもなくして、政府は右聖謨等の意見に對し、異議なく之を認可せしとて、河州より其旨を申來りたれば、聖謨等は其方針に據り、露使との交渉を尙ほ引つ、かし。

かく鞅掌の際なれど、聖謨の胷中は、聊餘裕のなきにまも、あらざりしとみえ、偶たま國歌の成りしとて、記ししもの少なからじ、今其二三を左に掲ぐ。

山てらのたひねの友と手折来てこゝろなくさむ梅の一枝

手折きし梅の一枝に古てらもきのよにまさるけしきをそ添ふ  
一筋の谷の小川をいくたひも越えて隣へ通ふ山と

三百八十六

是よりさき十二月八日、聖謨が日記に筆して其懷を述へ、且露使布愷廷を、稱揚せしことありき、これ聖謨の性行をも、察するに足るべきもの、ならんかとおもへば、之を左に録す。

此さは、けふ春まうけすとて、餅を出したり。けにけふ江戸は、御ことはしめとて、祝ふ日にはありけり。きのふも、下田のみちすからに、山ふところの梅の花盛なるをみて、世はかく春の催するに、山村の古てらに、ことしも、春を迎ふことにやと、去年は十月の晦日に、江戸をいて、木曾の雪山をこえ、長崎にゆき、肥前路より晝夜をはしり、かしこにて年を送り、春を迎へて二日より、異國人と應接をなし、歸りには、亞墨利加のことをき、て、日ごとに十六七里のみちを急ぎ、江戸へ歸りける日は、品川に松平河内守より、直ちに登城せよといひ越たるに驚て、その日の八ツ半の頃、殿中にいて、開老の人々にいふこと有て、日くれて歸りたり。去年の六七月に、海岸を見巡りしより、このかたこと多かりけりと、おもひつ、けけるに、再ひおもへば、魯戎の布愷廷は、國をさること既に幾餘年、家を隔つること一萬里餘、海濤の上を住家として、其國の地を廣くし、其國を富さむとして心をつくし、去年以來は英佛より海軍を起して、魯國と戦ひ、かれも海上にて、一たびは戦ひけむ、長崎にて見たりし船は失ひて、今は只一艘の軍艦をたのみにて、再ひ日本へ來り、國境のことを争ひたりしか、此十一月四日をはしめにて、一たび津浪に逢ひ、再ひ神のいふきに挫れて、艦は深く千尋の海底に沈たり、されど、少も、氣おくれせず、此地にて小船を造り、漢土の某湊へやりて、大船を求めむといひて、其日より、其ことを落なく書記して出し、其いとまに兩國の條約を、定めむことを乞ひぬ。常に

かれを罵りはすれど、よく思へば、幕府萬衆のうちより、御膳用ありて、かく御用ひある、左衛門尉などの勞苦に、十倍とやいはむ、萬倍とやいはむ、實に左衛門尉などに引競れば、眞の豪傑なり、其豪傑を、朝な夕なに見、又其いへることをき、なから、其豪傑たるをしらぬとは、何事ぞや、實に肉眼といふへし。この心もてみは、日本にも豪傑多かるをもしらす、過ぬらむと大に驚て、自らいましめたり。元來治世の小人、小功にも誇りて、賞を求むること多し、可嘆可戒。

前にもいひしごとく、玉泉寺は露人の寓所となせしがゆるゑ、更に又下田なる長樂寺ふ寺院を、應接所に供し、續ひて露使との會見ありて、國疆のことおよび和親條約の、協商をなしけるが、筒肥州も列坐ありしに拘はらず、聖謨専ら之を擔當したりけむ、然るに露使は、カラフト全島の、露領たることを主眼として、而してたとひ全部を有しがたきも、北緯五十度より進みて、遙か南方の地に、國疆を定めんと希望し、前々の如く全島を、日露の共有となすことを、肯んせざりしのみならず、エトロフ島までをも、露國の版圖にいれんと、雄辨を盡して、頑硬の抗論ありぬれど、十數回舌戰の末、終ひに露使も、聖謨の説に同意を表せしにおよび、尙ほ其他の條項も、其翌十五日の會見に於て、逐條殆んどみな、聖謨の意のごとく決しけり。之を聖謨自か日記に筆して云く、昨日の懸合、わかおもふ通に、とりひしかむは無理なるへし、魯戎の思ひ込別段なれば、決して承知いたすまじなど申て、異見ありけるを、斷然として今一度といひて、申争ひたるに、かれ思の外に、屈して、拾數ヶ條の條約、悉くに決したり。はしめいか、あらむと、危ふみたる人も、今はいたく驚て、如何なれば布愷廷の安賣して、まけにけむ、怪しむへしなど申たり。、、、、、、、、、、

かくて又十八日は、條約草案對照をなせし外、重大の一事件に關し、聖謨等の露使に、討議するを免れざりしこ

とありぬ。そはさきに長崎に於て、露使の了諾せしごとく、カラフト島、クシンコマンの邊、即ち露人の私稱するアニワに設けし陣營を、我かたにて取毀つも、異存なしとの旨を記せる證書を、露使より出さしめむとのことなり、然るに是亦討議數刻の末、聖謨の要求、終ひに貫徹して、露使はかゝる證書面に、記名をぞなしけり。即ち聖謨の日記に云く、

十九日、晴、下田奉行其外、寄合いたす。○昨日、魯人より去年カラフトえ取建候陣營は、肥前守、左衛門尉了簡に而取毀候共、存寄無之旨之書付を出せり、聊か 御國威相立難有候。、、、、、、

夫れ當時カラフト島内には、日本の城塞もなきに、獨り露國の陣營あるは、日露共有地の實に背くの痕あるべきがゆゑ、之を徹去せんと、聖謨等の要求せし所ならんか、然るに露使の了諾こゝに至りしは、最も幸ひなりしことぞかし。抑く該營徹去のことは、曩きに長崎に於て、既に露使の了諾ありしも、單に口演のみなれば、今兩國締盟をなすの時に當り、確乎たる證書を取りおかむこと、必要なるべしとて、此舉に出しものなりと想像する所なり。只遺憾なるは、その證書の寫こゝに存せざるのみ、されど後年我使節、竹内保徳<sup>下野</sup>等が、露京彼得堡<sup>ペートルブルグ</sup>に於て、露國外務大臣イグナチフと、國境のことを論ずるに當り、右のアニワ陣營徹去の證書を、引用せしことをみる。

廿一日に、下田の長樂寺に於て、いよく日露和親の條約締結ありて、兩國の全權、記名捺印をなせり。此日の趣を、聖謨日記に掲げて云く、

廿一日、曇、又雨、又晴、 けふは 日本と魯西亞、永世の會盟とも可申わけにて、書面の爲取替あり、着服は御紋付羽織に、蜀紅形の野袴を用ひたり。元來日本に而も、立派に御料理被下等可有之、魯西亞にても祝

砲、又は帆柱のかさり等可有之處、つなみにて下田は荒野となり、何もなく、魯船は沈没といふ譯ゆゑ、いたしかたなし、魯國の全權、布恬廷、日本の重臣、肥前守、左衛門尉一同、下田の長樂寺といふ、流殘の寺へ集候而、條約書爲取替候、書面本書ハかな書、添書は横文、漢文なり、その横文を、雙方の通詞讀之候後、取かわせたり。御料理ハ無之候得共、酒三獻にて、鯛を多く臺の上へつみ上げ、出したるのみ。

この時、締結の條約を、開國起原より抄出して、左に録す。

魯西亞と日本國と、今より後、懇切にして、無事ならん事を欲して、條約を定めんか爲、

魯西亞ケイツルは、全權アデユタント、ゼネラル、フィース、アドミラル、エフィミユス、プーチャチンを差越し、

日本大君は、重臣、筒井肥前守、川路左衛門尉に任して、左の條々を定む。

#### 第一ヶ條

今より後、兩國末永く、眞實懇にして、各其所領に於て、互に保護し、人命什物に於ても、損害なかるべし。

#### 第二ヶ條

今より後、日本國と魯西亞との境、エトロフ島と、ウルツプ島との間にあるべし。エトロフ全島は、日本に屬し、ウルツプ全島、夫より北の方、クルル諸島は、魯西亞に屬す。カラフト島に至りては、日本國と魯西亞國との間に於て、界を分たず、是迄仕來の通たるべし。

#### 第三ヶ條

日本政府、魯西亞船の爲に、箱館、下田、長崎の三港を開く、今より後、魯西亞船、難破の修理を加へ、薪水食

料、闕乏の品を給し、石炭有地に於ては、又是を渡し、金銀銀錢を以報ひ、若金銀乏しき時は、品物にて償ふへし。魯西亞船、難破にあらざれば、此港の外、決而日本他港に至る事なし。尤難破船に付、諸費あらは、右三港にて是を償ふへし。

第四ヶ條

難船漂民は、兩國互に扶助を加へ、漂民は、免したる港に送るへし。尤滞在中、是を待こと緩優なりといへとも、國の正法を守るへし。

第五ヶ條

魯西亞船、下田、箱館へ渡來之時、金銀品物を以て、入用の品物を辨する事を免す。

第六ヶ條

若、止む事を得ざる事有る時は、魯西亞政府より、箱館、下田の内、一港に官吏を差置へし。

第七ヶ條

若、評定を待へき事あらは、日本政府、是を熟考し、取計ふへし。

第八ヶ條

魯西亞人の日本國に在、日本人の魯西亞國に在、是を待事、緩優にして、禁錮する事なし。然共、若、法を犯す者あらは、是を取押へおき、處するに各其本國の、法度を以てすへし。

第九ヶ條

兩國近隣の故を以て、日本國にて、向後他國へ免す所の諸件は、同時に魯西亞人にも差ゆるすへし。

右條約、

魯西亞ケイツルと、

日本大君、又は別紙に記す如く取極、今より九ヶ月の後に至りて、都合次第、下田に於て取替すへし。是によりて、兩國の全權、互に名判致し、條約中の事件、是を守り、双方聊違變有る事なし。

安政元年十二月廿一日

簡井肥前守花押

川路左衛門尉花押

魯西亞全權、ゼチラール、アヂユタント、フィース、アドミラル、エフイミュス、ブーチャチンと、日本國委任之重臣、簡井肥前守、川路左衛門尉相定むる所の條約附録、

第三ヶ條

魯西亞人、下田箱館に於て、市中近邊、緩優に徘徊する事を免すといへとも、下田は犬走島より、日本里數、七里、箱館に於ては、同五里を限とす、尤寺社、市店、見物、且旅店取建までは、定むる所の休息所に至るといへとも、人家には招待なくして、決て立入事を免さず、長崎においては、追而他國の爲に、取極る所に従ふへし、且港ごとに埋葬所を極置へし。

第五ヶ條

日本にて、役所を定め置、品物渡方、并魯西亞人、持越たる金銀品物も、其所において取扱ふへし。魯西亞人、市店にて擇ひたる品は、商人賣直段に應し、船中持渡の品を以辨すへし、尤役所に於て、日本役人取計ふへし。



魯西亞官吏は、安政三年、曆數千八定むへし、尤官吏之家屋、并地所等は、日本政府の差圖に任せ、家屋中、自國の作法にて日を送るへし。

第九ヶ條

何事によらず、外民に免す所は、魯西亞人にも、談判なくして、一同差免すへし。

右附録の事件條約、本文同様、是を守りて、遺失なき爲め、兩國の全權名判するもの也。

安政元年十二月廿一日

筒井肥前守花押

川路左衛門尉花押

別紙

先達而、日本國、合衆國と極めたる、條約の本書、日本大君の、取極にあらざる時は、魯西亞との條約本書も、是に准して、兩國執政にて取極へし。

安政元年十二月廿一日

筒井肥前守花押

川路左衛門尉花押

譯者曰、條約面に、將軍を、大君と記し、は、階越なりとの批、なきにあらざれど、これ享保度より、外國人に對して、用ひしに依れるなり、左はあれど聖謨が、常に名分論を主張せしに拘はらず、往年の儀に倣ひしは、如何ぞ尋めるに、此年、三月三日、并に五月廿二日、米國使節が、幕府使臣との間に、締結せし條約面に、大君の名稱を用ひしゆゑ、露國に於るのみ、他の名稱を用ゆるゝを、許さざりしに、由れるゝなりと想像す。  
この下田條約に出て、さきに露國の有なりと、抗論ありし「エトロフ」全島は、我有に歸したることを、確定し、又「カラフト」島は、全部とも、日露共有たることを明なり、夫れ此條約ありしがゆゑに、後、安政六年、露使「ムラヴ」中將來て、國疆を議せしとき、且文久元年、我使節が露京に於て、露相「イグナチフ」將軍と、會見のとき、聖謨等の所論に基き、北緯五十度の疆界説を、固守して動かざることを得たりき、又明治の御代に到り、「カラフト」島に於る、我共有領地の權理を、放棄しけるの日に、其價ひとして「ウラップ」以北、十八島を贈るにおよびしとみるべし。

若し夫れ當年、かれの抗論に屈せしか、或は合意の契約をもて、カラフト全部を放棄して、之をかれに屬せしめば、たゞ明治の盛世に於るも、其種族なきに、只千島十八島を版圖に入るとは、恐らく至難のこと、なるべきにあらざるや、果して然らば、右のごとく「エトロフ」島に關し、又「カラフト」島に關し、當時の談判たる、昇平二百餘年の後、老弱の幕府なりしに拘はらず、幸ひに我國の權理を、充分保全せしものなりとの説も、蓋し誤謬にあらざるべきなり。然りといへども、元は是れ折衝の功績といふべきにあらざるや、千早振る神の我が日の本を、佑け給ひし故なりと信ずるなり。

右の條約書、并に附録、且別紙とも全く締結をなしたれば、これにて聖謨が露使と交渉の任務は、完了におよびけり。由てたゞちに其趣の概略を、江戸に在る閣老に報し、又在留露國人のことは、下田奉行に引つぎ、聖謨自身は、筒肥州其他一行の各員と、共に歸東をなし、日露締盟の成りたる詳細を、政府に陳述せんとの準備をなしぬるに、偶たま江戸よりの公信ありて、意外にも、左の命令に接したり。

合衆國使節と、議定之書面、豆州、下田表において、爲取替之義、井戸對馬守え、御委任相成候に付、同人より申談之義、可有之候間、可被相談候。

こ、於て聖謨は、筒肥州等と共に、又暫く滞在のことに更ため、只々井戸對州の、來着を待ちけるが、其間、殆んど閑散なれば、當時米人の携へ來れる、遐邇貫珍てふ、香港近刊の漢字をもてなせる、新聞雜誌の熟覽に、日を送りけり、是實に聖謨が新聞紙類の、世を益することを覺りし日なりけむ、聖謨自筆の抄録中に、該の貫珍より抄出せし條項いと多し。

然るに露使も、亦聖謨のや、閑なることをしりて、友誼上の會見を求めしのみならず、筒肥州と聖謨を、寫真にとらんと懇請せり。但し此ことたる是迄再三、要求ありけるを、辭したりし末にて已を得ず、その承諾を興へければ、此月廿四日に應接所に設けし、下田の長樂寺にて撮影しけり。即ち聖謨の日記に云く、

廿四日、晴、肖像をもらひ候而、國王へ見せ、御恩に相成候ことをも申立旨、魯人、布恬廷申之。乍去異國へ

肖像差遣候義は、如何と及断候處、左候は、肖像をうつし差上度趣申候に付、承知したるに、日なたへ四方雪のことき木綿を張、其内にギヤマンにて、差亘三寸はかりの、眼鏡の如くなるものをかけ、又其内に、白銀のか、みをおけり、われは二間斗隔りて、これに向ひ居るなり。やがて、時斗早廻りの、針五六分ほど過れば、顔色、皺又は腫物のあとまで、悉く明かにうつれり。、、、編者按するに、當時、歐洲未だ寫眞術の進歩、晩近の如くあらざりし日なれば、露國に於るも、亦舊式のみの已を得ざりし、こならん。

又戸田村に於る、造船の件に關し、江戸より指令の旨ありしとて、此日聖謨より露使に語りしことありき、そは聖謨の日記にも掲げ、るが、簡短に過ぐるの恐れあれば、開國起原を抄録して、以て其事態を左に記さむ。

右相濟候後、編者曰、右の撮影を了りし後を云左衛門尉より、戸田村おいて、新船打立候に付、右序を以、外に今一艘、同形之船、打立吳候而も差支無之段、此程、榮之助え内話致され候趣に付、右厚意之段、政府えも申立候處、打立之義、相頼候様との御沙汰に付、迷惑之筋にも無之候は、相頼度段申聞候處、使節申立之趣御聞届有之、存意相貫き候段、難有仕合奉存候。尤打立之道具等も無之候故、無覺束は存候得共、丹誠を盡し打立候は、順風の節は、御國地之船よりは、餘程迅速に可有之、逆風に而も、艇方差支候義は有之間敷申聞、且今日は亞墨利加船將え、種々相頼候用談等有之候ニ付、差急き退散不仕候半而是難叶、然る處緊要之一儀相願度候間、明廿五日御暇乞方々、今一度御面會仕度段申出、退散いたし候事。

編者按るに、右文書は、蓋し聖謨の一行中なる、永持明德等の筆記に係るものを掲げしことなるべし。

こ、に於て露人は、日本政府の依頼に應じ、自己供用の外に、尙一隻のスクーター船を、戸田村にて製造せんとせり。是即ち第一君澤形と稱し、即ち我國に、學理を應用せし船舶を、供給せしの始といふべくして、まかも我

海軍歴史上に於て、著ききことにこそあれ。

前にも述しごとく、露人歸途の用に供せんとて、造船の計畫を實行せしも、多分の時日を費さずんば、その完成を見るに到るまじ。さりとして露使は、重大の任を帯び、その復命もいまだなさざりしの時なるに、つれづれの日月を他郷に送るは、心甚だ安からざるのおもひありしや、疑ふべきことにあらざるが如し。こ、に於てや、戸田村造船のことは、専門の艦長、其他の士官に委ね、己れは若干の海員を具して、米國船に便乗し、一日も早く、歸國せむかとの考を起せり。是れ偶たま下田に在し、米國小船の、賃え得べきのもの、ありしがゆるなればなり。然るに此ころ歐洲に於る、英佛の二邦、土耳其を扶けて、露國に對せるの戦争、いまだその和議を告げざれば、露使が米船を使用して西に向ふは、その航海中、甚だ危険の恐れあるを免れず。若し夫れ敵艦に遇ふて、捕はる、ことあれば、己れ一身は兎も角も、復命の遲滞せんがため、自國の東洋政界に、大關係を及ぼさむことを、恐れしものなるべし。

聖謨は筒肥州と共に、外交上の談判に於て、毫も國權の侵害は、許さじと雖ども、當時萬里外に飄泊して、いと憐むべき、さまなる、露人に對し、成るべきの厚情は、之を盡し、成るべきの便利は、之を與へむとて、政府に告げ、又は勸め、さまざま懇切の、あつかひもなしければ、かれも大に感じけむ、常に鳴謝して已まさりし。是に由て露使おもへらく、米船使用のことに關しても、密かに考慮せしことくは、胸襟を豁ひて、之を良友たる、日本の兩重臣に、告げまわらせて、その考案を請ふべきことこそ、よかれとの意にて、廿五日の會見を、需めしものなりけむ。

右のこく露使より、會見の需めありしゆゑ、即ち之に應じ、廿五日に長樂寺に於て、彼我全權の會合ありたり。

その事態を記さんかため、當時の應接筆記を左に録す。

三百九十六

十二月廿五日、使節、船將、次官、士官とも都合六人、長樂寺へ罷出候に付、肥前守初、役々一同、參會致候處、條約濟等之義挨拶有之、其後、

使節

大切なる義申上候、御一同御列席に而も、不苦候得共、可相成は其筋之御方計、御殘被下候儀者、相叶申問敷哉。

左衛門尉

列席之者共えは、何様之義被申問候共、差支無之候

使節

兼々機密之事をも、御扱被成候御方々斗りに候得者、直様申上候様可仕候。

役々一同談判之上、下田奉行支配向、其外御普請役、御小人目付は爲引拂候事。

一約條書御取替せも相濟候而、歸國致候節は、敵船等見掛候は、打拂可申心組に有之候處、乗船破損いたし、終に覆没仕候故、是非に不及次第に相成候、然る處此程、亞米利加船入津いたし、同國船將おいても、種々心配いたし吳、使節始一同、唐國迄送り届、夫より本國え、差返し可申段申聞。又は唐國近邊に而、亞米利加鯨漁船見懸次第、當表え差越可申候間、其船え乗込、歸國可致坏申問候得共、同國之船は、多人數乗込居候儀、元より船將於而も、聊懸念之筋無之候得共、多人數之内には、敵國え漏洩等いはし候もの、可有之も難計候間、不慮之災厄に逢候様も可有之、殊に唐國には、敵方之もの數多罷在候故、夫是勘辨仕候得者、何分、亞米利

加船を頼候も、不安心之事共に而、心配仕候、附而は松前之近海には、亞米利加國之鯨漁船、數多、往來いたし候間、士官之もの兩人程、陸地に而も、海上に而も、御都合次第、箱館湊え御遣被下、鯨漁船見懸次第相頼、本國え差返候得者、都合宜とも存候。猶又相考候へは、戸田村おいて新船打立候に、二ヶ月程日合も相懸り候事故、其内には北海之氷も解ケ可申候間、右船出來之節、御國地之海船拜借いたし、一同乗組、アニワ港迄罷越、夫より陸通り本國え罷歸候様にも、可致哉とも相考申候。御國之船え乗込候得者、敵方之もの心配候懸念も無之と被存候。亞米利加船將も、種々心配吳候得共、唐國近邊には、敵方之もの多く御座候故、何分亞米利加船を頼候儀は、不安心に存候。

左衛門尉

當所にて新船打立之内、敵船襲來り候様之懸念は、無之候哉。

使節

御國地に罷在候内は、聊懸念無之候。海軍之法度も有之事に付、御國地に罷在候もの、襲候様之儀は無之候。新船打立出來之上、日本船御貸濟に相成、右船々え一同乗組、アニワ港迄參候へは、敵方より撃れ候懸念も、無之儀と被存候。編者按るに、本文日本船御貸濟云々は、當時戸田村に於て、製造のスクーネル船を云なり、抑も該製作の方法こそ、露人の指揮する所なれど、その材料は、悉く日本政府より、供與あるものなりければ、寧ろこれを、日本政府の船とみなし、其完成の日は、日本の旗章を掲ぐべきこと、至當なるべしと、露使の意見なりぬらむ、此故に、今その借用を、更に露使より日本政府に申請するの順序にいでしものなり、語を換へて之をいへば、日本の國旗を借用して、以て洋中安全に、當年英佛の襲撃を免れんと、欲せしことなりぬ。

左衛門尉

何と歎致し、無恙歸國爲致度得共、新船打立之間合も有之事ニ付、政府えも申立遣候様可致候間、猶其許ニも

勘辨いたし置可被申候。且此一席之ものは、何れも機密之儀等、爲取扱候もの共ニ付、聊他え洩し候様之懸念は無之候間此段は安心可被致候。

使節

昨年来、厚き御取扱ニ預り、此度は別而天災後、莫大之御懇情を蒙り、右等永々御信切之御取成を、御見掛ケ申上候而、願立候義に有之、亞米利加船連も、船將於而は懸念無之候得共、何分多人數之乗組ニ付、何方之もの、雜り居可申も難計、他え相洩候而は、眼前災厄可有之、何分全權之取計奉願候。只今此一席之御方々に而は、決而機密之義等相洩候懸念無之との御沙汰も有之、別而安心仕候。

左衛門尉

鯨漁船は、いつ頃より、繁々通帆いたし候哉。

使節

今一ヶ月も立候は、箱館邊えは参り可申候。

左衛門尉

使節ハ、信義を守る格別之人物と申義、拙者精々力を盡し、政府えも申上候故、此度條約書、爲取替候様之事にも至り候へ共、二百年來外國と交を絶ち居、國之事故、未だ夫是差許かたき法度も有之、士官のもの陸地通り、箱館へ遺候義は、迎も出來不申事ニ付、前以斷り置申候、猶外勘辨も可有之事に候。

使節

難相成義は、不相成と御沙汰被成下候は、格別成、御心入有之候故之義に而、却而難有奉存候。左候は、士官

之もの、海上御遣し可被下候。乍去處々船掛り等も可仕義に付、其場所々々において、薪水食料等之御世話迄萬端御心組被成置候様奉希候。

左衛門尉

士官之もの、箱館え参り候共、海上通帆之船を招き寄候義も相成間敷、矢張不便には無之哉。

使節

鯨漁船、見掛次第乗込候而、談判爲致可申候。

左衛門尉

鯨漁船、見掛次第乗込候而も、敵國へ洩れ候懸念は、同様之事に可有之候。

使節

軍艦に無之候間、他え洩れ候懸念は無之候。

左衛門尉

切角被申立候儀に付、漏洩等いたし候様儀之有之候而は、殘念之と儀存候に付、此方之心に不濟廉は、根を押切而承糺し度、何故鯨漁船は他儀洩れ候懸念無之候哉。

使節

鯨漁船を相頼候とも、聞入不申候得者、夫迄之儀に有之、此方之頼を承知致し、直様載せ吳候得者、其儘連行吳候故、聊漏洩候心配は無之候。右鯨漁船借受可申との儀は、嘘といたし候目當も無之、甚迂遠之事に付、新船は早々打立候様仕度、萬一手後れに相成、當節之始末等、敵方え洩候而は、事六ヶ敷可相成候間、何分にも、

急速出来仕候様いたし度存候。

左衛門尉

可相成、手繰爲致可申候。

使節

昨日申上候、大砲之義、當表も御混雜之折柄に付、雇人等も無之候は、手人に而取計候様可致候。蓋者曰く、本  
文大砲之義  
さいへるは、さきに露艦を戸田村に回送せんとせしとき、艦中の大砲を陸揚なし、緘ひて之を日本政府に、贈進せしとなり、由てその  
運輸に關し、かく申出たることなり、其大砲の數は、六拾斤砲、四門、三拾斤砲、十八門、貳拾斤砲、三十門、共計五拾貳門なりと云。

左衛門尉

拙者共、勘考いたし置候義も有之候得共、昨日も申談候通、當地奉行え談判可被致候。

使節

最早願上候廉も無之候。只一事願置候は、いつれ永逗留にも相成候得者、御國地に而、調へ物等も仕候故、御國之金銀錢、拜見仕置度候。

左衛門尉

外國え金銀相渡候義は、國禁も有之事に而、錢と我國之金銀は、國中限り之通用に致候品故、金銀札同様にも有之漢土に而鈔と唱候類之もの故、いつれにも右に而、直組等は出来不申候間、見られ候共、無益之事に可有之候。

使節

外國々之金銀とは、見競に不相成段は、承知仕候得共、商人共、此品物何程と申候節、御國地之金銀、一見致

し置不申候而は、代料差出方に差支候故、一應拜見仕置度候。

左衛門尉

心得候、先日被差出候、其國之金銀之位をも、吟味爲致候積に付、逐而奉行より談判も可有之候。

使節

是迄は限なく御世話を蒙り、重疊難有奉存候。最早今日限り、御目通り出来仕間敷候間、御禮も難申盡候。

歸國之上は、國帝えも申聞候様取計可申候、折角御厭御歸府可被遊候。

左衛門尉

隣國に、右様我國之事を、存込候人有之候は、大慶之事共に候。随分相厭ひ、目出度歸國可被致候。

使節一統之ものえも、挨拶畢而退去。

此ころ井戸對州は、米國との條約本書、交換のため、下田に來り、十二月廿六日、聖謨に會し、政府よりの命ありしことく、米使の交渉に關し、聖謨に協議をなしけるが、暫くして其議も、はてしとき、恰も聖謨は江戸よりの公信に接し、井戸對州との協議を了りたれば、速に歸府あるべしとのことなりき。

こ、に於て同月廿八日、早天、聖謨は假寓なりし蓮臺寺村を發し、湯ヶ島村に到りて宿り、翌廿九日は、修禪寺を經へ、戸田峠を越えて、戸田村に到り、露人の従事する、造船のさま、并に當時缺乏品會所と稱し、露人にその需要品編者曰、これ造船の用を云にあらす、露人自用の貨物ないふなり、を渡すために、設けたる一局などを熟覽し、各吏員にそれくの注意を與へ、且露使布恬廷にも、亦こ、にて面話し、編者曰、露使および隨員は、既にその村に宿り、翌晦日は、戸田を

いで、本立野に休ひ、原木に到りて宿り、その翌、即ち安政二年正月元日には、原木村を立いで、國嶺を越え、

小田原に宿り、二日は、大磯に休み、保土ヶ谷に宿り、翌三日の夕、江戸の邸宅にぞ達しけり。  
かくて聖謨も、着座の後、たゞちに筒肥州其他一行と共に、下田に於て、露使と交渉せし顛末を、報告せむがため、二篇の公文を政府に呈出せり。即ちその文に云く、

魯西亞使節え、應接之上、條約書面爲取替之儀に付申上候書付、

- 筒井肥前守
- 川路左衛門尉
- 松本十郎兵衛
- 村垣與三郎
- 古賀謹一郎

去月廿一日、御届申上置候、魯西亞使節え應接向之儀、是迄追々石河土佐守、松平河内守より申上候通、兼而肥前守、左衛門尉え御差圖之趣、并亞墨利加條約を基本といたし、後害可相成儀は、成丈相斷候積を以、精々議論を盡し、及應接、時宜に寄私共一同、出席にも不及程之義は、御勘定組頭、中村爲彌其外之もの、差遣、又々再應呼出、辨論之上、別紙之通、條約爲取替申候。右之内、カラフト之境界は、此節直に相定度旨、強而申張候得共、兼而御差圖之次第も有之候義に付、同國とは、境界難相定、右は先達役々被差遣、見分いたし候處、島内住居候ものは、御國附屬之蝦夷人之外は、ヌメレンクル人、ラッココ人と唱へ候ものにて、右人種之もの、獨立、又は山丹人支配を受、魯西亞附屬之もの無之候間、同國所領可有之謂、無之旨申諭候處、山丹は素より彼國の附屬に付、山丹支配之ものは、即魯西亞之支配に有之、隣國より態々、使差越申立候義を相疑、土人浮

説を信し候筋は有之間敷坏、強而申募、際限も無之、右島之義に付而も、此程も申上置候通、何れも彼方には不拘、此節より夫々御取締相立、御國附屬は、動き不申様致し候外、差向取計方も無之候間、同島は、魯西亞と境界を分たす、是迄仕來之通といたし置、先達クシニコタンえ、彼國より差置候陣營は、御國にて勝手次第取計之旨書面受取申候。

布括廷義、沈船に付、厚御手當之義は、實々難有心底に徹し候体にて、同人命有之候限り、御國之御不爲は決而仕間敷、カラフト島之義、心配等致間敷旨屢申聞候間、實に難有奉存候は、相違も有之間敷哉には候得共、反覆當なき、夷狄之常情にて、殊更カラフト島等は、從來、覬覦罷在候場所にて、此上別而御取締向之義、早速嚴重之御處置相立、可然哉に奉存候。

魯船入津之湊え、彼國官吏を差置候箇條は、後來品々御面倒も相掛り候義と存候間、何様にも力を盡し相斷候積、議論およひ候得共、官吏差置不申候而は、取締向不宜は勿論、彼國之船、渡來いたし候而も、素より言語も不相通に付、新水食料缺乏之品、御渡之義相願候義も難相成、左候邊、船毎に蘭語通辨之もの差置候様には難致義故、折角之御趣意も空敷相成可申、亞墨利加人も既に御免有之上は、魯西亞も素より同様に可有之、彼國と亞墨利加より劣り候様に、御取扱可被成筋に有之間敷坏、詰論申懸、何様相斷候而も承引不致、右は亞墨利加之見合も有之、一向申斷候様にも難致、乍去湊毎に差置候様に而は、諸蕃取計にも相響き、不容易候間いづれも期を延し、亞墨利加より後れ爲差出候積、此節より十二ヶ月相立、來る辰年、彼方曆數一千八百五十六年に至候而、相定候積り相約申候、且又條約本書は、追而兩國君主、爲取替いたし度旨申出候間、精々辨論之上、其節御委任之ものに而、可爲取替旨申諭候得共、右様兩國に於て、格別手重之事柄、君上之爲取替に可

致は、勿論之旨申張候に付再三辨論を盡し候處、然る上は兩國之執政爲取替可申、夫より以下之ものに而は、決而難相成旨申募、何分承引不致、右之廉而已を以、條約不相整様、相成候も如何に而、其上此節之場合取外し候而は、後々之紛擾も不少儀に付、一同種々評議仕候處、先達而魯西亞執政より、書翰差上候節、既に御手前様方より、御返翰被差遣候義も有之、此度之條約爲御取替難相成とは難申、右之趣を以論し詰、凡押付可申様相成候處、去月九日、亞墨利加船渡來いたし候後、内實申合候次第も有之候哉、是迄之談判を違變し、是非兩國君主之爲御取替に可致旨申立、再三申諭候趣不承受、一體右等禮節向に拘り候義は、諸蕃一體可相成は勿論に而、亞墨利加條約に準し、御取計可相成筋に付、右國との條約、兩國之君主、爲取替に無之相濟候は、御手前様方にて、爲御取替之積、其餘難船漂民、其外彼國人取扱方之義は、勿論、下田、箱館、長崎に船を寄、船修復いたし、又は薪水食料、欠乏之品相渡、金銀錢に而相謝、若不足之節は、品物を以相償ひ、下田箱館之兩所に於ては、上陸歩行を許し、休息所取建、埋葬所定置候義等、亞墨利加條約之趣に見合、書面取調、下田奉行えも打合候處、存寄無之旨申聞候に付、別紙之通、條約并附録、其外一時之事に而、後々之規則に不拘義は、別通にいたし、夫々書面、爲取替相濟申候。依而別紙書付之通、書類差上申候、其餘書類は、取調出來次第、差上候様可仕候。右之通、下田湊相開候上は、同所之義は、右奉行進退に任せ可申段申渡、條約書類寫、下田奉行え相達申候、依之此段申上候以上。

卯正月

又右のごとく十二月廿一日、下田に於て日露の締約成りしとき、急使をもて其趣を、應接擔當員より、政府に告げまわらせしに、政府はその條約書寫を製し、米英の二國に於るものと、共に綴りて、之を京都所司代に送

り、傳奏衆を經由して、朝廷に上つりしよしなり。然るに卯年、正月の初めなりけむ、閣老より、外國人應接掛并に海防掛に、左の書面を示されけり。こゝに開國起原より、抄出して之を録す。

安政元年、寅十二月廿七日、從御所被仰出候趣。

西亞、英吉利、亞米利加國へ之條約寫入

叙覽候處、段々之御處置振、殊之外

叙感被爲在、被遊 御安心、千萬御苦勞之御儀と被思召、御年寄衆にも、不一通御心勞、其外掛り之面々にも、

骨折之儀と、 御察被 思召候旨、關白殿被達候段、傳奏衆被申聞候趣、所司代より申越候事。

右の如きの、特旨を賜ひけるは、いとありがたきことにして、且掛り之面々、云々と示されたるは、これ實に外交掛たりし、聖謨等の如き、最も感泣せしことなりけむ。

聖謨歸り來りて、しかくの報告をはたし、こゝろ、景山前黃門より、左に録するの手書を、與へられけり。以て當時聖謨が、前黃門の厚誼を辱ふせしことを、しるに足るべし。

變難中之、新年慶賀は、期他日候。先以無恙、歸宅令降心候。去年以來の心配、實以深察々々。扱魯夷長滯留、所謂不幸の幸に候得は、毎度申候通り、一日も早く北地の御處置、○成有之様いたし度、且昨年も申候通り、今年は作無覺束、右御備も有之度、内外多事、痛心長大息此事に候也。

正月九日(安政二年)

水

隱

川 左 と の

又其別紙に曰く、

本文認置候處へ、芳野

四百六

皇居の遺材、預投惠、遠路殊に道中梗塞之砌、別而手數相懸け候半と令多謝候。全く好事のみに無之、乍不肖、新田の末流を汚し候故、懷古の感不可已、右様の事にも及候。北地之事に付拙詠之儀、近來詠吟も絶居候得とも、出來候は、可供一咲候。但し北地の事、いよ／＼この位に落着候哉、未承候間、大眼目のみ、序に示致可給、不一。編者按らば、本文芳野 皇居の遺材といへるは、往年聖謨、奈其奉行たりしとき、芳野の奥に、皇居の遺跡を、尋ね奉らるの内藤氏は、皇居遺材の一なりとて、いよ古き竹の四五寸なるを、吉野郡、加名生村、堀又右衛門の宅の樓上より、携へ來りしかば、聖謨之を受け、拜し且泣たりとて、後、このことを京山黃門に申し侍べりしに、黃門も亦その竹を得させられたしこの事なれば、聖謨は又吉野より之を得て、黃門にさしつけしことなりゆ、因に云、その後、京山黃門はその竹も、二箇の茶器を、手づから製せられ、其一を函に收め、黃門自からその事田を胸蓋に筆せられ、これを聖謨に賜ひけり、かくて明治維新の際、聖謨は死し、月主は洋行申なるに、江戸將に兵火にも、罹らんこの儀ありしかば、聖謨の未亡人は、家什のうち重きを置く品物を、當時の菜色、武州秋父に送て、保存せしめたり、然るに偶たま官軍と爲るの盜、來りて里正を欺き、その保存せる物品を携へ去れり、但し日ならずして、當時の岩鼻縣廳は、その盜を捕縛したるも、重要な物品は、失ひて一も存せず、右の京山黃門が、皇居の竹にて作られし茶器も、亦その失品の中にありきされし其品は、今猶上州邊に、存すまきまぬ。

聖謨は右に對し、左に録する答書を呈しけり。  
御懇書敬承奉拜見候。然は

一先達而御沙汰被爲在候、吉野 皇居之遺材、奉差上候處、御懇之御沙汰、恐悚奉存候。右に付深き思召之御吟詠、御含も被爲在候間、御出來候は、拜見可被仰付旨、難有仕合奉存候。

一下田表に而天災之義、御尋被成下、且新年之御祝詞、冥加至極難有仕合奉存候。夜中に候は、津浪にて、一人も助命之ものは無之譯に御座候處、朝五つ半時頃之事に候、支配向一同參り居候間、早く聞付候而、近邊之山へ逃上り、辛く助命仕、尤支配向之家來等には、怪我も有之候得共、都而御人は少も損し不申、幸ひに私家來共は、乍恐怪我人無之、大幸と奉存候。其以來は御治世に有まじき、辛苦をも仕候處、無滞三日に歸府、

目出度春に逢候義、其頃之事を考候得は、如夢奉存候。乍去今と相成候ては、よき修行と奉存候。

一魯西亞懸合濟之凡、御尋奉長候、其大要は先ッ亞墨利加同様にて、北地之義は、エトロフ全島日本に屬し、カラフトは仕來之通に而、魯西亞と境は不相分、且クシユンコタンへ取立候陣營は、日本にて取拂候とも、魯人存寄無之旨之、書面爲差出候。元來瑣末之事共は、戰爭替之舌戰にて、打伏せ候積にて罷越候處、布恬廷よほと有力のものにて、其上、亞夷之條約を押へ居候て、それより外へ出候とも、内へは入不申候了簡にて、何分にも手に乘不申、兼而見込、參り候様には參不申、残念之至且恐入奉存候。只カラフト之陣營を、如何様いたし候とも、申分無之旨之書付、爲差出候廉にて、御國威は先ッ相立候様に候得共、これは恐多候事ながら、東照宮之御武力、猶存居候故にて、中々以、露も微臣等之、應接により候譯には無御座候。此節佛英之二夷と、魯戎専ら之戰爭に候得共、若和陸等仕、力をつくし候而、カラフトへ向ひ候は、如何可仕哉と、唯今よりいろ／＼と心配仕候。可〇は魯戎に可有之と奉存候。それに付而も、御國に天災打續候上、未曾有之大地震等にて、御國力つかれ、此末之義只々心配罷在候而、容易之義は、相成間敷と奉存候。

一江川太郎左衛門不快、御尋被成下候て、難有奉存候。御書之儘、差遣候様可仕候、さそ／＼難有狩候事と奉存候。同人、陰症之傷寒にて、よほど六ヶ敷、さて／＼當惑仕候。

一當年之作柄、御案事被遊候由、乍恐御先見歟と奉感歎候。冬、過暖之方にて、氷候半少、雷も有之、地震後、水、暖と相見、私宅、盆池之鯉魚、游泳餌を求候義等、地氣發洩、早過候哉と、杞憂罷在候義に御座候。尤右之盆池、地震後、水一尺も、相増居候由に御座候間、外には左様に無之哉と奉存候。

正月十一日(安政二年)

川路左衛門尉

四百七



是より先き正月七日に、聖謨は恒例に依り、將軍の謁を賜ひ、且下田勤務の勞を、慰められけり。然るに又此月十八日、水野忠徳、筑後守、勘岩瀬忠震修理、後に肥後守、定奉行なり、當時目附なり。と共に、左の令旨に接せり。

下田表、御取締之儀、御委任被仰付候間、早々彼地え可致出張候。

夫れ當時、下田港は、いまだ眞の開港場といふにはあらず。又、素より外國貿易の、開けしにはあらざれど、米露の二國人に、薪水食料、其他航海中缺乏の品物を、供給せんとこの約ありしに依りて、兩國の船舶も來港すべく、又下田近傍の戸田には、造船のため、露人の居住するものもあるがゆゑ、政府は密貿易などの惡弊を、防がんとすの意にいで、下田奉行あるに拘はらず、特に聖謨等を派遣せしこと、しる、而して聖謨は此時首坐に置かれたり。

忠徳、筑後守、勘岩瀬忠震修理、後に肥後守、定奉行なり、當時目附なり。と共に、左の令旨に接せり。  
下田表、御取締之儀、御委任被仰付候間、早々彼地え可致出張候。

水 戸 前 黄

然るに聖謨の養父は、前年來、舌疽にて惱みしが、此ころ病漸く革りしがゆゑ、今や聖謨、袂を分て去りがたく、其側に侍して、自ら看護をもなさむと、切におもひ、こたびの下田行は、免し給まはれと、政府に請ひしが、事情は察するも、國のため、せひ上途ありたしとことなれば、公命拒みがたく、終ひに二月の十二日、下田に向ひ出發せり。その前、正月の二十四日に、景山前黄門より、注意の一簡を興へられけり。是以て當時の情態を知るべきものゆゑ、之を左に録す。

近々發騎之由、寒暖不定之候爲 天下自愛相祈候。御用向、實以

心配之事と深察々々、魯夷官吏を置候儀、一旦條約之上は、又々斷候は至難に候へ共、政府にてご迄も抑張、川始路め心力を盡し候は、押付可申哉、乍去例の布恬必内々墨夷を先手に使ひ、墨夷志を得候上、布恬しらぬ顔にて來候計策難斗候間、此後墨夷如何程おびやかしか候共、一切動き不申様、閣老は勿論、墨夷應接懸りへ、屹と申談候上、發騎肝要と存候也。

正月念四 水 隠 士  
川 左 と の

二白墨夷漢文の條約、兩國ひとしく云々に本づき、五年も十年も延し置候内。精々御武備整申度候處、右様相成候は、彼必何歟公事をこしらへ、双方不可已様に仕向候も不斗、其覺悟も無之而不相成候歟。書外念六登 營の模様により、面別も相成候は、其節可申述候。

又申、養父不輕容体に有之よし、内外の配意重々察入候、乍末筆承候不一。

右に對し聖謨は、左の答簡を呈せり。

御直書敬承奉拜見候。然は近々下田表へ出立仕候に付、可爲心

御直書敬承奉拜見候。然は近々下田表へ出立仕候に付、可爲心  
必内々墨夷を先手に使ひ、  
墨夷志を得候上、布恬しらぬ顔にて來候計策難斗候間、此後墨夷如何程おびやかしか候共、一切動き不申様、閣老は勿論、墨夷應接懸りへ、屹と申談候上、發騎肝要と存候也。

門 齊 昭 卿 眞 蹟

配旨之御沙汰難有奉存候。如御汰沙、心配此事に限り、其始末に寄、國家之一大患を生し候間、中々以、微身輩之可行屈義とは不奉存候。官吏差置候義相斷可申由は、下田在勤中、度々直書を以、阿部伊勢守より嚴重に申越候間、相斷候積之處、容易に參り兼候譯有之右ハ、事長く難認取候間、其内御直に可奉申上候墨夷之おひやかし、魯戎之猶なる、實に當惑仕候。此段不取敢御受奉申上候以上。

正月廿六日

川路 左衛門尉

猶以、養父不快御尋被成下、冥加至極難有仕合奉存候。御醫師、近安父子へ任せ置、同人良醫にて、手を盡し候得共、何分いたし方無之様子、先達而入御聽、爲之黒燒被下候而も、既に四年に罷成候。乍恐御沙汰之趣養父へ爲申候處、落涙仕候而難有狩、私之孝養にも相成、難有奉存候以上。

此ころなりけむ景山黃門は、深く外交のことに關心せられし餘り、聖謨の意見を問ひ給ひしとて、聖謨が呈せし答案の、猶存するものあり、是れ以て當時の情態、并に聖謨の苦心をも、悉るに足るべければ、即ち之を左に録す

墨夷魯戎之儀、此上如何様にも、御取締向嚴重いたし不申候而者不相成、ゆるかせなる事有之候ハ、却而自然争端を開き不申候而者、難相成次第二落入可申候間、前廣に右を防き可申儀勿論に付、嚴正之義者いつく迄も、押通候見込に有之候。され共聊後日之患可有候哉と、懸念いたし候は、初め横濱之條約と申候ものは、墨夷理不盡に、内海へ乗込、發砲等いたし、法外之事共多端に付、即坐ニ打拂、御國威を相顯不申候而者不相成候處、海防之御備向相立不申候故、全一時寛大之御處置を以、彼等之望に、まかせられ候義も有之は、無御余義に出候策に御座候。元來之御趣意は、長崎において御老中方御連名にて、魯戎へ御渡相成候御返翰通

之趣、近頃之御政務中に於て、正面之筋に御座候。然れ共右之通、横濱において一時之條約相定候得者、諸夷之御取斗向一變いたし候而、以前之姿は無之様成行候に付、當時穩なる所よりは、其節之條約、他たらぬ事之如くに候。然る處右は既に 大君御許容之旨を以、御老中方御連名之御取替せも相濟候上は、夷狄へ對せられ候處に而者、差當り此節者少しも動かし候義不相成、たしかなる御書面に御座候。され共前にも認候通り之譯に付何とかいたし候而、右よりは小さくまとめ候積に付而は、何れ少々つ、齟齬いたし候義可有之候へ共俄に目立候程に相成候而は、其廉を彼方に而差押、六ヶ敷被申候義有之、御國に而取替せ之書面を相破、道理に背候旨を以、手荒之所置に及び候節、書面之趣に而は申開無之様に相成、兵端を開候節は、無御余儀唯今迄御堪忍被成候義等、水之泡と相成、實に以之外之義に付、當時之御取斗は、げややく立派に不相見候共、條約を堅く相守、少も夷狄共申草といたし候義、無之様相成置候内、しらすくいつしかと御取締に相成、たこへは去年は、梨子地之塗物有之候處、今年は、村梨子地にいたし、其翌年は、一通之蔭繪と申位にいたし、凡之見當條約に而、十のものを七ツ八ツ位之所へ、追々と取締參り候而、彼方に而可申様は無之候得共、あまり面白からず益も無之、自然と來舶も、次第に少成行候と申様に被成、其内専らに武備御復古之上、夷狄を自由に、御取廻しに相成候様之御手續に而可然哉。元來墨夷其外より 御國へ對し候而、少も申分有之候譯は毛頭無之候所、累年漂流人を差送り來候處、右漂流人を 御國に而、非道之御取扱有之、其非道を相改、人命を救など申候様なる、存も寄らざる事を以、軍船差向候など申候類之夷共は付、聊に而も名といたし候義有之候得は、段々と其證據を取留置候而、事を起し來可申も難斗候に付、前々之手續に而可然哉、如何可有之。右之柔なる内に、剛き意を含、段々と引寄せ參候義妙所に而、中々以、私なごに出來可申とは不存候得

共、誠に其手續を組立候得は、前文之如くにも可有之哉、存意書面にいたし候様と之心之儘を書付候而、御垂教を相願候義に御座候事。

かくて聖謨出發の朝、病める養父に分る、の、涙に堪へざりし趣、その日記に筆して云く、

安政二年、二月十二日、終日風雨、六時過出立いたし候而、川崎宿晝休、保土ヶ谷に止宿、當正月二日、止宿之本陣へ、二十九日目にて又止宿なり、○御養父様の舌疽、既五年におよび、當正月下旬に、舌よりの出血夥く、御疲れ甚し、よりにて出立御免之義相願候處、不容易御用に而、格別之御人選を以、被差遣候義に付、尤之願に者候得共、難被及御沙汰、早々出立候様、伊勢守殿御書取御渡に付、無余義今日出立なり。出かけの御暇乞、腸を寸断するかことし、七十七の御老人、病の床に臥給ふか、起かへりて手をとり、哀しみ給ふ、命たに心にかなふものならばと、まろ女か、よみたる、うたをおもひ出て、はつとはかりに、只泣になきて、目出度歸府拜謁のことをいふに、腸を切斷するかこときこと、筆に盡し難し。

聖謨、その翌十三日には、前夜大雨のため、馬入川出水のことなれば、已を得ず近き藤澤に到りて宿り、十四日に、その川を渡りたれど、又酒匂川出水のゆるに、大磯に達して留り、翌十五日酒匂を越え、小田原を過て、南に迂回し、根府川、江の浦等を経て、伊豆の熱海に到り、旅亭今井に宿れり。夫れ熱海は、温泉あるが故か、此ころ既に繁榮の地にして、江戸の趣あり。今井の館舎、廣大、以て候伯の寓に充つべく、紀州、其他大諸侯の宿りしことも多かりしと、聖謨は記せり。十六日には、網代を経て、伊東庄、和田村に到りて宿り、十七日は、かの河津を工藤が殺せし地なりと傳へる、赤澤山の麓を過ぎて、稻取村といふに到りて宿り、翌十八日、巳牌、下田に達し、海善寺といへる寺院もて、聖謨はじめ一二僚屬の寓所となせり。抑々聖謨こたびの旅行たる、山間の

宿驛などを、勞することを憚りて、己は専ら簡易を主とし、閑老にも申出のうへ、従者をも大に省減せしのみならず、多くは肩輿をも用ひず、日々徒歩をなせしと云。

聖謨、下田に達し、直ちに奉行の假公衙に到り、奉行、都筑峯重と公事を談せしに、聖謨の實弟、井上清直新右衛門も亦來着して、共に其席に列しけり。但し清直は、寺社奉行附調役なりしが、此頃特に登用せられて、勘定吟味役となり、幾もなくして下田取締の任務を帯び、下田奉行を、輔翼せよとの命を奉じ、今やこゝに着せしことなり。夫れ當時聖謨の任たるや、前にも記し、ごとく、是より下田には、外國人の來ることも多かるべくして、而して未だ彼我の事情も通せず、且は土地の區畫も、宜しからず、隨て種々の流弊も、生せむとの恐れありしゆゑ、後患を豫防せんため、適宜の規則を設くべきことたるのみならず、いまた戸田に在る露使とも、交渉せよとの命を受けたる、一二件のありしことなりき。

是故に聖謨は、水野忠徳、岩瀬忠震と共に、下田奉行と協議を凝らし、又は處々を巡見して、以て下田の取締に關し計畫せしこと、少なからじとさけり。然るに日ならずして、事稍々緒に就きたれば地方に關する事務は、之を奉行、并に井上清直に委托し、聖謨等は、此月廿三日、戸田村に向ひ出發して、露使交渉のことに着手せんとしけり。

こゝに於て聖謨は、下田をいで、七里の山徑を越え、松崎村に憩ひ、それより洋中八里を渡り、日暮戸田灣に達せり。此時、聖謨、日記に筆して云、

役人之往來に、百姓共難儀いたし候に付、今日は、かこに乗さるは勿論、つらせもいたし不申、都而之人足を爲減候處、いつも之ふれ當より大に減し、先觸六人之、人足使ひ候斗ニ而相濟申候。これも足の稽古有之候

故出来るなり。編者曰、幕府の制度たる、諸府より、若干の工夫を、使用すること許されて而して、其人夫は、各村落之を供給し、その費用をも負擔せしがゆゑ、本文雖云々といへる、ことなりとしかくして聖謨等は、廿四日より、日々戸田村、大行寺に於て、露使布恬延と應接をなし、曩に訓令を受し件ニ付、討論におよべり。夫れ其訓令に依り、露使に交渉すべき件々の、大要を擧れば、左の如し。

第一 下田に滞在する、米國人引拂之件。

右は露人の需に應じ、貸與の約なりし、米國スグーテル船ありしに、其乗客を悉く去らしめざれば、其船中狹隘のことゆゑ、不得已、之を上陸せめたるなり。然るに當時日本の法たる、難船漂泊にもあらずして、上陸滞在の外國人を許さざれば、その米人も、亦其法則に準んずべきことなり。故に是等に關し、露使と協議を要せしなり。

第二 曩に締結せし條約第四个條中、國の正法、といひし文字の、解釋を更に明示する件。

右は、下田箱館等に於る、取締の規則も、今や設けんとするの時なれば、外國の保護もて、我國に反り來る、漂流の我國人は、不及申、外國人をもこれ等の規則に従はせむとの意に、出しものならんか。蓋し當時彼我共に、いまだ治外法權などの論におよばざりし時なれば、かゝる本文のことありしものと、想像するなり。

第三 天主教、傳來の取締をなす件。

右は當時、内地に於て、議論盛なりしに拘はらず、條約面には何もなき所なれば、こゝに之を交渉せんと意ならんか。

- 川路 左衛門尉様
  - 水野 筑後 守様
  - 岩瀬 修理 様
- え (編者曰、露文本書に、翻譯を添たるなり、)

スクーテル船、カロライン、フート船借受候に付、右乗組、當時下田に罷在候もの共止宿之義、日本政府之御趣意に相背

たつた... 先中... 故出来るなり... 編者曰、幕府の制度たる、諸府より、若干の工夫を、使用すること許されて而して、其人夫は、各村落之を供給し、その費用をも負擔せしがゆゑ、本文雖云々といへる、ことなりとしかくして聖謨等は、廿四日より、日々戸田村、大行寺に於て、露使布恬延と應接をなし、曩に訓令を受し件ニ付、討論におよべり。夫れ其訓令に依り、露使に交渉すべき件々の、大要を擧れば、左の如し。

田 備 中 守

正 眞 の 眞 蹟... 故出来るなり... 編者曰、幕府の制度たる、諸府より、若干の工夫を、使用すること許されて而して、其人夫は、各村落之を供給し、その費用をも負擔せしがゆゑ、本文雖云々といへる、ことなりとしかくして聖謨等は、廿四日より、日々戸田村、大行寺に於て、露使布恬延と應接をなし、曩に訓令を受し件ニ付、討論におよべり。夫れ其訓令に依り、露使に交渉すべき件々の、大要を擧れば、左の如し。

十のり

候へは、右止宿之義、魯西亞人、日本國え住居いたし度志望有之候もの、類例にいたす間敷候。尤亞墨利加軍艦、又は亞墨利加官吏渡來に而、談判濟之上は、右乘組之者申述候通、合衆國之人民止宿之情理有之候段、治定可致候得者、若乗組之もの共、右軍艦退帆、又は官吏日本來着之後に於而も、同様居住いたし候は、其後之止宿は、最早スクーチル船、借受之引合には難致、御許容之廉に可有之候。

四月戸田に於而

エ、ブーチャチン  
カピタンボスシエート譯

又條約中、第四ヶ條に關しても、左の公文致送におよべり。

書付

條約第四ヶ條に、國の正法と之有候は、貴國のために、開く所の三港の正法も、相籠り候儀と存候。

安政二年三月三日

川路 左衛門尉  
水野 筑後守  
岩瀬 修理

その答書の、露使より來れること、左の如し。

川路以下三名宛 (譯文本書に、關文の翻譯を添へり)

國法は、全國之法度に有之候得共、街又は港に限り候作法は、土地之規則に有之候。國法は諸州に於て、大概同様に而、外國人に對し、多分正法に有之候。然れども土地之規則は、場所丈け之作法故、事毎に外國人え對候引當には、相成兼候得共、双方收極候條約之趣意に不逆廉は、相守可申候。

右之趣、昨日御書而之爲答、謹而申上候。

曆數千八百五十五年

エ、ブーチャチン

四月曆八日 戸田に於テ

カピテインボスシエート譯

又宗教のことに關しては、左の公文を、我より彼れに送致せり。

書付

切支丹宗は、我國之嚴禁に付、拙者共今度政府之命を受て。使節え相達候、貴國之人民、我國において、法を弘め候儀不致、若右教を乞候もの有之候とも、決而傳授不致様有之度候。

安政二年三月三日

川路 左衛門尉  
水野 筑後守  
岩瀬 修理

右之答書として、左のごとく露使より公文送致あり。

川路以下三名宛 (譯文本書に、關文の翻譯を添へり)

御前様方之御書面、謹而御答申上候は、日本國と魯西亞國と之條約取結候後、新規之條件御談判之儀、改而魯西亞政府之委任無之候而は難致候。

切支丹宗門之儀に付而は、私事勘考いたし候に、魯西亞國に於而は、諸宗旨を容れ、他人之宗旨を相改候様、強而勸候義無之候。此儀魯西亞人日本國に於而、其法則を相守候證據に可有之と奉存候。

曆數千八百五十五年

エ、ブーチャチン

四月廿八日 戸田に於而

四百十八  
カビティンボスシエート譯

右のことくかれよりの、答書もありたれば、當時我政府訓令の趣は、決行のうへ、まづ一段落に着したることに、該件々に關しては、これより尙談判の途もなかるべし。依て聖謨等は、其旨を逐一政府に報告したるに、閣老は之を大小監察の議に下せしも、監察等は敢て異議なく、聖謨等の處爲に賛同したりと云。

是より先、聖謨はいまだ露使との交渉に、鞅掌せしの際、二月三十日、江戸よりの家信に接せしに、養父樂水事、二月廿七日、卯の刻終に病死せりとの報を得たり。但し同僚より、その趣を閣老に申いでしに、阿部勢州より將軍の特旨を傳へられ、公務繁忙の際ゆゑ、即時除服して、如常處務あるべしとのことなりき。

かくて戸田に於る、露使との談判も結了し、且かの造船の業も、彼我の國人相混じて、勉勵從事し、着々其歩を進めつ、ありしのみならず、戸田に在し露人のうち、士官九名、下士以下百五十人は、既に雇入米國スクーネル船に乗じて、二月廿九日に出帆、歸途に向けるがゆる、聖謨等も稍々安堵せし時、三月五日の夜、下田より急使ありて、一隻の佛蘭西艦來港せりとの報を齎せり。當時歐洲に於て、英佛の連衝軍に對し、露國が戦争の際なりしたため、日本政府の關心容易ならざりしは、實にことわりあり、夫れいまだ局外中立てふ文字などは、夢にだもしらざりしのみならず、たとひ、しるも、我國には、いまだ嚴正中立を守り得べきの準備なく、いかむともすべからざるの日なりしゆる、恐らく佛人の戸田に來りて、露人に一打撃を加ふるも、測るべからざるものなりと、我が當年の苦心も想像するに餘りあるなり。然るに此佛艦來港の報知を、聖謨より露使に傳へしに、布恬廷從容として、驚ける色なしとのことをき、て、聖謨大に之を稱揚し、その日記に掲げて云く、

昨夜中村爲彌を、布恬廷方へ遣したるに、下田えフランス船參り候由承り候而も、布恬廷少も驚かず、落附たる趣、爲彌物語れり。實に別段のことなり、されと下官等は、此事を聞て、大に騒き居よし。

こゝに於て、聖謨等は、兎も角も至急下田にゆき、佛艦の舉動を監せんことに決し、六日の正午、戸田を發し、かの嶮岨の山徑を歩し、又風浪の洋中を渡り、夜亥刻、松崎村に達し、已むなくこゝに宿り、其翌七日、雨を侵して早天に出發し、蓮臺寺村を経て、日午下田に着せり。然るに佛蘭西艦は、七日の朝、既にいつくにか向ひ出帆せしとの後なれば、聖謨等は稍々安心の境に達せしも、却て氣ぬけせしといふべきの趣ありけむ。

さきに記し、こゝこゝ、三月三日附もて、露使より差出せし書面は、これに陳述書を附して、聖謨等より既に閣老に送致したれど、尙その文意の解釋、并に政府の處置に關し、一行の三名、各の其意見を異にせしものありて、到底阿部閣老に面し、分明なる指揮を需むるにまかじと、評決せしがゆる、そのため三月十日、聖謨は水筑州、岩監察と共に、江戸に赴かんとて、下田を發し、天城山を越え、湯ヶ島に到り、其翌日は三島より函嶺を過ぎ、小田原を経て、梅澤に達せむとせしころ、途中にて江戸よりの至急公信に接しければ、その驛に到りて披見せしに、前にいへる陳述書に對したる指令を包有せり。夫れ其陳述の趣を、政府に於て認可せし外に、切支丹宗門の意、傳來の義に關しては、尙も嚴重取締をなすべきため、「下田奉行えも申談し、後忠無之様可被取計」との旨ありしと云。

かくて十二日に、聖謨は藤澤に宿り、その翌十三日は、拾貳里餘の長途を疾行して、江戸城に到りぬれば、既に閣老退出の後なりしゆる歸宅し、十四日より日々登城して、近く露使と交渉せしの件に關し、并に下田の取締に於る事等の意見を述べしに、一行三名の説論、稍々異なる所ありしも、阿部閣老の裁斷にて、一説に歸着し、

到底後患なきのため、能く取締をなすべしとの大要に、過ぎざることをなりぬ。

此間、戸田に留めし、屬僚より、急使を聖謨に致し、露使より、我閣老に呈せんとて托せし、露文に、蘭譯を附したる書簡を、遞送ありけり。依て閣老の命を受け、譯者をして之を解せしめしに、其意左の如しと云。

日本國の執政に奉呈す

曩に此地に留存在せる、商船ヨング、アメリカカ船船にて、我輩、本國に歸らんと欲せしかとも、彼是の妨碍ありて、其事を果さ、りしは、日本政府に於ても既に能く知る處なり。編者曰、これ露使が、本文にいへる米國船を雇はんとせしに、其雇賃の高價なりし、ためこれに斷念せしことを云り、依て若し戸田にて造建せる、スクーネル船種の名を、我輩の本國に歸航するため、假すことを許さば、政府の仁惠、實に廣大なるべし。○然れども總て航海は、多く異變あるものにして、戦争あるの時に當りて、殊に然るを以て、中村爲彌君に請ふて、此船の製造に就て、費す所の數計を聞き知れり、其故は若し此スクーネルを返す能はざることある時は、魯西亞政府にて、此船の代りに、何を以て日本政府に報償すれば可ならんと云ふことを、知るを得ればなり。スクーネルは、勉て速に日本に送り返すべく、且一隻の魯西亞船を以て、導き來るへし、但此船は、かのスクーネルに乗れる人衆を、再び魯西亞に載せ歸るべきためなり。

千八百五十五年四月十七日 安政二年三月十三日

戸田に於て

カピティンポスシエード譯

當時、戸田にて、彼我の技手が相混じて、造りつ、ある、かのスクーネル船は、素より露人歸途の用に供せむこと、我が豫期せる所なりしゆゑ、閣老の許もありて、露使の需めに應ずることを、聖謨よりかれに告げたりき。されど右の船使用中、萬一破船等ある時は、其船價を償はしめんとの、價程金額など、別に約せしことは蓋し

あらざりけむ。元是れ日本政府の厚意に出しことゆゑ、たごひ該船を失ふも、我政府は、その償ひを求むるの意などなかりしとなり。

露使は我政府が、その請を容れ、今や戸田に於て完成せる、スクーネル船を附與するとのことをき、て、大に歡喜且感謝し、日ならずして出帆をなさんとするに當り、感謝の意をも表示せる一篇の書簡を、我政府に呈出ぞしけり。その譯文左の如し、

日本國の執政に奉呈す

本國に歸るに臨み、謹て日本政府に奉告す、予日本に逗留せし間、相談したる所の、使命の事件に關係せる書を互換するは、魯西亞政府より新官人來るを以て、其事を終ふるを要す。

魯西亞人の此地に留る者は、勉めて早く本國に歸るべし。○其日本に逗留するが爲に、係る所の諸件は、都而此者を支配する、ロイテナント官名ムウシネブウスキン人名と共に相談して、處置あらんことを希望す。

日本を去るに方りて、當に懇切に日本政府に謝すべきは、實に我フレグット船種を失ふたる後、魯西亞の爲に、助給せられし事件なり。○我輩久く此地に逗留せる間、都て請ひ求る諸件を、許容ありし處の恩恤は、實に我輩の緊切なる願望を、みたしむるに足るべし。○日本人と魯西亞人との關係は、漸次に愈々親密に進むべきは、疑を容れざる所なるを以て、日本政府の斯く禮義ある斡旋を、我か政府に報知するは、我か愉快なる務とすべし、且日本政府此の如き仁恩あること、幾多なるや、明徹するに當りては、自然に此一事に説き及ぼさることを得ざる所なり。

千八百五十五年四月廿四日 安政二年三月十六日

エ、ブーチャヤチン

聖謨は至急に要務を帯びて、一旦下田より歸り來り、江戸に在しこと七日間におよび、屢々阿部閣老に接しその意見も殘なく述べ盡し、且は下田取締の件に關し、政府よりしかくの旨を又授けられければ、之を承りて再び水筑州、岩監察と共に、三月廿日に江戸を發し下田に向ひけり。

かくて其日は、程ヶ谷に宿り、翌廿一日大磯に宿りけるが、その日の正午、藤澤に憩ひし時、恰も戸田よりの來簡に接したり、その書中に報しるは、布恬廷以下百餘人は、來る廿二日いよく新造スクーネル船に乗込、出帆して歸途に就かんと決せし由なり。

然るに尙ほ政府より委命の旨ありて、今一應、露使に談すべき、宗教上に關する取締りのことあれば、聖謨等、が、下田乃至は戸田に達するまでは、出帆を延引せよかしと申送しに、その通知かれに達せしや如何はしるに由なきも、之に拘はらず廿二日の曉、かれ既に出帆して、露領カムチャツカ地方に向ひたりとの報知廿三日聖謨の手に達しけり。其時聖謨は函根を越て三島に在しとなり。それより聖謨進みて立野村に到り、翌廿四日下田に着しけり。此日大風雨なりしといへども、徒步して天城山を越えしとき、陣裝てふものを用ひ試みして、逸話あり、其日記に云く、

湯ヶ島より天城山御林を越るみち、下田道中の難所なり、よりて試のため、陣裝にて歩行したるに、雨ぬけて鼻紙袋まで、みなぬれたり、今時の武器といふものは、農具に不及候こと此の如し、……

聖謨下田に達し、舊寓居たる寺院に入て後、日々一行の各員と共に、下田奉行等と會議を開き、政府より委命の件々、即ち下田取締てふ名稱を與ふべきことくに着手をぞなしけり。然れども、かの天主教傳來取締のこと

に關しては、今一應、露使と協商をなすべしとの指令もありしことなれど、如何んせむ露使は既に出帆せし後なれば、その議を遂ぐるに絶て叶はざりしなり、こゝに於てや四月附をもて、それ等の件に於る一篇の報告書を製し、之を政府に送致したりき、その全文を左に録す。

## 魯西亞人々申談方之義に付申上候書付

今般御沙汰之趣を以、魯西亞使節、布恬廷之應接仕候次第、先達而書面を以委細申上候得共、御處置振に付而は、私共存寄異同も御座候に付、出府之上銘々見込之趣申上候處、尤之趣意に思召、往々之處深御懸念被成候得共、以後之處別而御國內御取締之義、猶更嚴重に相成候事に相心得、先最前伺書え御差圖御座候通取扱、尤切支丹宗門之儀は、重き御國禁に付、猶其段精々申渡、何様にも後患無之様、一同力を盡し、御爲宜様可取計旨、御書取を以被仰渡、奉得其意候。御國內御取締向之儀は、下田奉行も篤と申談、同所御取締筋、一際嚴重に相立候様可仕、切支丹宗門之儀は、右被仰渡之趣を以、再應布恬廷へ可申談候處、此程御届申上候通、出帆之儀差留置候をも不相用、布恬廷并蘭語通辨官迄、去月廿二日戸田村出帆仕、右は全歸帆いたし候儀と相聞へ、相殘候者共は、士官と申迄に付、此度は不及沙汰、追而申上候様可仕と奉存候依之申上候以上。

卯 四月

一行三名連署

從來長崎に在留を特許ありし外國人は、かの出島てふ、囚獄に均しき居留地に閉居せしめ、其の島の周圍には、黒田、鍋島兩家の番所、其他長崎奉行附屬の衛士等を備へて、嚴に警固し、且は監守し、その出島に内地より架したる橋を、公けの許なきものは、渡ることを得ざりしなり。然して貿易類似のこと、なきにあらざりしも、其物品を限り、又其量數を限り、政府より特命せし僅々の商人をして、公吏監督の下に、への交換を行はし



めたるに過ぎざりしのみ。夫れか、る慣例は、二百年間、繼續せしものゆゑ、たとひかの兩提督、彼理、布恬廷が、我の戸を叩き、桃源の夢を驚かし、の結果、米、露の人をして、我が下田、乃至箱館に來り、偶たまの風浪を避け、又は薪水食料、其他缺乏の食物品を、需むるの自由を得せしめしといへども、我因習の久しき、外國人を遇することは、實に舊慣の如くあるべきものぞと、妄像せし雖、我國內なきにあらざりし。これ無智の民のみならず、當時有識の士として、社會に敬せられし人士中、或は政府に職を掌る人にすら、右の如き説を抱きしものなきにあらじ。こゝに於て當局の有司は、當時局外より臨々たる攻撃を受け、甚しきに到りては、下田は米露の屬地となしたりなど、いへる妄説を、唱へしものあるにおよべり。然るに戸田村は造船完成の日に、外國人の跡を絶つべきも、下田は殆んど絶えず此頃外國船の出入して、外人の上陸あるに際し、其地形たる井然の區畫をなしがたく、漠としてその統轄に苦しむの實あるを免れず。是れ局外の攻撃に對するよりも、尙一步を進めて、當事者の注意を周到にして、以て密貿易を企つる奸商等を、防がずんばあるべからざるなり。又一方に於ては、米露人が船中欠乏の品を得んと云るは、其意通商の端緒を開かんとこのことにて、なるべく博く、且親しく我國民に交り、相互の利益を交換せんと、企望せしや必せり。かゝる時に方て、その間に立し當局者は、適宜の規矩を立定して、その取締を設くること、容易の業にはあらざるべけむ、此故に聖謨等は尙も日々議を凝らし、又は處々巡見して、地理をも審査せしどきけり。

聖謨かく苦心のうち、一の歡ぶべきことに接しけり、そは四月の三日、常のこごとく會議ありしが、その席に公信來致し、實弟井上清直を、下田奉行に命じ、諸大夫となす旨の辭令を挿入し來れり。聖謨之をき、て、いと歡びしは、申迄もなきことなれど、又深く感せしことのありとて、その日記に筆しけり。即ち云く、

母上御存命ならば、いかに御歡あるへくと、頻に落涙いたし申候。新右衛門迄諸大夫とは、父上行道院様聖謨父の隆號までも、御驚可被成候、難有君恩之ことは申候も大かたなり。實に兄弟二人、芙蓉之間諸大夫編者曰。當時芙蓉間席にて、長崎奉行に次ぎたる遠國奉行の上座なり。とは、恐入たるのかきりなり。易に天地、鬼神、人道を説て、みなみつることを害し、みつることをにくむとあり。されは天地鬼神人道へ對し、我等は恐入たる事と云へし。以後いかにいたし可申哉、只々謙遜の外はなし。此にくみを避くるに謙なりと、聖人も仰せられたり。謙は和訓へリクダルなり、へりと申候へは、無理なる寶を少も貯へ不申、施をつとむへし。クダルと申候得者、こゝろより人にくたり候か第一に而、衣類其外共に、人より下りたるものを用ひ不申候而者不相成、さてく六ヶ敷、心痛此事なり此へリクダリ多ければ、にくみを防くこと多き理なるへし、故にへリクダリは、憎を防く城郭にして、もしへリクダリ少き時は、塀を卑くし、濠を淺くして、籠城するか如し、可恐こと此事なり、可慎こと此事なり。夫れ禍福は、糾纏の如しと、故語にいへるも理わりなりや、一喜一憂は、人生の免れがたきことにあらん乎、聖謨は、實弟の登用されし二日の後、家信に接せしが、聖謨の養母、中風に罹り、不治症ならむとの報あつけり。これに依て、聖謨の妻が、よく看護に心を盡し、聖謨をして家を顧りみることもなく、公事に身心を委ね得せしめしと、その日記にみゆれば、今これを左に録す。

五日癸、宅狀來る、母上編者曰く、出母を云。御中氣之由、さてく恐入たることなり。御容躰之様子、御ねふり之躰等、不一方と心痛いたし申候。乍去家來女共迄、附切に而、新家編者曰、名は鐵作、聖謨の養母なり、詳前。も隔日に止宿之由、先以之事なり。右に付家來一同骨折之由、於さと聖謨の妻の心配、其外共に察し入申候。つらくこおもへは、開闢院様聖謨母の隆號御病氣のときより、於さと御看護申上候而、樂水院様養父の隆號又此度と、皆おさが引受候而、御孝養を盡し

くれ候故、左衛門尉大切之場の手助けと相成、こゝろ違ひなく、御用向にかゝり居候義に有之、千萬忝候。これは實に謝するに辭なし。

政府の訓令に基づき、下田港取締の基礎も、追次相立ち、それ／＼の規則も定めたり、此月十八九日のころは、既に土地の奉行に於て、其實施をも始めしに、その不便も感せず、その結果よろしきがゆゑ、聖謨等は其趣を阿部閣老に告げまゐらせて、歸途に向はむと決したり。抑／＼其立定せし規則とは、いかなるものか、其詳細を今やしらんと欲すといへども、何等の記録も存するものなく、稍々遺憾の念なきことあたはず、さは去りながら、元是れ取締といへる二字に、基ひせしのみなるは分明にして、而してたとひその規則の完文存するも、徒らに細微に涉り、之をこゝに詳記するには、蓋し足らざるものならんか、然るに又是より先き、井上清直は、諸大夫の列に加へられければ、信濃守と改稱せんことを申出しに、幾くもなくしてその特許ありけるが、又それと同時に信濃守は、同僚都筑駿州より、事務の引繼を受け、同氏に代りて、下田に次年迄、留るべしと命せられけるゆゑ、聖謨が首として立定せし、取締に關する法規は、即ち弟の信州が、之を處行するの任にあたりたるなり。こゝを以て自然商議もよく協ひ、事々円滑に行れ得るにも到りし事實はなきか、到庭政府のため、人民のため、兩ながら其便ありしと想像するも、蓋し其實に遠きことにはあらざるべし。

こゝに於て聖謨は、此月廿三日、水筑州と共に、下田を發し、岩監察は、明日出發のことを約せしゆるゑ、互に相分れ、それより聖謨は順路進みて東歸し、廿六日小田原を發して、藤澤より鎌倉に到りて宿り、その翌日は浦賀に着し、其地の奉行、土岐朝昌豊前守を訪ひ、翌朝、海岸并に猿島の砲臺などを巡視し、其夕、海路神奈川に達し、廿九日午前、江戸の邸に歸れり。又當時尙は戸田村に於て、建造に係れるスクーター乗去りしもの、姉妹船なり、船、即ちネル乗去りしもの、姉妹船なり、船、即ち

後に君澤形と名けしもの、件ありしのみならず、その技手として若干の露人も、尙ほ在留せしことゆるゑ、聖謨は下田を發せしの前、屬員上川傳一郎をして、戸田村に到らしめ、諸件に關する指揮の旨を、かしこに在る屬僚に傳へしめけりと云。

聖謨江戸に歸り、松平河州、水野筑州等、又新進の人には、岩瀬、永井の兩監察など、共に、専ら阿部閣老の帷幕に參し、日々公事に鞅掌をなし、或は景山黃門に謁し、或は藤田東湖と談せしこと、絶えざりしとなり。然り而して此ころ東湖が黃門に侍して、國事に盡し、は申迄もなしといへども、亦その内情に於て苦心せしことも、容易ならじとみゆるものあり。是より先き、聖謨、下田より一旦かへりしとき、文書の往答ありしに、東湖の書簡中、左に録するの文ありけり。以て當時の事情を察するに足るべく、且は東湖、聖謨との間、その交の深かりしことを、しるべきものにこそあらめ。

以別紙申上候、御口役中 御義父様、御凶事奉絶言語候、今般先々御歸府、乍憚降心仕候。小生義も去月十九日再勤被申付、豚兒中奥小性に罷出、右以來是迄の外交、十分の七八を謝絶仕候、是迄は退隱の身分にて、側用人の勤向、手傳候様なる姿に御座候處、如何にも流言浮説紛々、内々凌兼候處、前書之通表向再勤被申付候ゆゑ、親友舊交之外、一切謝絶仕候。尊家へ罷出候も、少々心配に御座候得共、乍憚年來の御出入ゆるゑ、たとひ何と世評を受候とも、却而折々は罷出候方に可有御座哉。此度は御歸府きりに相成候は、いづれ一夕罷出心事吐露可仕候。今日は豚兒共三人相携、梅兒塚邊遊行仕候處、昨日まで雪か雲かと疑はれし花も、残りなぐちりはて、今日は柳も櫻も、同じ萌黄のいろを、こさませたる風情、是も又都の錦と打詠め、望月の影を、そひらにおひつ、只今歸宅途中にて、裕之進編者曰、當時宮崎姓なり、此日聖謨の使に参りしもの、東湖方に行し、こしるなり、に行逢、草々執筆、亂書御推覽可被

成下候。去年中は、赤松の遊に御伴被成間敷旨、愚意申上候處、今年は小生儀中々に赤松もゆかしく相覺申候。心事非筆端所盡候以上。

暮 春 望

誠 之 進 拜

品川砲臺の新築、并に大砲鑄造、車臺製造のことは、江川英龍が、專任なりしといへども、聖謨も亦その掛りの一人として、屢々臨監し、その工事を督せしに、今や其成效を告げたりとて、此年五月四日、其勞を稿はれ、褒賞として時服を授與されけり。又此月十五日は、聖謨下田より歸來のため、恒例に依り、將軍の謁見ありて、慰勞の辭を與へられき。

講武所てふ演武館、創立の設計ありしことは、さきに記し、が、その調査いよく熟しければ、此年の春以來、土岐頼旨丹波守、跡部良弼甲斐守、久貝正典四幡守等、委員となりて、既に江戸築地の海濱に、其工事を起したり。然るに同年六月五日、聖謨も亦その委員に參加せよとて、左のごとき阿部閣老の覺書をもて、其命を達せられけり。即ち云く、

川路左衛門尉

講武所、并調練場御取建之儀、引請取扱候様可致候、

是より後、幾くもなくして、この講武所の建築なりしゆゑ、政府は、各藝の専門教師若干員を任用し、館を開ひて、幕府の士人に、劍槍の武技、および銃隊の操練を、強制的に教習せしめけり。是れ此銃隊たる、幕府が西洋式の陸軍兵を、編成せしの始といふべし。

又これと殆んど同時に、筒井肥州以下聖謨等は、左のごとき令旨に接せり。

筒井肥前守

川路左衛門尉

水野筑後守

岩瀬修理

蠻書翻譯御用、取扱被仰付候、

是れ、阿部閣老が、當時彼をすること、國家の急務なりとて、博く全國の洋學家を聘し、須要の洋書を翻譯せしめんとすの意に出しものなり。聞く聖謨も亦夙に此舉あらんことを、希望せし所なるのみならず、若し一館を設けなし、學士を聘して、洋籍の翻譯を始めむことなれば、寧ろ半ば學校の性質をも加へ、少年有志の士をしてその館に出入し、洋語洋籍を學ばしめんこと、最も便益なるべしと考定し、これを筒肥州等に謀りしに大賛成を得たるがゆゑ、その方針に依り、連署伺書を閣老に呈せりとて、其公文寫猶存すれば、左に之を録す。

卯六月九日伊勢守殿御登城無之に付封候而常阿彌を以左衛門尉上る (原朱書)

蠻書翻譯御用取扱被 仰付候に付取計方相伺候書付

筒井肥前守

川路左衛門尉

水野筑後守

岩瀬修理

今般蠻書翻譯御用取扱被 仰付候に付、心得方大意勘辨仕候處、近年異國船度々渡來、平穩之御取扱に者相

成候得共、當時西洋諸蠻之模様、悉く一變仕候に付而者、右に應し候御備筋、夫々御處置無之候而者難相叶時勢に付、今般御用筋之儀者、彼を知を急務と相心得、各國之強弱虚實、水陸軍之模様、器械之利鈍等、差向實用之廉々、研究之上、彼之長を取り、其短を採置候様仕度、尤新奇を好み、多事に涉候者、人情之常に御座候間、右に相流れ不申候様、追々取調可仕廉々、凡目當相立置候方歟と勘辨仕候處、左之通にも可有御座哉。

砲術の書、

砲臺築立方、并築城の書、

軍艦製造、并取廻方の書、

航海測量の書、

水陸練兵の書、

器械の書、

國々の強弱、虚實を記し候書、

地理物産の書、

其餘右に准し、差向必用之分より取懸り、追々天文諸術藝之書迄も、廣く翻譯爲仕候義と相心得、尤前書之内に者、是迄天文方等に而、翻譯出來之分も不少義と奉存候間、右者此程申上之上、山路彌左衛門編者曰山路は、當時幕府の天文方の役所へ出役之もの差出、書銘等取調罷在候間、右之分者勿論、漢譯之書とも追々取集書目相立書庫納置御用次第直に相辨候様仕度、尤翻譯可取掛原書之儀者、御文庫之内より、追々其下ケに相成、其餘彼國新著之分阿蘭陀持渡之品、御買上又者別段注文等、被仰遣候様仕度奉存候。

但先達而、山路彌左衛門、見込申上候、阿蘭陀持渡候西洋書籍、銘書帳抜書之義、申上候通被仰渡候儀にも候はは、長崎奉行より、銘書差出候節々、御下ケ被成候様仕度奉存候。

一右御用取扱候調所之儀、急速御取立相成候様仕度、御構内に、蘭學稽古所をも補理いたし置、御旗本御家人陪臣等之内、執心之輩入學被仰付、朝四時より夕七ツ時頃迄、日々修行爲仕、出精之もの者、翻譯手傳をも被仰付候は、勵にも相成、往々御用立候ものも、出來可仕儀と奉存候。

一右之内、御旗本、御家人、并部屋住厄介等之内、人物相撰、通辨方專修行爲致候は、御用立候もの出來可致候間、下田箱館等へ被差遣、詰合阿蘭陀通詞共、異人應對之節者、爲立合追而之模様次第、右のもの共に直に通辨爲致候様にも相成候は、御取締向において可然哉と奉存候。

一右御取建可相成、御模様凡左之通。

門、 壹ヶ所但門番所共

玄關、

中之口、

應對所、是者御用に付、他向之もの等、呼出候義有之候節應對所に用候積

座敷、是者、私共初、時々見廻候節、御用談所に用候積

調所、

稽古所、

書庫、

御構内御預り之もの住居、

四百三十二

凡右之分丈け者、御取建之積、地所相撰候上、御入用其外とも、追而取調申上候様可仕候。

一右調所、并稽古所等、御取建相成候に付而者、相詰候役々之義、追々取扱被 仰付候もの之外、翻譯方其外  
手傳之もの、并俗事取扱候もの等、夫々被 仰付候積。

蠻書和解御用頭取之もの、

教授方、

翻譯方、

校正方、

筆者、

取次之者、

茶番之もの、

御構内御預り之もの、

右之内、御構内御預り人之外者、何れも向々より出役等被 仰付可然哉、左候は、役名、人數、御手當筋等  
之義、得と取調相伺候様可仕候。

但御隠密筋之義、取扱候に付而者、勤向他言等仕間敷旨、誓詞被 仰付私共見届候積。

右之通奉伺候、此外之儀者、追々取調相伺候様可仕候以上。

卯六月

(番書調所御用留)

右に對しその次月に、開老より左の指令ありぬ。

伺之通相心得、調所其外取建方、并相詰候役々等之儀、手重に無之様、簡易に取扱猶可被相伺候事。

然して右のことく翻譯取扱を命せられし、筒肥州以下聖謨等は、皆當時極要の地位にありて、缺掌を極むれば、  
此譯館の管理は、一名の專任者を擧て、これに擔當せしめ、肥州以下は「立合」てふ名義もて、その監督の任にあ  
るべきこと便利ならんと、各員の申請ありしゆゑ、開老は、これを容れ、古賀増<sup>一</sup>を擧げて、其主任たらしめ、  
其館をまづ令名して、洋學所と稱したりき。

景山黃門は、是迄海防の事を議せんがため、毎月三次、登城せられしが、此年八月十四日、特に將軍よりの旨あ  
りて、庶政更新の議に、參與あらんがため、以來隔日に登城せらるゝことに及べり、隨て聖謨が、黃門に謁せし  
日も多く、且は東湖との交渉も、尙は一層の頻繁にいたりけり。

又聖謨が特遇せし、假りの家の子、宮崎復太郎は、元來水戸人にて、景山黃門が、往年讒者のため、幽閉の厄に罹  
られしとき、その冤を雪きまゐらせんと、姓名さへ變じて、同志の士と共に、四方に奔走しけるが、年ありて、妖  
雲全く散じ、復た光明を仰ぎ見るが如く、黃門は再び將軍家の倚頼する所となられしのみならず、續ひて天  
下の重きをも任せらるゝに至りしゆゑ、聖謨は水戸家が、宮崎の誠心を憐み、その勞を慰むべきことも、至當な  
らすやおもひ、或る日、此事を東湖と共に語りし末、宮崎を薦めて、黃門近侍の員に、加へしめむどのことに  
關し、聖謨東湖の間に、その交渉も亦少なからざりき。これ等のことは、當時東湖の書簡中にも、屢々見ゆる  
ことあれば、今その一二を左に録す。

御請

藤田 誠之進

四百三十三

雲箋捧讀仕候、秋涼相慕候處、益御安泰被爲渡、奉恐喜候、然者宮崎復太郎事に付、過日御内意奉伺候義御座候處、此節老寡君一かたならざる大任被相蒙候に付而者、復太郎才力は乏候へ共、僞無之、存外世上之事ひろく聞出候ものに御座候間、員外に差置被召遣候而者如何可有之哉之旨、縷々御紙上之趣逐一奉得其意候。畢竟老寡君爲を被思召、右様迄被仰下候段、申聞候は、嘸満足被致候ことに而可有御座候、委細後刻出仕之上、申聞品に寄又々御内意奉伺候儀も可有御座候、右御禮答迄、草畧申上殘候頓首再拜。

八月廿日

別呈

乍序御禮奉申上候、先夜は乍例長座飽醉、御清閑を妨げ、毎度恐縮仕候。扱今般老寡君の大任、實以深心痛被致、昨日迄は、一向不被安寝食候程に御座候處、五千俵別段之恩賜、内願之通辭退之意に被爲任候旨、昨日御沙汰にて、一ト先ッ安堵、粉骨を被盡候積に被有之候。只々は迄さへ、衆口喧然に御座候處、此上はますます浮説等被行候半、晩節の心配を設け、臣子の心痛御深察可被成下候。尊君には、不思議なる事にて、小田原侯當路之節より、外ならず御内談等も被申儀、且は年來門下に拜趨仕候義ゆへ、此上老君事に付、御聞込等御座候は、何卒聊無御遠慮、御示教被成下候様、實に奉渴望、此段態々も罷出相願可申之處、幸尊書に付乍失敬書中にて申上候。本文復太郎之儀、何分戸田忠太夫等へ申合候心得に御座候。尤去ル十四日大任を被蒙候日、中山備後守、福山侯へ御呼出にて、今日云々之旨、當中納言殿へ可申上、右に付而者、此上諸侯始めより、種々内願等も可有之候間、家老はじめ別而心懸、容易の取次等仕間敷、無屹度被仰合候間、翌日家中ごもへも、權柄重頭等無之様、精々申渡、此節彼是と用心周密の評議に御座候。復太郎一事、夫とは別ものに御座

候へ共、無識之徒は、塞四聰、閉四門を堅固と心得候間、員外云々故、破格の論被行兼可申哉も難斗、何分上達之上、工夫可仕、出仕前亂書御仁恕奉希候頓首。

廿日

その後、東湖の周旋も好結果を呈し、水戸家に於て、宮崎を採用することに決せしゆる、聖謨も喜びて、其旨を本人宮崎に示し、に、稍々意外の結局におよびしの逸話あり。そは宮崎答へていへらく、『不肖の身をもて、かく特遇あるは、謝するに詞なきも、水戸家に歸り仕ふることは、余の願にあらず、別に志望のしさいあり、若し君これをき、めして、余に力を假し給は、何の幸かこれに過ぎむ』とい、ぬ。又語を續ひて曰く、『その子細といふは、余が祖先より祖父までは、世々嶋津家に仕へし、薩州の藩士なりけり、然るに故ありて、祖父の晩年に、嶋津家を去り遠く水戸に入しに、不圖も恩遇を蒙りて、家臣の末に加へられたるなり。是故に余の祖父、余の父に遺言しけるは、水戸家の恩は、毫も忘るべからず、水戸家の御爲には、身命を輕んじて、忠誠を盡すべきは申迄もなし、さは去ながら、我子孫何ことにまれ、一旦水戸家の御ため、心力を盡し、上は、何卒ぞ世々の舊主たる嶋津家に、歸參を懇願すべしとのことなりと、余が父より傳へきく所にして、寸時も之を忘る、の暇なし。然るに今や余水戸家の御爲と存じ候ことには、聊か微力を盡し、多年奔走もなし了りたりとぞんするがゆゑ、願くは右祖考の遺志を継ぎ、嶋津家に歸參のことをぞ、熱望する所なり』と

本文、宮崎氏、一身に關するの語は、編者嘗て聖謨より直接に聞しことにて、確し關程に存するまゝを掲ぐるものなり、故に別に記述あることにもあらざれば、たゞい大體には相違なきも、或一些少の誤あらば、讀者請ふ之を恕せよ。

聖謨之をき、て、宮崎がその父祖の遺志を繼がんとの厚情に感じ。尙又之を東湖にも謀り、景山黃門に其事實を申出しに、黃門より尙ほ薩侯に之を傳へられしのみならず、聖謨も亦當時薩侯の知遇あれば、よく宮崎の

志を述べ、その閱歴を語りしに、薩侯はよくその事情を察せられ、嶋津家に於て、舊記をも審査せられし末、幾くもなくして宮崎に歸參を命せられ、且相當の地位に採用ありて、本人は本姓に復し、日下部伊三次とぞ、改姓名をなしけり。

聖謨が、日下部の誠心に感じ、且深く謝せしことの物語、尙はあれば、同氏に關することを掲ぐるの因に由り、こゝに之述べん、一夕、日下部は一の古き襦衫を携へて、聖謨の書室に到り、聖謨に語りけるは、『請ふ君、この襦衫を觀たまへよ、これいと汚れたるものにて、禮を失ふに似たれど、これ君の安全を祝するの記念物とも、いふべきものなればなり。』こはいかんと聖謨問ひしに、『さればなり、前年君初めて、露西亞軍艦を訪れしとき、事の不容易なるべきを察し、余竊かに、七首を斯く襦衫にとじつけ、之を着用して、君に陪從しけり、夫れ若し露人、君に對して、害を加へ申さんとせば、必らずまづ余輩に至る迄の、帶劔を奪ひ去らむ、然る時は、此七首を以てかれに對し、君を保護しまゐらせんと、用意せしことなり。然るに事豫想に反し、君の安全を觀し、いと幸ひなれ。余近日、貴家を去らんするに臨みたれば、此ことを君に告げて、聊か一笑に供し申さむ』このことなりき。こゝに於て、聖謨はその短刀の附着したる、襦衫を手に取りて、其誠心を感嘆せりと云。是より先き、八月九日、聖謨は左に録する所の、令旨を授けられし名譽を得たり。

禁裏 御所向御普請御用被 仰付、

夫れ京都の 御所は、素より徳川幕府にて、その御造營をなし奉ることなりしゆゑ、さきに聖謨の同僚、石河土州に、其監督を擔任せよとの命ありて、京地に滞在せしも、此ころ土州は、一橋家の老職に轉せしため、即ち聖謨に右の命ありて、之に代らしめんさせしなり。由て恒例に従ひ、九月朔日に將軍の謁見ありて、上京を送る

奉復 御所

既記述せしごとく、御所炎上の報ありし時、聖謨自から該御造營監督の任に當らむと、請ひしこともありければ、此任命は、即ち聖謨の宿志を達せしこと、あるなり。こゝに寫刻せし東湖の書簡中に於る、『御本懐』云々の文字をもても、亦之を證するに足るべし。此ころ又大阪に、外國船の來港あらむとの説、専らありしかば、それに関し、聖謨の苦心せし所少なからずして、書を大阪城代に呈し、その注意を仰ぎけり。其書は聖謨の思想を察すべきものなるがゆゑ、今猶存する其草案を、左に録せむ。

大阪御城代江、内密申上候大意、

前文略之、

然者大阪表異船之取沙汰承り候に付、汀編者曰、汀は名、其姓尾木、大阪城代、土屋の藩士にて、江戸に在し、留守居なる、呼寄承候處、去月十九日、佐々木信濃守より、佐州表江異船渡來いたし、大阪江可罷越旨、申置候趣、佐渡奉行より通達有之候に、寄而之事之由、佐州江參り候異船之、大阪江可參旨申候由者、私共も及承居申候。乍去異人之義、不慮に渡來いたし候義も有之候間、治定者いたし兼候得共、近々可罷越旨申置候類、容易に參候義先ッ者無之候に付、推量いた

し候所に而は、縦令參候とも、一ト方之義者有之間敷候に付、御あはて被成候而、火急之御備等御設、人氣動靜に拘候様之義者、成丈無之様之、御勘辨可有御座候哉。扱又、萬々一異船參り候は、京師などに而、御驚可被成哉も難斗候に付、閣下大阪に被為在候事故、粉骨を御盡被遊、御刀に被懸候而、大阪之地を踏越、京師江參り候様之御所置者、決而不被為成候積に付、京師に而御驚等無之様に被仰遣、乍恐所司代を御助け、菴下を御鎮靜被成候程之御志、無之候而は相成間敷歟。若又其節よく御押へ、御鎮靜之御所置行届候は、夫こそ別段之御勤勞も相立候義に付、必々御手丈夫之御見込可被為在候様奉存候。私義不遠上 京いたし候間、浪華江參り候節、拜謁之上委細可申上候得共、夫迄之義深御案事申上候間、先ッ不取敢申上候云々。累年、聖謨重要の公務を帯びて、諸方に旅行すること、頻りなりしのみならず、外交の任に當りければ、外人應答のため、且は國を代表する大員とも云べきの品位を、保ちしがため、それ等の費用實に少小ならず、これ其身節儉なる聖謨なりしも、俸祿もて殆んど支へがたきことなりしと云へり、斯る時に際し、聖謨俄かに又上京の命に接せしことなれど、こたびのことは、これ聖謨の最も名譽とせし所にして、且は宿願の任なれば、費用の點など、素より論ずる所にあらじとて、閣老に許可を請ひ、其供立等を減じて、速に出發のことに決せり。然るに圖らざりき九月四日、左に録するの恩命、恩賜あるにおよべり。

## 川路 左衛門尉

去々丑年以來、度々致旅行、猶又今般急に、京地御用被 仰付、近々出立に付而者、品々入費茂相掛可申候に付、別段之譯を以、爲御手當金貳百兩被下之。

聖謨此とき上京して、御造營の工事は勿論、其他右に關する百端の事務を、總督せよとのことなりしのみならず、

尙又攝州沿海の要地を巡視し、海岸防禦の計畫をなすべしと命せられければ、さきに江川英龍の附屬となりて、品川砲臺建築の工事を設計せし、兵書に通曉なる蘭學者、矢田部卿雲博士矢田部其吉氏の父其他一二經驗あるものを伴ひ、西上することに決せり。こゝに於て聖謨江戸を發せんとせしの前日、右近畿海防事件に關し、其意見を景山黃門にも、開陳せんとしたりしが、實に其時間に限りありければ、遺憾ながら黃門に謁を請ふの暇なかりし。由て殿中にて書簡の草案を製し、即時阿部閣老の一閱をも經たれば、其翌朝即ち聖謨出發の日に、之を東湖に送り、以て黃門に傳陳を依頼せんとせり。其草案今猶存すれば、之を左に録す。

## 誠之進様

## 左 衛 門 尉

過日者、緩々拜顔大慶奉存候。其後倍御萬祉奉賀候。陳者右御閑話之節、御存慮御相談いたし候、浪華砲臺之義、兩川口とも追々寄洲に而、地方に相成、風聞之趣に而者、沖に而廻船之分も、荷おろしいたし不申候而者、川内江乘入候義、出來不申、測量之様子、凡壹丈四五尺之場所者、いづれも寄洲より十町外と相聞候間、大船に而岸まで參候義者、決而出來不申岸上とて三十町前後者、悉田畑之趣に付、いか様なる手段に而も、燒討等者勿論出來不申、然る上は海國圖誌、開卷第一籌海篇のはしめに、論し有之候如く、下策者海中、中策者海口、上策者河内に防候と申候論、第一之御急務と奉存候。然る時者品川海御臺場跡のものに而者如何と奉存候。依而者御咄之通追而紀州浦江、大船等浮候積に而、當時者兩川口江、小砲臺等相立候斗に可有之と之御論、いかにも感服之御事に而、中々以私撰者、三舍四舍も退き不申候而者、不相成事と奉存候義に御座候。なるほど川へ乗込候處を防候積に而、兩川口より大坂之方へ寄候場所へ、陣營を立、人數を差置、陸戰之車臺砲等多く貯置候は、必御用に可相立哉、譬者夷人は病ひ、兵は藥に而、病症的當に無之藥に而者、江戸



之砲臺に百倍之もの出来候とも、少も御用に者相成不申、藥効者無之と申ものに御座候。只金銀を費候而、余所之間へ宜様之、海防御備出来候而者、京師御崇敬、眞實之味ひ如何可有之哉と心配いたし候義に而、私を再見分に被遣候上者、とても出来は仕間敷候得共、病に應し候藥をもり申度と、其所に朝夕心配いたし居候義に御座候。尤兵者地理より生し候ものに付、此上彼地へ參候上に無之候而者、いつれとも難申、且今般者江戸砲臺を取立候、江川太郎左衛門家來、卿雲其之外もの共をも選候而、別段召連候間、彼等之議論も可有之哉に付、相決候筋に者無之候得共、過日御咄に及び、御教示之奇論等可相成者、老君様江詳に被入 御聽候様仕度義に御座候、扱又浪華砲臺之義者、京師に而 御安心被遊候様とて、關東よりも再びまで御役人を被遣候義に付、不一方 御配慮之次第に有之候間、京師に而 御安心被遊候様、御取計之御合を以、其趣露司相公等江老君様より程能被仰遣候様之御處置者有之間敷哉、御熟考可被成下候。右之趣阿聞えも申達候故、老君様江御直に申上度候處、今朝未明之出立と申候譯に付、いか様にも御相談いたし候間合も無之候間、貴兄迄申上候、若可然と之御存慮に而、御差支も無之候は、老君様江被入御聽可被下候。いかにも恐入候得共、右に而宜様に候は、御目通江罷出候節、聞老えも御沙汰御座候而も可然哉。若又 貴兄之御存慮に而宜ケ間敷と之事に候は、貴兄限に而此文通者御投火可被下候。何分大任を被仰付候而、羊質之虎文心配仕候間、與風之存附難默止候而、今曉相認置差上申候。出立仕候義に付、今日之御返事は及御斷候、追而御一筆留守宅へ向被遣可被下候、此段御内談申上度早々頓首。

編者曰、朱書は、阿部聞老の筆を寫加へしものなれば、そのまゝ之をす

九月七日

猶以大取込に而、早々之亂意御推察之上、御よみ可被下候、御返事者いつにても宜候間、追而宮崎裕之進御

阿部聞老の御返事  
 御座候。只金銀を費候而、余所之間へ宜様之、海防御備出来候而者、京師御崇敬、眞實之味ひ如何可有之哉と心配いたし候義に而、私を再見分に被遣候上者、とても出来は仕間敷候得共、病に應し候藥をもり申度と、其所に朝夕心配いたし居候義に御座候。尤兵者地理より生し候ものに付、此上彼地へ參候上に無之候而者、いつれとも難申、且今般者江戸砲臺を取立候、江川太郎左衛門家來、卿雲其之外もの共をも選候而、別段召連候間、彼等之議論も可有之哉に付、相決候筋に者無之候得共、過日御咄に及び、御教示之奇論等可相成者、老君様江詳に被入 御聽候様仕度義に御座候、扱又浪華砲臺之義者、京師に而 御安心被遊候様とて、關東よりも再びまで御役人を被遣候義に付、不一方 御配慮之次第に有之候間、京師に而 御安心被遊候様、御取計之御合を以、其趣露司相公等江老君様より程能被仰遣候様之御處置者有之間敷哉、御熟考可被成下候。右之趣阿聞えも申達候故、老君様江御直に申上度候處、今朝未明之出立と申候譯に付、いか様にも御相談いたし候間合も無之候間、貴兄迄申上候、若可然と之御存慮に而、御差支も無之候は、老君様江被入御聽可被下候。いかにも恐入候得共、右に而宜様に候は、御目通江罷出候節、聞老えも御沙汰御座候而も可然哉。若又 貴兄之御存慮に而宜ケ間敷と之事に候は、貴兄限に而此文通者御投火可被下候。何分大任を被仰付候而、羊質之虎文心配仕候間、與風之存附難默止候而、今曉相認置差上申候。出立仕候義に付、今日之御返事は及御斷候、追而御一筆留守宅へ向被遣可被下候、此段御内談申上度早々頓首。

阿部聞老の御返事  
 御座候。只金銀を費候而、余所之間へ宜様之、海防御備出来候而者、京師御崇敬、眞實之味ひ如何可有之哉と心配いたし候義に而、私を再見分に被遣候上者、とても出来は仕間敷候得共、病に應し候藥をもり申度と、其所に朝夕心配いたし居候義に御座候。尤兵者地理より生し候ものに付、此上彼地へ參候上に無之候而者、いつれとも難申、且今般者江戸砲臺を取立候、江川太郎左衛門家來、卿雲其之外もの共をも選候而、別段召連候間、彼等之議論も可有之哉に付、相決候筋に者無之候得共、過日御咄に及び、御教示之奇論等可相成者、老君様江詳に被入 御聽候様仕度義に御座候、扱又浪華砲臺之義者、京師に而 御安心被遊候様とて、關東よりも再びまで御役人を被遣候義に付、不一方 御配慮之次第に有之候間、京師に而 御安心被遊候様、御取計之御合を以、其趣露司相公等江老君様より程能被仰遣候様之御處置者有之間敷哉、御熟考可被成下候。右之趣阿聞えも申達候故、老君様江御直に申上度候處、今朝未明之出立と申候譯に付、いか様にも御相談いたし候間合も無之候間、貴兄迄申上候、若可然と之御存慮に而、御差支も無之候は、老君様江被入御聽可被下候。いかにも恐入候得共、右に而宜様に候は、御目通江罷出候節、聞老えも御沙汰御座候而も可然哉。若又 貴兄之御存慮に而宜ケ間敷と之事に候は、貴兄限に而此文通者御投火可被下候。何分大任を被仰付候而、羊質之虎文心配仕候間、與風之存附難默止候而、今曉相認置差上申候。出立仕候義に付、今日之御返事は及御斷候、追而御一筆留守宅へ向被遣可被下候、此段御内談申上度早々頓首。

阿部聞老の御返事

寄同人へ御渡可被下候以上。編者曰、宮崎裕之進は、日下部伊三次の男なり、後者薩州に歸參の、  
と内決せしむ、此時いまだ發表せざれば、猶聖謨の邸中に在れり、

此夜阿部閣老より特に聖謨に書を送れり。これ勢州が政務上に意を用ひしことの周到なると、且は聖謨が其  
委託を受けしことの、深きを知るに足るべければ、こゝに附する真寫をもて示さむ。

かくて聖謨は、九月七日の拂曉に、前きに録せし書簡を東湖に送り了りて、直ちに西上の途にあれり。此日聖  
謨の日記に云く、

安政二年、九月七日曇。京都御造營、并大坂砲臺場所見分御用として六半時、江戸小石川、市兵衛河岸屋  
敷出立、此時聖謨當年五十五歳なり。今般者被仰渡之品も有之候而、家來共至而減少いたし四拾五人召連候  
用人者富塚順作、高村俊藏なり、供立者徒十三人、鎗二本、侍五人、其外平日之通なり、、、、蕨宿に而晝  
休、大宮宿江八半時着。

又其翌日の處に、日下部が送り來れることを記して云く、

八日曇。六半時、大宮宿出立いたし、熊谷にいたり止宿なり。寺領等を加へ十里なるへし、皆歩行にて肩輿  
を用ひしは、はつかに宿驛のみなり。宮崎復太郎編者曰、宮崎は當時いまだ改姓名を公にせざりしゆ、猶舊名をこゝに記せしなり、大宮まで送來り、同所宿外  
れに而分れ申候。今日江戸へ參候而、わか健なる舛等申候由物語る。復太郎眞に奇士なり、途中其外にて面  
白き話多し。

又其翌日に至り、箕のことにて記せしものあり云く、

九日雨。八里餘のみち、かこに乗たるは一里餘なり。下田にて五里はかりのみち、篋を用ひし處、肌まで雨  
とほしたり。依て今般は晒布の蠟引にしたる合羽を用ひたるに、肌のぬる、ことなし。今桐油といふもの

出來ては、篋は不用なるべし。昔このみの軍學者疊の上の論にて、篋をよしといふは、いとをかききことな  
り。されと五里以上、雨中を試不申候ては、たしかにしれぬこと歟、、、、

是より聖謨は、順次新町、板鼻等を経て碓氷を越え、追分驛を過ぎ、十二日の夜、長久保驛に在しとき、偶たま公  
信に接せしが、聖謨に賞與ありける由を、江戸より報じ來れりとして、日記に又掲げて云く、

今曉八ッ半時、松平河内守名前の宿次來る。石谷因幡守より之書狀あり、自分義、下田御取締御用彼地え罷  
越、取扱候に付、芙蓉之間において時服三、被下候趣、依て名代として石谷因幡守罷出候由なり。

聖謨、長久保驛を發して、順次中仙道を上りゆき、十五日には福島に着せしが、その宿りし本陣は、三十年の間、  
七度やどりし所なりと、之を日記に特書せり。夫れ當時、いまだ交通の便十分ならざるの日、政府の一大員、か  
く公務もて屢く旅行せしは、甚だ稀なる所なりしかば、右のことくに記し、ものなりとする。

それより聖謨は、日を追て又進みゆき、終ひに醒ヶ井、武佐等を経て、此月の二十二日草津驛にいで、午後巳の  
下刻、大津に達せしに、こゝには、前年來京都に留りて、御造營に従事しつつありし、勘定奉行の屬員たる、勘定  
方其他普請役等、みな來りて聖謨を迎へけり。時に此夕、村しくれいと寒きとて、聖謨の歌に、

旅衣かさねても尙肌さむしひ刃に近かゝるしるしなるらむ

いにしへの都をかくとしのはれぬおもかけのこす村しくれかな

その翌廿三日は、聖謨曉に大津を發して京にいり、三條蹴上といふ所に到り、旅中の衣裳を麻上下の清服にか  
へ、これより供立を更め、江戸にて登城のときに於るものと、同じくなして、まづ京都町奉行西の公邸に、當時  
の奉行、淺野長祚中務少輔を訪へり。中書は、聖謨の舊友なれば、久々の面會を互に喜びて、公私ともに談盡たかされ

と、時を移しがたく、辰中刻、相伴ひて京都所司代の公邸に至り、式のごとく所司代に謁せり。その公式畢りて直ちに當時後院と稱し奉りける、舊仙洞御所の内に設けたる、御造營事務局に到り、諸吏員に面して、工事の進行等を問ひ、此日は御築地の外より、御造營成たるころの、みけしきを仰き奉りしのみ。何となれば、此月の廿七日まで、御修法中に付、工事も休場にて、御築地内に昇ること、なりがたきがゆるなればなり。因に云右に記し、事務局は、天明度の舊例に依り、その設置のとき之を、會所、と名けしことなり。蓋し是れ諸吏員の會して、服務するとの意にいでしことならむ。それより聖謨は又立戻りて、暫らく會所にありし後、まかりて東の町奉行および禁裏附を訪問し、後者に對しては、聖謨近日參 内をなし、畏くも 天機を伺ひ奉りたきゆる、何日のころ然るべきや、その筋に照會ありて、之を指示せられたしと依頼をなし、その午後、聖謨の旅寓に設けありし、寺町通、押小路上、妙満寺といへる寺院に入れり。

廿四廿五の兩日は、聖謨微恙ありしが、廿六日より快愈せしゆる、日々事務局に出勤し、廿八日には、御築地内、工事の大畧成りたる御場所を巡回し、紫宸、清涼の兩殿を始として、常御殿其他に至るまで、悉く拜見をなせしに、基礎堅牢、構成精美にして、當局の吏員に、責むべきの瑕釁毫も、なかりしのみならず、既に、關白殿下も、特にその工況を悦び給ひし趣、 畏しき邊までも、聞へし、このありしと傳ふるに至れり。然るにかく大概は、御造營成りしさまなれど、其實最も注意を要すべき御内部の工作、其他裝飾等に至りては、當時いまだ全たからざるもの多ければ、聖謨は速に且美に、その工を完くし、一日も早く新らしき 皇居に、 御遷幸ありて、 御慮の安からんことを希かふ、とて、御造營事務局、勘定吟味役立田岩太郎に厚くその旨を告げ、又京都町奉行にて御造營掛たる、淺野長祚と謀り、工事の進歩を促がし、且は元來の經營に、増加をもなし奉りしことありしとまき。

二十九日に、參 内ありて然るべしとの旨、禁裏附よりの通知ありければ、聖謨は前夕より御清にて、御清ごけ、當時幕府に行はれし、密戒沐浴の意なり、是れ神聖の場所に詣るの時、必ずなせしこと、す 當日午牌參 内せり。そのこと、聖謨の日記に詳なり即云く、

二十九日晴、 午刻參 内いたす。前夕より御清にて、勿論清服、これは尊 王室被遊候こと、將軍家之御職務故、其家來たらむもの、手をつくすべき丈之事は、可致とて如此なり。○御取次と申候、地下之人へ、御機嫌奉伺候旨申之、其ものより、傳 奏衆え申立候而、披露に可被及旨、傳奏より之達しなり。禁裡 御機嫌を左衛門尉か奉伺候義、御披露に相成候とは難有事なり。

武藏野の千くさの末の露の身に大うち山を あふくかしこさ  
○御上棟相濟候爲御祝儀、 禁裡より三種一荷、准后より二種一荷被下之。并左衛門尉初而參 内之故を以、御酒御吸物被下之、御肴は白木臺へからすみ、氷こむにやくをもち立、檜之木の枝をさしたるなり。御シタ、メ被下候由に而、御飯被下之候。右之御禮として、應司關白殿、兩傳 奏え參り申候、關白殿に而者、車よせに三通りの敷出し有之、其右のかた之敷出しより上り候而、取次へ申置なり。取次は車よせ敷居きはまで送り申候。御用中例之通禁酒なれど、 禁裡之被下物ゆる、歸宅之上頂戴いたし、家來へも爲戴候。編者曰、こ

さあるは、勿論當時の假 皇居に、參 内せしことなかり

往年奈良に於て、しばし御懇の御詞を、聖謨に賜ひける、當時の一乘院法親王は、其後京都粟田口に御移りありて、青蓮院宮と稱し奉りけるが、維新後 御誓髪ありて久遠 偶たま此時聖謨上京のことなれば、參殿なさんと、當時幕府の制に従ひ、江戸出發の前、その許を閤老に求めけるに、『參殿におよばず』との指令なりければ、聖謨も

いと失望の感ありけるに、果して聖謨の旅寓に、宮殿下より御使を賜りたりとて、聖謨が日記に掲げしことあれば、之を左に録す。

青蓮院宮、御こ、ろまちに、御待被遊候處、御老中方江相伺候ひしに、罷出候に不及旨之御差圖有之候旨申上たるに、大なる御失望之由にて、南都一乘院宮より被召連候御家來を被遣、御菓子被下之、左衛門尉罷出候義難相成候は、富塚順作、高村俊藏編者曰、皆聖謨の家來を、今日差出可申、南都より二條宰相をも、御呼寄相成居候ことにて、其上の可被仰下旨も有之候との由、御使申聞候、くれくも恐入たることなり。

聖謨又こたびの御造營に關し、御築地内外處々を拜見せしとき、光格天皇の皇居たりし、仙洞御所の舊址に上り、感慨いと多しとて、日記に筆せしことあり。これ聖謨の心情を、知るに足るべきものなれば、其ま、左に録す。

十月朔日曇、紅葉や、よし。光格天皇のあらせられし、仙洞御所も、やけて、今は御造營の細工場となりたり。されど御庭のけしきは、そのま、なり。

いにしへの錦のそとと御園なるもみちはあはれふかく染けりなどおもひつ、けたり。夕かた東山のけしきと、御庭御築地の、もみちの色みわたしたるけしきは、筆のおよふへきにあらし。

又三日のところに、記して云く、

三日晴、例之通御普請所え參候而、御塲所つ、きの後院原註仙洞御所の跡之御庭見廻りいたす。自然の山を開き、池を大に穿ちたるものにて、古木大石多く、其けしきいひつくしかたし。いにしへは、御亭處々にありける

か、光格天皇崩御の後には、朽るかま、に捨置られたれば、今はあどなきも多きとなり。猶のこれるもの、きはくち、柱斜にて、檜皮、かやの御屋根に、骨あらはさぬはなし。御橋の亭にては、加賀守殿原註故小を被召候而編者曰大久保加州が、京都所司代たりし時のこみなり月見の御宴あり、侍従には詩歌を奉られけると申なり。これも朽はてし橋の、はつかに残れるのみ。又田うる御覽の御亭あり。これは御亭の前、二三百間先より田を開き、早苗の頃は天領百姓の兒女來りて、うたひ舞ひて、田植するよしなれど、この御亭も、くち倒れて、片端はかりのこれりにしへのすかた今猶あるは、汀の松のみどりなる、もみちのそめたるのみなるへし。古木の櫻と、もみちこに多し。御庭に、たけ類も生ることなるへきか、しめしとりて、芝の上に、のせたるをもみたり。四季の御慰は、こ、にて、ことか、せらるへくとはみえず。しかしあれにあれて、いふへくもあらねは、かしこくも涙を催すはかりなり。

聖謨又職務上に於て、二條の城内、および殿閣を回覽せしに、家康、秀忠、家光の三將軍が、各の公式參内の時に用ひし牛車ありけり。然るに初代將軍の用ひしものは、頗る質素にして、二代の用ひしものは、之に次ぎ、三代の用ひしは、美麗を極めしものなるをみたりとて、聖謨稍々感慨のさまをも記し、ことあり。即ちその日記を、そのま、左に抄録す。

四日晴、所司代より、遠乗の御誘引有之候得共、大坂へ出立前に付、御斷申候而、二條御城内、見置として參る。御本丸、二之丸共にあり。御本丸は、寛政之出火に、やけて二之丸斗なり。され共、二之丸は、はしめに出来、殊に時の天子、行幸も被爲在候處なれば、御立派なり。御庭は、小堀遠江守の造りたるもの、由。行幸ありし故歟、御唐門ありて、則四ッ足門と申形なり。御襖類は、探幽等の畫なり。御車屋あり、唐戸に

而、立派なる御ことなり。東照宮、台徳院様、大猷院様、御参 内之節、被召候御車其ま、あり。東照宮は、黒漆塗斗、台徳院様は、少し蒔繪あり、大猷院様は、惣蒔繪なり。元和、寛永と段々御立派なるかことし御車のこかねのあやにおのつから御代のすかたは顯にけり

など、かしこくも心のうちに、おもひつ、け申候。御城内は、御番頭、加納備中守、近藤遠江守案内なり。夫より二條御藏へ参り、八時半時歸宅す。

かくて又聖謨は、時機を待ち、兼て委命ありしごとく、攝州沿海に築かむとの、砲臺の位置を、踏査せんとおもひしに際し、御所御造營も、その當事者、立田岩太郎等ありて、日々執掌の結果、大に進歩し、その總監たる聖謨は、暫く閑あるの趣なりしゆゑ、即ち此ころ攝州地方を、巡回せばやとおもひ定め、此月の六日巳刻、京都を出發して、申刻伏見に達し、其夕酉刻より乗船して、澁川を下り、翌七日の曉丑下刻、大阪に着し、聖謨の假寓として、設備ありける、天満組惣會所に入りぬ。

夫れ勘定奉行の、大阪に來ること稀にして、若し偶たま來阪あれば、土地の町奉行は、申に及はず、市民の之を對遇すること、いと厚き慣例なれば、聖謨はかゝることにて、市民を煩し、且徒費あらしむるは、甚だ心に安んせざる所なりとて、その旨を市民に告げしよし。聖謨の日記に云く、

龜末之義は、いとひ不申候間、先格に拘はらず、町入用か、り不申様、萬端質素にいたし、何も省減可致旨、書付を以申渡。右に付自分着いたし候と、直に不用之場所に、有之候懸行燈など、みな爲消申候 編者曰、此不用之場所といふは、蓋し聖謨の假寓たる會所中に、ありしものなるべし。

此年此月二日は、江戸に古來稀なる、大地震ありしが、當時いまだ交通の便、不充分なりしゆゑ、此月五日のこ

ろ、京阪の市中にて、多少風説ありしなれども、六日の夜までは、何の公報も京阪に達せしこと、なかりしと知る。然るに七日に至り、追次公私の信書、大阪に達せしものありしなれど、聖謨はいまだ一信書たも、得ざりしがため、江戸の景態いかゝあらむと、公私兩ながらのことに於て、只々痛心せしのみなりとて、日記に云く、

江戸大地震、大火之旨、追々注進來る、心痛なり。然るに堺奉行、并に大阪町奉行之宅狀に、御城御別條なしとの事しるし有之、まつ安心せり。伊勢守殿之御用多、河内守 編者曰、聖謨の同僚、松平近直といふなり。 いかかいたし候哉など案し申候。乍去いたしかたなし。又宅は御病人如何に候哉、御手足御不自由に付、 編者曰、聖謨の養母、中症にて床に臥せり、故にいふなり。 特に案しられ申候、おさと 編者曰、聖謨の妻大越氏なり。 不相替之苦勞、遠察いたし候、しかし申迄もなく左衛門尉よりも、世話行届候人ゆる、まかせ置候而、一も心配無之、つまり内外いろくおもひ候得共、考ても益なし。

よしあしにこゝろくたくな難波かた千里の外にたひねする身よ  
かく江戸大地震の報ありて、聖謨はじめ從者に至るまで、痛心の際なるに拘はらず、聖謨この地に、知人多く且此地に奉行たりし因縁もて、町奉行および土地の吏員、其他城代土屋の藩士、常州上田角右衛門、大久保要の輩、又は廣瀬旭莊、大熊文叔の徒、および地方知名の縉士、縉商又は與力、同心に至るまで、來訪の人々いと夥しく、七日の曉寅の中刻より、其夜亥の下刻まで、來人絶えず、送迎の家來を、忙殺せしことなりと云。

八日には聖謨大阪城に入り、城代に公式の謁見を了り、公私の談話に移り、夕におよび歸寓せしに、此月三日出の家信ありて、江戸地震の詳報に接せり。これ江戸より京都に送り來て、又大阪に回送ありしものなり。聖謨の日記に云く、

三日出の宅狀、京都より届來候而、地震并大火のこと、詳に承知、先以家内一同無事、特に御養母様、無御別條

は、おさと井家來共の、骨折なるへしと、嘆息中の喜ひなり。復太郎の母、編者曰、日下部伊三次の母は、此頃猶裕之進と共、聖謨の邸内に在しなり、而して震災の時、水戸に行て不在中なりしなり。不慮之事、編者曰、日下部の母は、震災の時、倒れし實にきのとく千萬、其外別當の妻、大怪我、編者曰、多年聖謨に事へ、よく馬の飼養を掌りし別當の妻は、折れたる棟材に敷かれて、大負傷の末、死せり、馬の落命等、あさい承知驚入候。これより後、六日を経て、又聖謨は親友藤田東湖が、震災のため、歴死せしとの報に接し、驚嘆を極めたりとて、日記に筆せしことあり云く、

此節、江戸大地震の次第、追々承り、實に未曾有之大變と存候。水戸老公の御倒用人、藤田誠之進は、わか留役たりし時より、しる人にて、老公の御下問も、必此人を以、仰下されければ、いろく物語ことも多し。出立前も來りて、共にゆるくと酒くみしか、量に過るかこくくなれば、盃を納めむといひしを、しはしのわかれとは、いひながら、人の上はしれぬものなりとて、常よりも親しくかたり、今一壺の酒を、あた、め給はれとて、のみたりしことなどおもひて、

ふしの間といひしは夢か難波津になかさわかれの便かなしも  
とおもひ候。

いよく攝海の要地を、踏査せんとして、聖謨此月九日に、専門學藝家を伴ひ、大阪を發して住吉に至り、岸松亭に休ひ、それより海濱を巡視して、堺に達し、同地の奉行と相會し、共に泉州沿海の防禦、要地を審にし、又大阪木津川口の、砲臺を築かむと企てし處などを熟視しけり。此日住吉にて、聖謨よめる歌に、  
すみよしの名にしまことのかみならば御代やすかれと千世も、りませ

恵みしらか船打くたくこ、ろをはあはれうけませすみよしの神

此夜聖謨一行は、津守新田に宿り、翌十日、天保山にて、大阪町奉行に會同し、暫く防海の企圖を談せしものち、尼ヶ崎に進みて、同夜はかしこに宿り、十一日に、西宮海岸の要地を視て、其夕、御影の加納喜右衛門といへる豪家に宿せしが、その地方一二を争へる酒造家なれば、その醸造所をはじめ、家屋總て高大の構造なるには、誰も驚かぬものなかりしといへり。されど又一の驚くべくして、しかも聖謨の最も感嘆してやまざりしは、かゝる豪家なるに拘はらず、諸事儉素の風を守り、その家の長男ならんか、出て來りしに、身は木棉の紋付を着たりしことなりぬ。

十二日は聖謨一行、みかげを立いで、兵庫を経て和田岬にいたりけるに、同所砲臺新築のことは、既に政府に於て決議せし件なれば、恰も此日聖謨臨監の目前にて、技術家相會し、建築の繩張をなし、續ひて起工の計畫をぞなせりと云。  
聖謨はかく攝泉二州の沿海を巡りけるが、樞要の各地は悉く熟視し了り、和田岬砲臺の繩張までも臨監したれば、まづこれにて聖謨が、目下此地方に於て、處理すべき受命の事務は、殆んど果せしといふべきがゆる、砲臺建築のこと等は、専門家に各の委託して、十二日の午後より、海路大阪に歸へれり。

聖謨大阪に着して後は、江戸に在る閑老に送るべき、報告書等を記するがため、且は城代はじめに、尙ほ談すべき公務もあれば、十七日までは大阪に滞在し、又公務の餘暇には、夥しき來人に應接するの忙はしきことによりけむ、かく大阪には、聖謨の知人、いと多きうち、同地の總年寄てふ公職を帯びて、しかも公益のため、常に盡力したる、薩摩屋仁兵衛と通稱せし、非凡の老人ありけるに、此ころ輕からざる病に罹り、起て聖謨を來訪す

ること、あたはじこの報に接したれば、聖謨自ら往て、かれを訪ひたくもおもひしが、當時の制度、そのことかなはざれば、已むなく、心いれの品に、聖謨自筆の短簡を添て、尋問をなしけり、その書簡に、左に録する、一首を記入せし。

老松の霜を凌きてよろつ世の春かさぬるも難波津のため

かくして聖謨は、十八日の晩刻、澱川の舟に乗して、再び京都に向ひ、十九日午前、伏見に着せしが、こゝには又奈良より知人の、あまた來りて、聖謨を訪へるに接し、多少の時を費し、のち、進みて京に達し、夕刻に舊の旅寓たる、寺町妙満寺に入れり。その翌廿日より、日々又御造營事務局に至り、或は攝海砲臺計畫のことに關し、大阪に在る技術家の來りて、聖謨にさまざまの指揮を請ふことあれば、これ等に接す等にて、閑時とてはなかりしとなり。

聖謨尙も屢々御新造の御所に昇りて、よく諸方を拜觀し、若し殘缺の工事もなからむかと、細かに注目せしに、此月廿六七日頃は、御所内部の工事まで、殆んど皆成りて、其觀精美を極むれば、これにて聖謨も心安かりけるが、職掌とは申ながら、御所内をくまなく歩みて、部下に指揮なすに於て、甚だ恐れ多しとの感ありとて、日記に筆せしものあり云く、

日々、御寢所其外を歩行すること、實に恐多し、神璽之間と申は、常御所の御上段なり、又内侍所其外迄、いづれも罷出候、まかし服中ゆるゑ、御階段下より差圖いたす、これ禁庭の御制度なり。

かくて御所の御造營は、此月廿八日に、其成を告げけるゆるゑ、御造營の總監たる聖謨より、その旨を監察に通じ、局務を互に照査し了り、其工事完了の由を、所司代に申告し、その檢閲あらんことを要請せしに、即ち十一

月朔日、所司代、脇坂安宅淡路守、後、中務大輔の檢閲ありし趣、聖謨、その日記に掲げて云く、

十一月朔日晴、六半時之出門に而、後院之會所へ一同編者曰、御造營事務に關する、各員をいひしことなるべし、參る、間もなく、淡路守殿御出なり。夫より御同人に御附添申候而、會所より御場所江參る、紫宸殿其外御覽有之、少も御存意無之旨、御申聞有之候。右相濟候而、御歸りには、淡路守殿は、武家參内之玄關に而、御分れ申候、一同は會所へ引、

又その翌日は、傳奏衆の來闕ありしとて、聖謨の日記に云く、

二日晴、傳奏衆御同道に而、所司代御義、御場所江被參候に付、六半、時過出門罷出る、傳奏衆御覽畢而御所向御出來方宜、別段骨折之旨、傳奏衆被申候。

その翌日は、天明度の例に従ひ、御新造の御所を、禁裏附に引渡の式ありけりとて、聖謨その日記に掲げれば、其ま、之を左に録す。

三日晴、のしめ麻上下に而、新造内裏江罷出候而、申口之間と申候、常御所御寢之間御次江懸り、一同列坐、のしを三方江、のせ有之候、右を前に出し、禁裏附へ引渡之義、左衛門尉申達候。此申口之間と申候所は、御寢殿之御次に而、御寢之間の、御帳臺のこき所は、則劍璽之間なり。右之御間其外へ、御簾を今日かけ渡したり。かゝる御場所は、子孫迄も、拜見することなきを、恐悦之かきりなりけるとおもへは、なか／＼にのこり多く、仙境をわかる、こゝちなり、ふり返り、所々拜見ながら退き去れり。

聞く、續ひて禁裏附より、又宮中に引渡しの式ありしものち、幾くもなくして、孝明天皇陛下、天顏麗はしく新皇居に、御遷幸あらせられしことめでたけり、是れ此皇居たる即ち現今の京都御所にぞある。

右のごとく御造營も完成し、御所の引渡しも了りたれば、殘務の處理を、それごとく屬僚に命し、聖謨は近日東歸せばやおもひ、その準備に着手をなしをりまに、四日の夕、左に録する所司代よりの、通知書に接せりと云。

川路左衛門尉

淺野中務少輔

立田岩太郎

右并大森善次郎、前田勘四郎、安西惣助、大竹次郎助、小田直太郎、西村伴之助、三木伊左衛門、高田八左衛門江、從

禁裏 准后之拜領物被申渡候間、明五日巳刻 禁裏假 御所江、可致參上旨、傳 奏衆より申來候間、此段相達候、尤善次郎始め江者、各より右之趣可被相達候。

十一月四日

編者曰、大森善次郎以下は、御造營事務員にて、初より從事せしなり。

是に由て翌五日、聖謨は通知のごとく參 内せしに、左に掲ぐる記録の 恩賜ありけり。是れ聖謨が、最も面目とせし所なりけむ。

卯十一月五日、於皇居休息所代、傳 奏衆三條大納言殿、東坊城前大納言殿、立合三條大納言殿被申渡 (原朱書)

川路左衛門尉

禁裏御普請御用相勤候に付拜領物被 仰付、

禁裏より拜領物、

一 十体和歌巻物

壹軸

一 御絹

三疋

今度御造營、格別骨折、飛香舎迄も、同時御出來に付、以出格 思召拜領物被 仰付、

禁裏より別段拜領物、

一 造綿

七把

准后、御普請御用相勤候に付、拜領物被 仰付、

准后御方より拜領物、

一 六歌仙御色紙

一箱

一 紅白紗綾

貳卷

此日のことを又聖謨が日記に筆せしものあれば、重複の姿なるをいとはず、之を左に録す。

五日曇、のしめ麻編者曰、のしめ麻社祚を、に而、巳刻假 皇居江參 内いたす、傳 奏衆 仰を傳へられて、

主上より者、十牀和歌の御巻物、并 御召料之由、御絹被下之。 准后宮よりは、紅白之巻さや被下之。 別段速に御出來之廉に而、御綿被下之、畢而御料理被下候。 御禮として鷹司殿并兩傳 奏江參る。

今日 仰を傳へられ候は、三條大納言實萬卿、東坊城前大納言聰長卿なり。 御絹被下候は、布衣以上斗に而、御地は羽二重なり。 組頭江者、縮緬被下候。 絹は特に御絹と申し、其外には御之字なし、しかれば 御召料に相違なかるへし、恐入又難有ことかきりなり。

聖謨はや公務のごとくみな畢りければ、明日出發して、東に向はんと決し、さきに保護のため、所司代の衛公



に置きし、將軍の朱印書將軍の朱印を捺せしものにて、公務旅行中、人を受取り、又御暇乞の天機伺として、參 内もな  
したきことなりとて、天明度の舊記を按せしに、その當時御造營の總監たりし、勘定奉行柳生主膳正も、參上  
したりけりとのこと、分明なれば、即ち聖謨も其例に従はむとせしに、傳 奏衆より、特別の旨を傳へられし  
とて、聖謨自ら日記に筆して云く、

柳生主膳正、御暇乞として、參 内いたし候由の書留有之候に付、勿論左衛門尉も罷出申度、禁裏附を以申  
出候處、今日者 御所之御日柄に而、御祝ひ之御料理に、御差支相成候由、然るにそのため左衛門尉出立相延  
し候様に而者、此節江戸大地震後にて、御用多にも可有之折柄、當惑之次第なるしへと、御推察有之、傳 奏  
衆之別段御取計を以、左衛門尉義、昨日既に御暇乞、御機嫌伺として參 内いたし候事に、御扱被成下候に  
付、別に不及參 内、直に出立不苦趣なり。あまりに御別段之御取計に而、勿躰なく恐入候。乍去折角之御扱  
ゆる、仰に従ひ、いよく明日出立と決し申候。  
こゝに於て、聖謨はいよく明日出發のことを、所司代はじめ奉行等に告げしに、此夕來人夥しく、深更にもお  
よびけりと云。

かくて翌七日は、豫定のごとく聖謨寅の刻に、京都の旅寓を發せしに、屬僚にして京都に猶とゞまる 而々は申  
におよばず、土地の役員、其他知人の或は蹴上まで、或は大津まで送り來りしも、いと多かりき。やがて聖謨  
は、送りし人々に分れて、東に進み、草津大津の兩驛を過ぎ、その夜は石部に至りて宿り、翌八日より、東海道  
を順次下りゆきしが、江戸震災後のさまも、いかならむかと、心にか、れば、稍々行程をいそぎて、十三日は、今  
切に達し、その日、海上不穩の景狀ありしにかかはらず、出船したれば、果して風雨に遭ひたれど、其夕無事に

見附驛に着し、それより又順路下り行きて、十八日は、すでに函嶺にかかれり。聖謨は例のごとく關門の處を  
除くの外は、此山徑を悉く歩行せしとて、その健脚を喜びし趣、自から日記に筆して云く、

十八日晴、風 箱根八里、御關所之外、皆歩行なり。六ッ時に、三島を出立候而、小田原え着は八半時なり。

存外に早く、本陣に而、大にあはて申候。此位の事に而者、露もくたひれ不申候。これ平日重き物もち、朝

又は夜分等、武里餘にあたるみちを、歩行する故なるへし。居合刀の目かた、壹貫目、錢三貫文つ、腰にま  
くなり。編者曰、聖謨は常に體操運動のため、かく重き刀を帶し、且腰には、多くの青銅錢を、袋に入れたるを登きて、途中を數時間、歩行  
することなせり、これ旅中にあるも、凡そ十日以上の滞在なれば、必ず之を執行せしなり、故に旅行中にも、かかる體操器具を  
必ず携帯せし  
ことなりとせる。

それより聖謨は、十九日に、小田原を發し、大磯を経て藤澤に達して宿り、廿日は川崎に着しけるゆる、その夕、  
江戸にも入らんとおもひしが、立田岩太郎の來るを、まつべきことありぬれば、數時間、待て而晤を了り、そ  
の翌廿一日の朝、品川に來りしも、かねて聖謨は、歡迎のため、來らんとの客を嚴に辭したれば、こたびは其意  
に従ひ、家來の外一人の、出迎しものなしとて、却て聖謨これを心易くおもひ、疾く儀衛を整へ、正午のころ、江  
戸の第宅に入りぬ。

聖謨歸り來てみれば、小石川の第宅は、殆んど皆地震のため、破壊し去り、其邸地を圍める外長屋も、悉く跡を  
存せず、只々新たにさせる、板のかこひあるのみにして、公務を掌る事務室、其他家族の住居たるものは、假に  
營みし苦もて覆ひける小屋なりぬ。然るにさきにも述しごとく此第宅は、私邸なるも、勝手方、勘定奉行の公  
務を執行する、公衙を兼ねるの性質なれば、たとひ聖謨の性行として、儉素を専らにし、此假り小屋にても事足  
るべしといひけるも、公事を掌さざるに其便を缺くことあたはず、依て前年新築の後、震災に罹りたる家屋の

址に、再び公務設備の各室、即ち内座、上下の書院、上下の使者間、訴所、白洲、留役調所、用部屋、などいへるものを、新築するの計畫を始むるの、已を得ざるにいでし。されど私室部、即ち奥向は、嚴に質素の設計をなしけり。但し右の公務各室も、當時の制度に依り、みな自費もて、築造せしことなりし。

夫れ徳川幕府の勘定奉行、勝手方てふ職は、享保七寅年より、貳名と定め、その職務章程を按ずるに、總て財務裁理の任たることは、さきに述べしごとくなるがゆゑ、金穀の收入、支出をはじめとして、米麥貯蓄、又は貨幣鑄造の事等を、擔任せしものなるや明かなり。然り而して此中、造幣の事たる、金銀の貨幣を、各の別局にて鑄造し、即ち所謂の金座、銀座の二局、各の獨立し、その吏員并に技手も、金銀兩座を、兼務することを許さざりし是れ當時の貨幣制度は、金銀兩本位と、いふべきものなりしもの、ゆるむならんか。是に由て勝手方、勘定奉行にも、亦各の分課ありて、一を金座に宰たり、一は銀座に宰たり。此故これまで聖謨は、定員外に在職せしがため、財務の大體には、素より關與せしも、金銀幣鑄造の局には當らざりき。然るに金座の宰たりし、石河土州はさきに轉職せしゆゑ、今やその分課は、聖謨の手に歸し、金座掛と更に命せらしのみならず、聖謨歸府して、御所御造營、完成に關せし、報告を了りしと殆んど同時に、此年此月廿八日、『小判、一分判、吹直し、貳朱金吹立』の事務を、總裁せよとの公命に接せり。

慶長以降、幕府が、貨幣改鑄をなせしもの、再三なるは、蓋し鎖國の時代にして、世界の流變には、感せざりしにも拘はらず、海内に於る金銀程位の比較、追次おのづから懸隔するにおよび、時勢やむことなく、改鑄をなせしものといへども、そのため又幾何か幕府財庫に、其時々利益を、吸収するの傾ありしゆゑ、時としては諂諛の吏徒が、目前の利を論するより、終ひに改鑄の決行を促がししこともなきにあらざりけむ。特に文政度の改鑄に於

ては、金貨の品位を、頗に低下せしこと、著しきものといふべきなり。夫れ是れ以て、當時幕府の態度を、察するに足るべきかな。然るに安政二年に於て、又改鑄の舉ありて、即ち右のごとく聖謨に任命のありし時に當り聖謨はその改鑄の已を得ざるも、貨幣の品位頻りに低下するは、賛成し難き所なりとて、之を切論せしかば、最初の計畫よりは、大に品位を高めて鑄造するの議に、決するにおよび、聖謨その改鑄を監するの任を、了諾したりけり。さはあれど當時金座も、亦震災のため、破損せしこと多きがゆゑ、造幣に着手し得るに至りけるまでには、その補理に、多少の時日を、費ましこと、しるなり。

右にいへる、江戸大地震のためには、幾多の人を、害せしのみならず、公私の建築を毀ち、又は焼きし損害の數は、當時明らかなる統計も、なかりしかば、之を詳かにするに由なきも、右のごとく聖謨の職務上、その管理内に屬すべき、政府の建造物に、損傷を及ぼし、ことも、亦實に少小ならず、即ち右金座の外、嘗て當局者が、その費用と、技術との兩つながら、幾多の辛苦をもて、築きたる品川の砲臺も、同じく其厄に罹りしことこそ、遺憾なれ、依て聖謨は、更に又此年十二月五日、左に録する辭令を、受くるに至れり。

内海、并品川海岸、御臺場、此度地震損之箇所、御手入、御普請中、御用取扱候様可致候。

又此ころ設計の實施に、稍々歩を進めける、聖謨其他筒井肥州、岩瀬監察等が、初め盡力に在し、かの洋學所に用ひんとして、設備せし、江戸小川町、舊火消屋敷火消屋敷とは、幕府防火隊の屯營なり、これ初め拾個の隊に分ち、各の隊長ありし所を用ひんせしなり。一も、亦地震のため、その建築を破壊せられしのみならず、同時に火災に罹りて、悉く烏有

に歸したれば、已を得ず、開校の期望も一時絶え、且譯文の企業も、一旦斷念すべきの境遇に至りけり。こゝに於て右洋學所の當事者、古賀増は、更に又江戸昌平橋外に在る、一空地を卜し、これに新築せむとおもひぬるに

聖謨はいまだ歸府なきゆゑ、筒井、水野、岩瀬の三氏に謀り、その議を閣老に提出ありし末、閣老は勘定所にその議を下し、評議を求められけり。然るに恰も此頃聖謨も、歸府ありければ、勘定奉行、勝手方の資格をもて、勘定所の議に與かり、左に録するの決議を呈しぬ。

書面之趣、取調候處、先達而洋學所に被 仰出候、小川町、元火消屋敷、類焼いたし候に付、筋違御門外、明地船附便利も宜候間、右江御手輕に御建物被 仰付候様仕度之義、運送便利之義相考、申上候段者無謂儀にも無之候得共、同所者、去寅年講武場に被 仰出も有之、右掛りに而差支之程も難計、其上火消屋敷跡、惣坪數千九百三拾六坪餘有之、場狭之儀者、勿論、川岸附格別程遠と申にも無之、右江御普請相成候得者、地形石礎井戸等迄、其儘御用にも相成、新規之場所、江取建候興者、御入費茂相減し候間、別段差支之筋も無之候は、矢張火消屋敷跡江、御取建之方と奉存候。

卯十二月

- 松平 河内守
- 川路 左衛門尉
- 水野 筑後守

(外に勘定吟味役六名は略す)

右の決議提出ありしが、偶たま該洋學所適當の館舎ありとて、これに定めらる、旨、閣老よりの公書を、下附せられたり。其文に云く、

卯十二月廿九日、伊勢守殿、原齋十郎を以、御下け、承付いたし、同人を以返上、(原朱書)

書面洋學所之儀、元飯田町九段阪下、竹本圖書頭屋敷、家作共御用に付差上、洋學所に相成候間、得其意御普

請奉行より、請取候様可被致候、尤在來建物之儘に而、御用相辨候様被心得、洋學所掛り之面々江茂、申談候様可被致事。

編者曰、此飯田町の館舎は、元來側川取次の要職に在りし、竹本主水正の第宅なりしなり、然るに表面私邸なれど、其實、公衙の代用となせしものゆゑ、右竹本主水が卒し、其嗣圖書頭の時に至り、公有に屬し之に代ふるに、稍々小なる第宅を以てせられしこといしる。

此ころなりけむか、露西亞政府より、一通の書簡、我が政府に達せり。これさきに筒井憲政、川路聖謨の兩重臣が、露使に下田に接し、まかくのこゝを定約せし條款を、露帝の閱覽に供し、陛下の勅許ありしゆゑ、速に之を我れに告げむとし、且は下田近傍に於て、露艦の遭難せしとき、日本政府の厚遇、即ち我重臣が盡し、事どもを、深く謝し來りけるなり。然してまた是より先き、露使布恬廷が彼の政府に、いまだ詳細なる公報をも、なさざりしに拘はらず、露政府は、我安政二年四月九日附をもて、とりあへず我れが彼れに對せしの、厚きを謝せんとして、其書狀既に送致し來れるものもあり。今こゝにこの前者の譯文を、開國起原より抄出し、之を左に録せむ。

全魯西亞總領帝、アレキサンデル、ニコライウツツの上宰相、此書を大日本國の政府に贈る。

アジュタント、ゼテラル、官兼ファイセ、アドミラル、官兼ブーチャン、人我政府に告て曰、「千八百五十五年第一

月廿六日、即安政元年十一月廿一日下田に於て、日本國政府の全權と共に、魯西亞と日本との、通交の事を約定したり」と、

彼、同時に、我に其通交の事、及び約條を、魯西亞文にて書し贈りたり。但其條目は、定約の日に書し、且其條目の意は、唯通交の事を述るのみ。』此書を請取りし後外國事務宰相を以て、其諸事を、我大に惠愛ある帝の貴き允許を乞ひたり。我が帝、其通交の事、并に其約定の告知を得る後、其約定を、誠意を以て悉く允諾し、特に是に管る一官員に命し、吾名を書し、國印を加へたる、通交并に定約の書を、日本に贈らしむ、此命ある

が故に、今其事に附たる豫備の物と、貴國政府と、互に換ゆへき條書を、贈るを直に取行ふたり。然れども大に違隔のゆゑと、他故ありて、其定約書を贈ること、恐くは時日を費すか故に、今日日本高貴の政府に、上の件々を告知し、是に由て通交の事、約條中の諸定則に就て、我か大に惠愛ある帝の、會て許諾せる事を貴國の政府に、早く領承せしめんとす。」此公正の事は、兩帝國の臣屬、營産のため、互に平安親切和睦の、不朽の基を堅めんか爲なることを期す。

外國事務宰相は、アジュタント、ゼネラル、フイセアドミラル、官名ブーチャチン人名の告を得て、日本政府の懇切に、フレガット船、チアナ船名の舶夫を、待遇することを知り、尙一回 貴國政府の懇切なる、待遇を謝せんことを務む。(尙一回といへるは是より先に、懇切なる待遇の告を得て、已に日本の高貴なる、政府に謝せしが故なり)

帝都より書し贈る。

全魯西亞總領帝、アレキサンデル、ニコライウヰツ即位の元年、即千八百五十五年、

第八月六日、我安政二年  
七月六日

上宰相ガラフ、ネスセルローテ、

是より先き聖謨は、京都 御所御造營の總監たりし、職務を了り歸府せしがため、十二月九日特に將軍の引見ありて、その工事速に成功し、且百事注意せし趣、將軍に於ても、満足せられしとの詞を賜ひ、且その後、同月廿五日、その褒賞として、黄金七枚、および特別賞與の時服三個を併せて之を受領したりき。

天明度に於ては、幕命に依り京都 御所、御造營經費の補助として、五萬石以上の輩より、獻金せしことなりし

ゆゑ、當年安政度に於るも、亦その慣例に準すべきこと、おもひ、既にその布令の立案をすら、なせしものありて、之を閣老に致せしに、阿部勢州は、深く考慮ありし末、若しも財政の許すべくむば、該御造營の經費、及び震災の臨時費は、悉く幕府財庫の負擔することになし、一切募集を、なさることこそ至當ならめ、何となれば、今や海岸防禦の設置等にて、天下の侯伯その財力を、消費せしこと少小ならず、且震災の厄加へ來りし時なればなりとの説を持し、さらば財政の許否を考案せばとて、其議を勘定所に下せしに、聖謨は、同僚松平河州と共に、阿部閣老の説を翼賛し、吟味役等とも謀り、共に力を盡して、財務を整理し、幸ひに勢州をして、財政に顧慮なく、その持説を決行せしむるに、至れりと傳ふるなり。是に由りてか、翌安政三辰年正月四日、左に録するの發令ありしと云。

一 近來異國船渡來に付、御備向御用繁多之砌、 禁裡炎上、且今般之地震に就而者、 御城内外、兩山 御宮、御靈屋等、及大破、其上東海道筋、川々堤、川除迄も破損いたし候に付、夫々御手傳被 仰付候等に候得共、何れも江戸屋敷敷其外、地震に而、及大破、致難儀候折柄に付、 御城内外、并兩山 御宮、御靈屋、且川々御普請に至迄、 恩召を以、皆 公儀御入用に被 仰付、御手傳は不被 仰出候、此段萬石以上之面々え、可被達置候。

一 禁裡 御所向、御普請に就而者、天明度先格之通、五萬石以上之面々え、 御築地方、御入用獻納可被 仰付候得共、於諸家、近來海岸防禦、武備之手當等、物入多き折柄、此度之震災等に而、猶又入費等不少儀に付、格別之以 思召、今般 御築地方御入用、不及獻納候旨、被 仰出候。

聖謨、さきに攝海沿岸を巡視し、又京畿の地形等を熟考し、且は専門家の説をも採用し、京師警衛のこと等に關

する、計書をなせしこと少なからじとさきしが、在京中之を江戸に在る閣老に、知照せし末、京都所司代に指針を問ひおきし、件々もありしとみえ、其答に關し翌辰年正月二十八日附をもて、所司代、脇坂淡州より、半公、半私の書簡にて、公信の外に、尙ほ申越せしことありけり。即ちそのまゝ、之を左に録す。

寸楮拜啓、春陽之嘉瑞、不可有盡期、先以、

公方様、倍御機嫌能遊御超歳、恐悅至極、貴家御揃、御安盛御加壽之趣、中務より編者曰、京都町奉行、淺野中務少輔を云なり、傳承欣喜

不少候。然は舊冬貳ヶ條御示之内、一ヶ條未決之筋有之、不及御答候處、則中書へ御尋越之趣、同人より申聞

御懇情辱覺候。漸當廿五日、申遣方相決し候に付、廿六日之次飛脚に註進いたし候大意、關東へ御委任之

御警衛筋、いづれとも難被 仰出候間、渾而被差扣、此度其筋より被差出候書取、文面不行届候得とも、實情

者、當時之儘に而は、領々疲弊、萬々一之義有之節に至り、十分之義難成、却而御不爲に可有之哉と、深く心

配、平日は御仕法を以、御緩め被置候は、國力つよく、御頼母敷との主意に有之候、定而評議にも可相成、註

進面ちと入組候得共、大切之事故、有之儘認置候間、御熟覽所希候乍末毫、時氣折角御厭、可被成候頓首。

正月廿八日

川路左衛門尉様

脇坂淡路守

是に由て之を觀れば、當時 京師に於ては、國力の養蓄を 思召され、近畿警衛のためにとて、に漫に財力を費すことを休めよとの、いとありかたき 仰せこそかしけれ。さはあれど聖謨は、王室尊敬に關する費用と國防に關するものとは、儉すべきことにあらずして、抑々常に用を節するは、かゝることの費用を吝まざらたがむめなりとの説を、持せしかば、その方針もて、評議の席に論出し、或は阿部閣老に説き、或は前年十月、再

任せし堀田閣老に、備中守、名、正隆、説きしこと多しとさきけり。此故に當時幕府が、何等の通報ありしに拘はらず、京師の警衛、および攝海の防禦に、着々歩を進めて怠たらざりしは、蓋し聖謨の與りて、聊か力ありしことなりけむ。

嘗て物徂徠は、徳川幕府の領地を推測して、三百萬石有餘に、過ぐべからずと記し、が、これ殆んどその當を得しことにして、八百萬石など、いひしは、實に虚稱といふも、餘りあることぞかし。されば年々免れがたき費用の、おのづから膨脹するに従ひ、元祿、享保のころはいざしらず、寛政の明時といへども、收入支出の決算に於ては、蓋し十分の餘贏をみしこと、いか、あるべきか、況んや『文化以來、十有餘年の間、綱紀弛み、奢侈風をなし、徒らに太平を粉飾せし』のときに於て、その決算の好結果ありし、いはれなきや必せり。天保の初め、大久保加州忠が、水野羽州忠の後を承けて、閣老の首座を占め、寛政度の政に復せんことを目途とし、冗費を省き、冗員を淘汰せんとせしも、不幸にして、天、加州に、壽を假さししゆゑ、財政上に於て、何の結果も、亦影響なかりしことこそ遺憾なれ。其後水野越州忠いで、一旦流弊を革め、冗費を節せしも、半ばにして奸猾に欺かれ、不急の工事を起せし等にて、到底出入の平衡をみしこと、いと難かりしと傳ふるなり。然り而して又阿部勢州正が、首坐の閣老たるにおよび、漸進の方針をもて、多年の弊政を革め、大に冗員冗費を省きしも、嘉永癸丑に、米人の我戸を叩きし以來、兵備等のため、幕府の費用頓に増加せしの際、品川に砲臺を築き、又は大船を製造し、又は巨礮を鑄り、又は 皇居の御造營をなし、又は演武場を造りし等の外、震災の厄に罹りしため、必須巨萬の費用を免れじ。是れ天保の半ばすら、既に年々不足なりしといへる、幕府の財況に加ふるに、かく非常の秋に、遭遇せしことにして、財務の當局者たるもの、實に容易ならざりしは、論を待たざるなり。」夫れ幕制に於て首座

の老中は、勝手掛りきて、財政の總裁をなし、若年寄一名も、亦同じ掛りに在しことなり。されど其實財政を料理し、財務の衝に當るの任は、勘定奉行、勝手方に在りて、閣老および少老は、單に勘定奉行の申報を認め、又は申請を許すのみなることを常とせり。蓋し英國の大藏大臣が、その出納卿に於るのさまと、稍々相似たるものといふべきか、或は明治四五年、并に十三年の頃、首相其他左右大臣、參議をもて、内閣を組織し、其下に外務、大藏等、各省の卿を置きて、各の専務を處理せしに、殆んど相類せしにあらざるや。」聖謨は癸丑以降、財務の局裡に在しも、數月間を除くの外は、多くいで、外交の衝に當り、又は京師に、御造營に監たりし等にて、行李忽々、席暖かなりしことあらざりき。然るに乙卯の十一月、京師より歸りて後は、財局に座し、同僚には温良なる松平河州、近剛直なる水野筑州忠を有し、専ら財務を宰理するの、主任者となりて、その難局にぞ當りけり。而して當時閣老には、堀田備州正が、その首坐を占め、乙卯十月九日、老中の首座を命ぜられし。たれば、例に依て勝手掛となり、尙ほ參加として、阿部勢州も、引つゞきその掛りに在り、少老には、遠藤但州これに任じけるなり。

凡そ諸くの司が、何等に拘はらず、新事業を企て、臨時費、又は通常費を、増加すべきの傾きあるものは、閣老より、その許可の當否を、まづ勘定所に咨問することを例とせり。然るに聖謨の本職は、勘定奉行、勝手方なりしゆゑ、嘉永、安政度のごとき、財庫不充分の時に於て、容易に出費の協賛を與へざるべきも、又一方においては、身、海防掛および軍制改正掛の、位置にありしゆゑと、且は前に記し、如く、國防又は皇室尊敬に關することの費用は、少しも吝むべきの理なしと、常に論せし所に基きしものなりしが、我國、海軍發達の始めといふべき所の、彼の長崎に開きける、和蘭海軍傳習の擧のごときも、夙に協賛しければ、之に伴ふことに於る、必須の費用など、素より賛成しけることとしる。之を證せんため、小事項たるも、辰年正月、長崎にありて、和

蘭海軍の傳習を監せし、監察永井尙志當時、若年寄より、阿部閣老に申請しける、コットル船種名カッ、製造の議、勘定所に下りしとき、決議の附箋をなせし公文を、海軍史中より抄出して、之を左に録す。

書面之趣、一覽仕候處、軍艦製造并運用方、傳習之儀、蘭人差はまり宜敷、教示致居處、造船之儀、木材之矯揉、接續其外共、微細之儀者、實物に就て、徹底教示致し候は、速に會得可致、就てはコットル船一艘、御打建相成候様、滯崎之指揮役申出候に付、永井岩之丞相伺候趣、勘辨仕候處、雛形或は書籍之上に而、修行致し候と、實物に就き研究致し候とは、遲速成否之違ひ有之候者、勿論之儀、親く蘭人之差圖を受、打建候は、遺漏も無之出來、形、格別宜敷出來仕、此度傳習而已にも無之、後々之手本にも、相成可申義に而、舟楫之利者、御國用第一之品にも有之、此節蘭人共、別而差ハマリ宜敷、教示之儀申立候折柄、格別之高金にも無之處、及斷候而者、氣先きを挫き候場合も、可有之候間、金貳千兩を目當と致し、無益之義者可成丈相省候積り、長崎奉行打合、御入用積取調、早々申上、右船打立方之義者、伺之通可取計旨、被仰渡、其段長崎奉行えも、被仰渡可然奉存候。

辰二月

松平河内守

川路左衛門尉

水野筑後守

外に吟味役五名

爰に藤田東湖、在世のころ、聖謨は、一橋刑部卿徳川のの、英邁なられるとのことを同氏よりき、しりて、「いま徳川の支流に、しかる御方のおはしますは、いとありがたき御事にて候」と述べ、それにつきては、よき人物を選

み常に側にあらしめむことこそ、願はしけれど、屢々東湖に語りけるに、かれも亦素より希望する所なりしゆゑ、共に其人物の選擇を、なせしにもおよびぬるが、嘗て聖謨の長崎に伴ひし、原忠成字仲實、當時任藏と稱すなど、東湖の血縁あるに拘はらず、最も適任なるべしと指名しけり。但し氏は、さきに羽倉簡堂の養ひて、嗣となさんことを聖謨の勸ありしが、水戸家の法制にて、藩士のいで、他家を嗣ぐことを許さざれば、そのと成らざりしも今いで、一橋家に仕ふるは、藩法に背むくことにもあるまじなど、共に語らひき。又平岡方中四郎と稱し、後に近江守のごときも、岡本花亭の二男にして、嘗てしりし所なれば、亦蓋し聖謨の擧げしものなりけむと傳ふるなり。「斯く刑部卿のことに關しては、屢々東湖、聖謨の間に、語の相交りしことありしが、或る日、東湖は、景山黃門の命を傳へて、自然一橋家より咨詢のことあれば、答へられたしのことなりしのみならず、下情に通せんことこそ望ましければ、その邊の點に關し、注意のところが述べられよることなりし。然るに聖謨は、その後、上京し、又東湖は、黃泉の客となりしゆゑ、しらすく時日も経過せしが、辰年三月四日におよび、聖謨は、筆を執て一篇の書を製し、以て之を刑部卿に呈しけり。その草案猶存すれば、即ち左に録す。

刑部卿殿え差出候、書面之草案、

去卯九月頃と覺、藤田誠之進參り、水府

老公様御沙汰に者、品に寄、

邸下より御尋之義等候は、心底を不隱、可申上と之御事、右者誠之進申聞候趣に而者、御聰明御別段に被爲、在候間、下情に御通曉、御爲に相成候様合居可申と之事に御坐候。其後何ぞ心附き候義も候は、可申上旨、尙又御沙汰に付、書面に致し差上候積之處、京、大阪江參り、地震其外に而、延引仕、甚以奉恐入候。もと

より愚昧なる私、十七才之節、筆算之御試に而、御勘定所江出、其以來御仕置筋、錢穀之事に而已、晝夜懸り居、學問者勿論、武藝等少も出來不申候間、相辨居可申上義者無之候得共、以前者獨歩行も仕、町人之店江參、買物など迄仕候に付、下之義者相辨居候得共、右者卑劣下賤之手業を存居候斗に而、一躰之情に者而通し不申候に付、間違を申上候者、恐入候義と勘辨仕候而、一日々々と過行候内、與風相考候者、縱令下情に者通し居不申候とも、厚

思召を以、御尋も被成下候を、默止候筋者無之、世間之下情より、私之義を有之儘に申上候は、即下情に可有之候に付、其上之御採用者、

思召も可被爲、在哉と、左に相認申候。

(原朱) 本文之通申上候者、實に下情に通し候に者、よく人情に行渡り、不申候而者出來不申候。上み下もと隔り候とも、根本より論し候は、一筋之事に付、能人情に通し候は、隔り居候とも、下々之思ひいたみ等を察し候事、恐多き譬に候得共、鞞之内に小石一ッ入候而も、即坐に心附き候ことく、速に貫通いたし可申候得共、仁心と誠の、たらざるより隔も出來、明にも相分り不申事歟と奉存候。下情は遠き義に付、先ッ差置め候は、治まらざる所者有之間敷。然るに行違候節者、同居いたし互に熟和いたし候極之父子之間にてさへに、かけ隔出來、心之内を探り合候様に而、其情に通し不申候間、私義下賤より御取立に者相成候得共、其情に通し申上候程に者、分曉いたし不申候。豊臣太閤者、上下之情に御通し被成候義、勿論に可有之候處、一度も御敗軍と申こと無之、暫時に、やすくと天下を御取被成候より、御心に驕いて候而、晩年に

至り、御自身は花見、茶の湯等に而樂を御極被成なから、七ヶ年之間、朝鮮征伐に而、諸大名を御くるしめ、彼國を唯亂妨に殺伐被成候而、手のひら丈之地も、御取得不被成と申者、われに及候者なきと思召候驕より、不世出之御聰明も、くらみたるかと奉存候。下情に通し候と、不通とは、仁と不仁のことくなるものに而、一人之飢たるを見候而も、おのれか飢す如く被思召候者、下情に通したるの極、右七年之朝鮮攻なとは、下情に不通之極に可有之哉、殿下之御心に者、古孤か入替りたるかと申、淺野長政之直諫を、御用ひ無之候はは元和を待すして、豊臣家滅亡可仕候。よく下情に通し候得者、賞罰もよく當り、天下之人、自由に相成候義、豊臣太閤御初年之如くと奉存候。依之明に下情に通し候は、實に不容易事と奉存候。

右に付、私之情を、みつから試候に、不學之者、世事に被困候間、いつしかと天より賜はり候、善なるものは失ひ果候而、よき事に可申上義者無之、不宜廉々而已に御座候。右を蔽隠し候には無之候得共、御耳を汚し奉り候も、恐入候義に付、一事を申上候。御奉公いたし候もの、目當と仕候義は、有犯無隱の一句に付、常々守り度と奉存候得共、何分出來不仕候。勿論、上之物を躰よく盗み、或者宅之ことを、人に見せ兼候様之義者、先ッ不仕積に候得共、欲心に候哉、臆病に候哉、又は上たる人は、威あるものに候處、御取立者故、人よりも恐る、この甚敷候哉、上之人江對し候と、特之外恐縮仕候而、世に申御座なり斗之儀多く、退候而者、さてく不相濟、御爲第一に奉存候と申、誓詞にも愧入候義と、後悔仕候而、汲黯、高允等之賢人は、天神之再來かと奉存候而、此次はと存極候而も、其場に相成候と、恐縮候而、よく出來候而、十之物ニツ三ツ、廻りくなく、俗に申、壁訴訟に、申位之義に而、扱々上え向ひ候而、少も身を厭ひ不申、直諫仕候者、一番槍、討死よりも六ヶ敷歟と、常々奉存候。

(原卷)豊臣太閤、御一代之内、一番槍、討死之士は、多可有之候得共、身を不厭、直諫仕、危を救候ものは、淺野長政一人に付、本文之通、一番槍、討死よりも六ヶ敷と、相認候義に御座候。

以前、同役いたし候内に而者、岡本近江守、村田阿波守かことき、實に難得、私輩之遙に及び不申候義に御座候然る處右兩人よりも、私輩に類候もの多く候者、下々之情に御座候。

(原卷)本文兩人などは、可申義を品能申成し、引取候而、一旦は御差留申候得共、御聞不被成候故、いたし方無之など申候而已か、不忠を上へ塗附候様之義者、少も不仕候。譬は上たる人、十に六ツ七ツ、かくいたし度と乍存、いさ、か心障有之、いか、いたし可申と、疑念有之、相談も御座候節、早く其機を察し候而、至極可然と申、不宜義を知りつ、己か諂ひの一ツに、上たるものを、惡におとし入候類之義は、嘗而無之もの共に御座候、私共輩に而、今一段下り候と、諂之爲に惡におとし入候場に至り候に付、平日恐れ慎み候而、相守候積修行仕候。常々、上え向ひ柔和過、遣ひよく、是非を不論、氣に不逆、朝夕之小事によく働き、調法なるものに、豪傑の士、まさか之御用に立候もの可有之哉、如何可有之。遠佞人と有之候朱子の註に、卑諂辨給之類と認有之候に付、平日之御遣ひ試にも、深く御勘辨可被爲 在事歟と奉存候。

依之つらくと相考候に、上え向ひ、有體に直諫仕候者、實に難義か上之、かたきに付、もし下より直諫を申候は、何より忝く、不 思召候而者不相成候。其譯は、子路は、孔夫子にさへ、突か、りたることを、申たる人に御座候處、主人之季子に向ひ候而者、顛史を伐候義如何と乍存、諫兼候而、孔夫子の御叱りを受候體を以、見候得者、其諫争之一事に取候而者、子路にまさりたる忠義とも可申哉。並々のものを、左右に差置候は、十人並之主人をも、聖人之再來のことくはめ、學問之事に而、陳腐之説、おもしろからぬ論を、感服いたし



候義者、申迄も、無之、たしかに證據有之劍術の相手に出候而も、眞に負候ことくにいたし、弓馬をも、主人におとり候ことくいたし候而、機嫌を取可申哉。私之卑劣を以、餘人をはかり、右之如く申上候者、恐入候得共、下人之情、私輩之もの、必なしとは決兼申候。右故に、才と藝と多き、高貴之人者、おのづから、世の諺に申、天狗に成候而、美玉之如くなる生質を、全に磨き出し候事者無之哉と奉存候。歴代之人君、聰明英武、唐の太宗のことくなる御人に而も、はしめに引競候へは、末年のおとられ候者、いかに大才大智之人に而も、前後左右集候而、相欺候間、おのづから満心出候故に可有之哉。かく高貴之人を取扱候義、並々下輩之通情に御座候。右に付、ほめられ候事を好み候と、諛言山のことくに來り、蔭に而、わろく申候ことを厭ひ候と、讒言泉のことくに沸申候。それ故に恐なる人に見合候得者、却而高貴の才力有之候人、六ヶ敷可有之哉。上之機嫌を採候者、下之通情に付、仁君は、それをよく知候而、直言極諫之者有之候得者、殊之外機嫌に而、其者は勤振も宜、威光も有之候様にいたし候間、強將之下に弱兵なしとやらむにて、並々之ものも、直諫仕候様相成候歟に御座候。

〔原朱〕有徳院御代より、評定所、箱訴と申候もの出來候處、其頃軍學者之浪人、山下幸内と申候もの、

有徳院様の御事までを、散々に申上、箱訴いたし候處、御褒美として銀子を被下、其上右訴狀を、諸役人に御見せ、直言を御求有之候事、宏大なる御仁徳の一ツ歟と奉存候。右訴狀を、寛政之閣老、評いたし候もの世に被行居申候。

歴代、人臣之内、直言極諫之士、唐の魏徴のこときは、まれなる事に可有之哉、され共太子建成か附ヶ人之内は、並之人に而、可稱事も無之候處、太宗へ事へ候而者、千古一人之如くに、直言を申候。是を以、考候得者、

君仁なれば、臣直なりと申候古言のことく、下情は前文に、申上候ことくに御座候間、仁君之鼓動により候而、直言之士も、出來候様に奉存候。然る時は暫時も、御忘れ不被遊、御氣長に、よき人を御求相成候は、必其人出來可申哉に御座候。

〔原朱〕此事、不器用に而も、朴直に而、偽なき者に候は、御不自由を御厭ひなく、御用ひ被成候事、御手はしめに可有之候。

世の中、人材に事をかき不申候様、天より備被置候者、將棋之こまのことくに付、さし手により候而、いか様にも働き可申哉、亡國之棄ものを、創業之人、取集候而、事をなし候義、則一證に御座候。よりて考候得者、上より之仕向に而、下之情は、如何様にも相成候もの歟に御座候。されはこそ、君子の徳は風、小人の徳は草と申、聖語も有之候歟と奉存候。何卒唐土之書、貞觀政要、群書治要、通鑑綱目等之内より、御爲に相成候儀、見出し差上度候得共、行届兼候處、幸ひ上杉鷹山は、近來賢人と世にも稱し、寛政御新政之頃は、隠居いたし居候處、被召、御稱譽も有之候程之義に而、始終全いたし候人之處、尾藩之儒、認置候物之内に、其様子相見候間、奉入

電覽候。得と、御覽被遊候様奉存候。下情に被通候者、筋を辨候儒者共に御尋、御爲に可相成書を、御撰はせ、御熟覽有之候儀、順路歟と奉存候。申上候迄も無之候得共、士は士、太夫は太夫、諸侯は諸侯と、身分に寄、學問之いたし方可有之事に付、

親藩に被爲 在候而者、

御本宗之 御崇敬、御謹慎之御場合等、いにしへ之王子、王孫、温良篤實なる人之行跡に、專御心を附さ

せられ候は、其内に者、

邸下之下情に、御通し被遊候 御心得之廉も、おのつから可有御座哉と、乍恐奉存候以上。

辰三月

右の書は綴りて、一の小冊子となし、表紙に『刑部卿殿江差出候書面之草案』と題し、又その傍らには、左に録する敷行の文字を掲げたり。即ち云く、

辰三月四日、伊勢守殿江、御直、此書面上る。

同日、御同人、聊御存意無之、且心得にも相成候間、御寫被置候旨にて、此書面、御直、御下ケ、

同日、十五日、刑部卿殿江、平岡國四郎を以、嘸鳴館遺草、一部、相添上る、

かく聖謨は右の案を淨書して、送呈しけるに、刑部卿は、深く之を好みし給ひ、自筆の書簡をもて、厚く聖謨に謝され、且此末とも、直言を求められたしとのことを、記し與へられけり。之に由て、聖謨は又一書を製し、報答を兼ねて、之を送呈せしと云。その案に云く、

辰三月廿一日、伊勢守殿江、入御内覽候、

同月廿九日、御同人、御直、御存寄無之至極可然旨、被仰聞、御下ケ、

刑部卿殿江 御請、

御直書敬承拜見候、然者先達而者、不束至極之書面、恐をも不奉願、

考公様より、厚 御沙汰も被爲 在候事故、 思召をも不奉憚、申上候者、申上候得共、如何可有之哉と、深恐

悚、日々心配罷在候義之處、

御直書之趣に而、乍恐安心仕候、其上萬一、 御採用之廉も被爲 在候而、若、江海之 思召へ、一滴を奉添

候事有之候は、いか斗歟、難有奉存候。實に 御書之如く、被 思召候 御事も、被爲 在候は、先ッ第一に 御學問を被遊候様仕度、乍恐唯今迄之處、 御武篇七分、 御學問三分に候は、文武者兩翼之如くとも、車輪之如くとも申候に付、兩門ながら、譬者、五分くと申位に、被遊候様仕度と奉存候。過日申上候、嘸鳴館遺草にも、專、學問之事を申有之候。昔唐の閣官仇士良、と奉存候得共、そらの申合に、人君と申ものは、平日遊興に耽らせ置候様可致候、さて書生之類、決而目通へ差出申間敷候。人君に治亂興亡之事を聞かせ候と、閣官共之自由に不相成由を以、申送に仕候趣に御座候。右之事を反し候而、申候節者、人君は書物をよみ候得者、治亂興亡之事を知候而、辨俊なる好物に被欺候義者、有之間敷と奉存候。然る時は、先達而申上候書物之内、通鑑綱目之講釋に而も、 御聽被遊候歟、又者 御會讀等、月に六度ッ、も被遊候様仕度奉存候。あまりに 御直書之難有ま、難有と斗御受難申上候に付、再び此段奉申上候。通鑑綱目者、周威烈王二十三年より以前者、追而に被遊、先ッ二十三年より末を、 御覽被遊候様奉存候以上。

三月廿九日

此書面、平岡國四郎を以、上る、 (原朱書)

編者曰、本文にいへる、刑部卿自筆の書簡は、今存せざれば、こゝに掲ぐるに由なきこと、遺憾なれ。

聖謨さきに、筒井、水野、岩瀬の三委員と共に、かの洋學所の創立に力を盡し、此年正月の末、教授職および助教等の選任に關し、古賀増と謀り、既に人名の決定をなし、主任たる古賀をして、その許可を閣老に申請せしめ、許允はありしも、其人の多くは、諸藩より聘すべきことにて、その藩の承諾を経ずんば、採用なりがたきことゆゑ、その交渉等のため、意外の時日を遷延せしが、此年四月のはじめ、それ等の手續も了りたれば、各の任命あるべきの順序におよびけり。但し洋學所の名稱に於ては、此年二月左のことく、公令ありて、變更のことにお

よへり。即ち云く、

(原朱)辰二月一日、伊勢守殿御渡、翌十二日御目付方へ廻ル、

筒井肥前守  
川路左衛門尉  
水野筑後守  
岩瀬修理

洋學所之儀、向後、蕃書調所と相唱候筈に候間、可被得其意候。

されど、調所といひ、學所といふも、その實に於ては、毫も差異なく、初めの企圖に於れることく、洋學校にして譯館を兼ねたるものになさんと、着々歩を進めけり。かく名稱變更の源因は、蓋し洋學てふ文字を嫌ひし人々より、阿部關老に迫りしこと、ありしに因たるものならむかと想像するなり。然るに右教職任命のことは、此年四月四日に、いよく決行ありて、左に録する公文のことくなりし。

覺

松平三河守家來(作州津山)  
箕作阮甫  
酒井修理太夫家來(若州小濱)  
杉田成卿

蕃書調所、出役、教授職、被仰付、勤候内爲御手當、三拾人扶持、并一ヶ年金貳拾兩宛被下之。

松平阿波守家來(阿州)  
高島五郎  
松平薩摩守家來(薩州)  
松木弘安  
松平大膳太夫家來(長州)  
東條榮庵  
松平肥前守家來 伊東玄朴弟子  
原田敬策  
堀田備中守家來 佐波銀次郎厄介  
手塚律藏  
九鬼長門守家來(攝州三田)  
川本幸民  
板倉伊豫守家來(上州安中)  
田島順輔

蕃書調所、出役、教授手傳、被仰付、勤候内爲御手當、貳拾人扶持、并一ヶ年金拾五兩宛被下之。

右の外に、句讀師てふ下級の教員、拾名許を置て、以て初學の徒に、蘭書の句讀を、授くるの設備をなし、尙亦續ひて教授手傳、および句讀師とも、大に増員をなせしと云。

右のごとく採用の各員に、教授の文字を付したれば、その調所たるの名稱を、帯びしに掲はらず、蕃書調所は、公費をもて、泰西の學藝を教授し、且は研究する所なりしや、明らかなり。しかのみならず同所内部の構造を審かにするに、教室並に自修室等を、備具せしことなれば、當時譯館の用に供せしと共に、大に學校の目的たるに、重きを置しが如し。卯年の地震に因れる、該調所破損の修繕を、要求せし公文中に於ても、亦其一端を、證するに足るべきなり、由て其書を左に抄録す。

(原朱) 辰四月十二日 小印齋之上 御日付方江廻ス

蕃書調所御修復之儀に付申上候書付

- 筒井肥前守
- 川路左衛門尉
- 水野筑得守
- 岩瀬修理
- 大久保右近將監
- 古賀謹一郎

蕃書調所之儀、飯田町九段阪下、竹本圖書頭屋敷、家作共差上候に付、御普請奉行より請取、有來建物之儘に而、御用相辨候様可心得旨、謹一郎江被仰渡候間、右屋敷家作共、請取、一同見分之上、夫々凡席割等をも仕候處、蕃書會譯所、兵學、航海、器械其外諸科、研究可仕場所、並稽古人、素讀、獨見所等を初、役々詰所、勤番所、湯呑所、勤番之もの御長屋等迄、先ッ者差支之義無之候得共、昨年之地震に、惣體斜み強く、根太落込、屋根瓦

損し、雨漏所々有之、何分御手入無之候而者、難相叶、其上、一體家作之摸様、明り取少く、雨天之節開く、細密之蕃字讀兼、諸調物にも差支候間、會譯等に相用候場所者、軒切上々、其外間仕切、壁見隠し、板扉等取拂、前書破損之場所者、實に難差置分而已、可成丈手輕に御取繕、且隣地、大澤右京大夫屋敷境、板扉長三拾五間余之内拾七間余者、右京大夫持に而、是迄普請、修復仕來候處、大破に相成、右者御搦御締之儀に候上者、持場に不拘、板扉取建候積、土藏之義、有來三ヶ所有之内、壹ヶ所者大破に付、逆も引立直に無之候而者難相成、其余二ヶ所者、御修復に而、雜具藏に者、御用立可申候得共、御書籍藏無之、差支候儀に有之、一體蕃書之儀者、格別高價而已ならず、舶來少く、容易難得品も有之候に付、右書籍藏之儀者、御作事方、小普請方、通例之仕立方に而者、掛念不少候間、地所相撰、右土藏大破之方取解、木材石瓦等可成丈相用、壹ヶ所丈夫に御出來之積、右之外、臺所向、厩其外差向不用之ヶ所者、不殘疊み置、木材性合體成分者、追而長屋向等、御修復に相用候方可然哉と、一同評決之上、右御修復摸様替之ヶ所、委細繪面を以、御作事奉行、小普請奉行え相達候儀に御座候、依之此段申上候以上。

(蕃書調所御用留)

辰四月 (編者曰、本文上、大久保右近將監は、名、忠寛、後越中守、又一翁と稱せしなり、當時目付たりし、是より先きに、蕃書調所の立會委員を命ぜられけるゆゑ、こゝに署名せしこといしる。)

右修繕の要求も許可ありて、工事をいそぎたれば、幾くもなくして、全館の補理整ひけり。由て譯文の事業にも、將に着手せんとし、且入校生徒募集のことも、規定あらむとするにいたり、創立の業もまづ了りぬれば、監察、大久保忠寛右近將監に、専ら蕃書調所總裁たるの任を授けられ、古賀増をも、亦其副たらしめ、聖謨および筒井水野、岩瀬は、故の如く立合といへる、名稱の下にありしも、是より以後は、唯大體を監督するの任にのみ當れり。しかはあれど、尙ほ整理を要せし件々も、少なからざりけむ、次年の正月十八日に至り開場して、譯文の業

を開き、且志望者に、和蘭書の教授を始めてけり。「夫れ我國人をして、海外の文藝を學び、海外の文物を寫さしめんとて、官立の學校ともいふべきもの、設立ありしは、實に 天智天皇の十年に、百濟人を引かれて、學識頭とせられし時をもて、蓋し始めとすべし。その後、天武天皇四年に、はじめて古星臺を置かれ、又此時代には、大學寮、學生てふ文字さへ古史に著るし。或は天平勝寶の初め、太宰府に、學業院の創立あり。或は元慶五年に、辨學院興り。或は淳和院の別當を置かれ。或は又、武家の政を執りし世となりても、足利學校、或は金澤文庫、或は筑前、名島學校等の創設ありしこと、今に傳へられ。其後、徳川幕府に到り、大に文教を施き、寛永七年、林道春の邸宅地として、江戸、上野の地、若干を附し、これに幕費をもて、孔廟を建て、其傍らに、半公半私の學校を、設けなせしが、萬治三年、之を修理し、元祿三年より四年に亘り、孔廟並に學校とも、之を昌平橋外の湯島に移し、大に規模を擴張して、倍す。文學の奨励あり。諸藩には、備前の閑谷學校、肥後の時習館、加賀の明倫館、米澤の興讓館等、相踵ひで興りしといへども、これみな漢土傳來の儒道、および支那の文學を、教授せしものたるに過ぎざりし、而して薩摩の造士館の如きは、天象臺の設けすらありしと云るも、亦到底一の漢學校といふべきものなりけむ。然るに西洋の文明東漸せし以來、私に塾舎を設けて、和蘭の書を講せし輩は、なきにあらざれど、當時いまだ西洋の學藝、歐洲の文學を教授する、公立の學校は、一だも全國にあらざりし。此時に當て安政の卯年より、辰年に亘り、天下の學士を聘し、一大校を創設し、以て歐洲日新の文學、術藝を教授し、且博く彼れの書を翻譯して、以て世に益せんことを圖り、該業を成せしは、あさひ輝やく我日本の、文明進歩に、大なる補助を與へしことなるべきがゆゑ、以て文明史上に於て、大書すべきの事と云べきなり。誰れか其學校を興せしや、徳川幕府なり。誰れか其學校を、譯館と共に、興さんことを、幕府の執政に要請

せしや、卯年六月九日、阿部閣老に呈せし、伺書てふ書中に據れば、筒井政憲、川路聖謨、水野忠徳、岩瀬忠震の四名と云はざることを得ざるべし。「按ずるに蕃書調所は、開校の後、多く有爲の學生も養成し、有益の文書も、翻譯し來りしが、井伊直弼、大老となり、威權赫々たりしころ、政府の斯の學校を遇せしこと、甚はだ冷澹にして殆んど之を死に垂せしめ、曩に幕府の費用、多端なりしに於るも、天下國家のため、巨多の資を投じて、日新の學藝、發達を圖り、教室、講堂其他會譯室、化學室等の經營、悉く整頓せし、飯田町、九段阪の舊竹本邸なる、調所即ち該校舎も、政府に收めて、之を一吏員の第宅に給し、蕃書調所は、即ち將さに廢校にも、歸せんとせしが、古賀増等の百方盡力に由り、小川町に在し、舊松平近直の第宅にして、比較的いと狭小なる邸地、且微々たる建物なるも、之を以て、代地として供せられけり。爾後尙ほ古賀等の力をもて、僅かに命脈をつなぎ、之を維持して、文久二年におよびしが、漸やく時勢も變じ、江戸一橋門外、護陣ヶ原に、一大校舎を新築し、これに移轉して、洋書調所と名稱を更へ、百事大に面目を改めぬ。是れ當時新進の監察、淺野氏祐次郎八、又一學と稱し、後の幹伊賀守、又美作守たり、旋に専ら由れりと云。「その翌文久三年におよび、所長はありしも、更に林大學頭の管理に屬せられ、日新の歐學士が、守舊の漢學者に、管せらる、の感もありしに拘はらず、別に衰態を來たせしの徴もなく、その名稱を、又開成所と更ためけり。これ易の、開物、成務の文字を採りしことなるべし。それより後、又政府の直轄に復せしなど、多少の沿革はありしもの、斯の學校は、依然存在して、盛況を呈し、明治維新の年、幕府より帝國政府に、之を引渡せしこととする。帝國政府は、屢々その組織を改良し、之を開成學校と呼び、或は醫學部たる、大學東校と並立して、大學南校の名を興へしこと等、多くの沿革を経て、終ひに今日の帝國大學となるに到れり。素より明治盛世の帝國大學をもて、幕府時代の、蕃書調所と比すべきにはあらずして、月晷の差も、いかに

およばざるは、述るも要なきことなれど、若し方今の帝國大學は、いかなる因縁にて、生れ來りしかと、其歴史を尋ねれば、安政年間に、幕府の興せし蕃書調所の、大々改良をなして、その形を變じ來れるものなりけむといふことも、その統系に於て、蓋し明らかなるに近からむか。是に由て之を觀れば、帝國大學は、蕃書調所の苗裔にして、蕃書調所は、帝國大學の遠祖なりといふことも、敢て牽強附會の説にあらざるに似たり。若し夫れ編者をして、聖謨に血縁あるための驕束を解き、尋常記傳者たるの、筆を縦ひまゝにせしむれば、聖謨は筒井、水野、岩瀬と共に、後年帝國大學となりし所の、卵子を造りけるものなりと、誇張すること、或は憚らざるに到るべきか。

かの講武所てふ、幕府、演武館設立の舉も、亦聖謨の建言に基きしよし、および卯年の六月五日、聖謨に、その創立委員たるべき旨の命令ありしことは、さきに記し、が、該館開場の後、満足の結果なりとて、辰年、五月四日將軍より、聖謨に褒詞を下され、且その賞として、時服三個を與へられけり。又此ころなりけむ、學問所即ち昌平學校にも、時々臨みて、その教授のさまを熟覽し、自然意見あらば、申立よと、聖謨に、下命ありしと云。是に由て之を觀れば、聖謨は新設の講武所、並に蕃書調所に、關係深かりしのみならず、儒道を説きし、昌平學校のことにも、亦參せしものとしるゆゑ、即ち當時、知、體、徳、の三教育に於て、その與りしこと、多かりしとも云はんか。

聖謨は辰年、五月四日、講武所創建の褒賞を受けし同日に、又一の褒賞を受領せり、そは、さきに聖謨、露使に、下田に接して、條約を締結し、且同港の取締等に關し、盡力せしこと少なからじとて、黄金三枚、並に時服三個を與へられしなり。

かくて當時聖謨は、本務の外に、關與せし事務も、いと煩忙なりしのみならず、或は阿部閣老の咨詢に應じ、或は堀田閣老の謀議に答へ、或は一名にて、單獨に建言せし、事項も多く、又其間、大藩の薩州、齊筑前、齊土州、齊阿州、齊越前、水佐賀、齊宇和島、城等の諸侯伯、登城ありしとき、屢々直接に交渉して、談、國事におよびしこと多かりしとさき、蓋し有爲の大藩諸侯と、一致協同して、以て 皇國の隆盛を、謀らんとの見なりしか。又此ころ阿部勢州の旨を受けて、家定將軍の御臺所を、島津家より迎へんと議など、竊かに斡旋せしことも、ありけむと傳へり。又景山前黃門には、常にかはらず、恩遇を蒙りて、しばしば謁見し、或は書を呈し、或は書を賜ひしこと、絶えざりしも、東湖此世を去てのち、黃門と聖謨との間に於る、通信を傳へしは、初め武田伊賀家當時、水戸なり、名は正生、後に耕齋と稱せり、の老に耕齋と稱せり、なりしが、暫くありて、水戸家の便宜に依り、安島彌次郎後に帶刀と稱し、安政の大獄に、座して、切腹を命ぜられたり、をもて、代へられけり。今こゝに其一端を表せんがため、安島の手簡を左に録す。

左衛門尉様 座下拜上

彌次郎

一翰謹呈仕候、打續甚著に相成候處、何卒此順に而、相揃候様仕度、益御清榮被爲渡、萬壽至極之御義に奉存候。然は老寡君より、御再答之由、直書壹封被渡候間、乍略義、則指上候、慥に御落掌に仕度奉存候。扱又過日御咄御座候、左近櫻木之義、何歎按しも可有之候に付、却而思召付、手元迄御遣に相成候而は、如何可有御座哉御取次仕り、御厚意之趣を以而、相違候様可仕奉存候。御登 城前と取急、此段草略申上候再拜。

六月八日

是より先き此年六月朔日、聖謨左の命令に接せり。

新規、貳分判、吹立御用被 仰付之。

これ當時幕府は、貨幣制度に於て、二分判即ち壹兩の半ばに、價ひする金貨を、新鑄するの必用を感せしに由り、此舉あるに、およびけりと信するなり。夫れ其必用とは何ぞや、蓋し此ころ商業の盛なるに従ひ、携帶および流通、兩便の貨幣を要せしことなるべし。元來聖謨の持論に、貨幣の品位をあしくなすは、單に政府の信用を減するのみならず、物價に影響を來たして、國民を害すべしとのことなりしは、前に述べしごとくなるがゆゑ、その説に基づき縷々論究の末、金銀の對照比例を考へ、曩きに聖謨の監督をもて、改鑄に従事し來れる、小判並に壹分判を標準として、命の如くに、二分判を新鑄することをも、亦督せしことなりとする。此貨幣たる、即ち今に安政二分判と稱する所のものなり。貨幣史に依據して、その物質表を左に掲ぐ。

安政二分判、十兩、重 三〇錢〇分三厘一三九四四

金 〇六錢二分八厘二五六七七〇八四八

内銀 二三錢六分八厘五七六三二八

雜 〇〇錢〇分六厘三〇六五九二八二四

右辰年新鑄の安政二分判は、其當年より三十八年前、文政元年鑄造の、二分判に比すれば、その品位、重量とも、劣等なりといふの、已を得ざることあれど、安政三年より後、僅かに四年を経たる、萬延元年に改鑄せし、新二分判と稱する、ものに比すれば、その優れること、大なりといふべし、今又貨幣史より、其物質表を抄出して左に録す。

新二分判、十兩、重 一六錢〇分三厘七八三二二

金 〇三錢六分六厘四六五一七四二二

内銀 一二錢三分四厘一一三五七三二二四

雜 〇〇錢〇分三厘二〇七五七二二六四

聖謨この頃、樞要の地位にあることゆる、尙ほも一層、己れの行に注意して、怠たらざりしこと、しるなり。これに關し今こゝに逸話あり、そは嘗て 天朝より賜はりたる、御料の御絹もて、鏡直垂を製し、これに菊の水紋様を染めて、以て楠公を慕ふの心を表しけるが、その意のありぬるところを、聖謨詳かに、自記せしものあり。即ち聖謨覺書てふ書に云く、

此鏡直垂の絹は、安政二年、

内裡御造營の懸り、つとめけるとき、

禁裏 御召料の、御絹を被下ければ、それを以て、つくれるなり。菊水の模様を染たるは、楠正成の大事業を、もとより可望にあらず。只々諫言を申上、御用ひなきことを、少も怨みたるけしきなく、さら／＼と討死されしは、難きこと、はいひながら、これはおのれの心一つにて、必難成こと、は、申されぬによりて、かくは、ものせしなり。今昇平の難有御世に、生れたるものは、正成のこと用へき所なし、さりながら、いかなる御奉公に、つらきことありとも、正成を鏡として、俗に云、役不足をおもはず、椽の下の方もちといふことを、厭はず、よく煩敷ことに堪得て、こゝろに耻かしからぬ様にするときは、譬は大海も、小笹の露も、同じくまなき、月かけをうつせるかごとく、則小さき正成なるへし。よりて小事をつゝし、後聞きことなく御奉公をなし、縦令御番一ツ、御供一ツも、此模様を耻ることなき様に、忠義の心を忘るゝことなくは、日々に正成の事業は、多くあるへきことなり。かくいひて永く子孫に傳へ、且みつから誠とす。

安政三年六月

川路左衛門尉源聖謨記之

四百八十六

編者曰く、本文は、該の銚直垂の裏に、聖謨自記せしことしる。

公務鞅掌なるに拘はらず、聖謨は常に又、意を道學に注ぎ、早起して讀書に怠らず、嘗て時の碩儒、佐藤一齋に、咨ひしことも多かりしが、一齋去て後、安積良齋に、詢ひしことありとて、良齋の答簡、猶ほ存すれば、之を左に録して、以てこれを表さむ。

大司農公 閣下

信 拜 復

尊翰奉拜見候、不同之氣候御座候處、益御勇健被爲在奉恭壽候。御賢孫様方、御出精御來駕被下、難有奉存候。扱御尊書縷々被仰下候、御尊慮之處、委曲奉謹承候。一牀要路劇職之御身、殊に此節者別而御用御繁劇之處、天理人欲之際、明辨篤守六ヶ敷場合、深く御戒慎被成候而、此御繁務中、毎朝御早起、傳習録、近思録を御讀被成候と申事、誠以御志之敦篤、當今之世に者、比類無之儀と奉感服候。又々御心之養に相成可申と、論語をも御讀可被成と之御事、御尤至極に奉存候。右に付簡便之書、四書狹註之儀、御問合之處、右之書者、世に相用不申候故、私も書名者覺居候得共、未だ讀不申候、陋本之様に奉存候。如仰大全者、繁雜に御座候間、大全よりは少々簡便之書、近年開版相成候。會津儒臣之所著、四書輯疏と申書、當時流行仕候。右書者、集註迄も小註有之候而、可然哉とも奉存候。四書纂疏も、大全よりは、繁雜に者無之候。狹註者、餘り簡易に而、集註迄者行届不申哉に奉存候。猶又取調候而、宜敷書有之候は、追而可申上候。近思録、傳習録之外、薛文清公、讀書録者、一齋先生三録と稱し、右三書、尊重被成候。讀書録は、定而御通覽とは奉存候へとも、近思、傳習二録と、同様に御順覽被成候方、可然哉と奉存候。聖人之御言は、含蓄深く御座候。後賢之言は、親切著明に而、感起仕候様奉存候。此節別而御繁務中、讀書、力學之御志者、誠以不堪敬服候。如仰利欲之際、踏一たへ、いかにも六ヶ敷御座候。堅確に相守り萬事戒慎、其義理之遠無之様、緊要とも奉存候得共、兎角、目眩、心亂候に者、誠に愧悔仕候。心學之工夫者、眞に六ヶ敷御座候。陽明所謂、破山中賊易、破心中賊難と申者、千古之格言に御座候。當今御用多之世界、別而、爲道、爲國、御自重被成候様、乍恐奉存候。先者右御内々之御尋により、妄りに走筆奉申上候。御寛免被下候様奉願候以上。

八月十七日

猶以不順之時候御擬養專奉存候。論語註解之事、猶又取調相考、追而可申上候頓首。

是よりさき七月五日に、聖謨は又一の褒賞を受領せしことありぬ。そは前年地震に由りて、品川の砲臺に、大なる損害を來たせしゆゑ、之を修補せばやと、聖謨に命ありければ、即ちその經費の整理をなし、且其工事の董督をなせしが、暫くありて、その成功を告げたりとて、特に黄金三枚、時服二個を賜ひけるなり。

此頃より我が外交上に關し、尙は一層の煩忙を、來たせしの狀あり。その略を擧ぐれば、英國より日本に對し、その軍艦を派遣し、更に盛に薪水、其他缺乏品を需むるため、長崎、又は箱館に來る、互市通商を、請ふに到らんとすることを、長崎に入港せし、和蘭の甲比丹カピタンより、告げ來り、且該甲比丹は、既に香港に於て、英の大員ジョン、ボーリング時時

支那政府を、いたく苦しめける、交渉を開きし人なり。に會近せしに、同氏は近日長崎に赴かんと欲するゆゑ、豫じめその旨を、日本政府に告げまいらせよとの、托を受けたりとて、之を申出けり。又幾くもなくして、英國の水師提督、シイモール名人の箱館より回航して、此年八月、長崎に來りし等のことあり。又一方には、此年七月廿一日、

米國軍艦一隻、下田に入港し、新任の其國總領事、兼外交官たる、タウンセント、ハリス當時の記録には、ハリスと記せども、今その原音の正しきも



のに従ひ、を載せ来れるあり。同氏は素より外交の恒例に準し、其本國大統領の署名ある、信任狀を携帶し、日米條約第十一條に依據し、我が下田港に、駐在せんとのことなり。夫れ此官吏駐劄のとは、條約面にもある條款にして、別に怪しむべきことに、あらざるのみならず、屢々薪水其他の供給を需むるため、米船の入港もあるべきことなれば、我れに於て、かれの官吏駐在は、當時却て便利なりしことにもあらなむ。然るに此の時に當て、我國の卓識者と稱せられし論者すら、いまだ海外の事情に通曉ならざりしがため、上下、朝野を問はず、往々この官吏駐在の件を嫌却し、或は拒まんとするにおよべり。そはけだし、かれの在留を單に嫌ふにあらずして、只かれが駐在せんため、内國人心の離背すべきことを、深く關心せしものなりけむ。しかのみならず、かの下田條約第十一條は、『兩國政府に於て、無據義有之候模様により、合衆國官吏之もの、下田に差置候義も可有之、尤約定調印より十八ヶ月後に無之而は、不及其儀候事』との明文なり。然らば契約者の一方たる、該兩國政府の一、即ち日本政府に於て、若しいまだ『無據義有之候模様』ありと、認めざるべきは、たとひ『約定調印より十八ヶ月』を、経過せし後といへども、合衆國政府、一己の便宜のみを謀り、その官吏を、日本に駐むることを決行し得るの、權利なきものなりと、解釋するも、必らず不條理の説にあらざるべし。是に由て當年、かれ米國は、其自己の便利あるにせよ、日本政府に於て、必用なしと認むる所の官吏を、我國内に駐むることを許さじと説き、且夫れ外國吏員の、日本に駐在せんは、内地人心の嫌ふところなるがゆゑ、若し政府に於て、之を許さば、即ち是れ全國の人心をして、背かしむるの導火線たらむとすることを、恐る、なりと論せし、一派ありしとさけり。是又一種愛國者の説にして、大にその理由の存するものといふべきなり。當時、景山老黃門は、即ちその説を、専ら賛成せられしことなりとする。此年五月老黃門が、江戸城中にて、聖謨に與へられける、書取を

熟讀するに、以て其意向を推測しまわらすに、足るものにして、即ち七月ハリスの來港を、豫じめ關心せられしのみならず、尙一步を進んで、互市通商の強請もあらんかと、苦慮せられしことを、知るべきなり。即ちその書取に云く、

## 未來考

昨年應接之、十八ヶ月といふも、今年八月頃なれ共、彼は屈指してまち居候半。是迄之義にて考るに、いつも申所よりは、彼早く來れば、八月と約しても、六七月の頃には、渡來すべし。來りたる節、存意通りに、不相成は又内海へ乗入とか、何とかいふて、威すべし。其節瓢たんまづの扱にて、兵端を、能のべ候義相成、其中に艦砲の御備、格別御手厚にも相成候へは、一段に候へ共、一昨年よりは昨年より、彼か喰入事、御武備御手厚相成よりも早く、心配之事に候。萬々一、墨夷申所御開濟に相成候は、魯夷は昨年の御厚恩謝を表として、莫大の獻上物、并御役々への贈物等厚く致し、手ぬらさず、存意を届候様可相成歟。右を聞候は、外々の夷も同様、追々願出可申哉と、かへすく懸念なれば、十八ヶ月過て、來り候節の扱尤、大切と思ふ也。

五月六日、老中逢前、於扣所書。

右の豫言に違ふことなく、其年七月下旬、ハリスの來港ありたれば、その駐在のことに關し、老黃門は、容易に其許諾を、與へらるべきの様なかりしも理はあり。されど我政府は、再三評議のする、米國船舶の、頻りに來港ある、今の時に當り、在留の米國官吏あれば、取締り上、却て我に便益あることゆる、その在留を許さむとの議、勢力を占め、終ひに景山老黃門も、その點に於ては、一層の論難を、試みられしことなきに到りぬれば、いよ

く在留を許すとの説に決しけり。依て元和以來、未曾有のことなれば、此年八月三十日、その趣、京都所司代を經由して、奏聞にもおよびしに到れりと云。

かゝる折から、ハリスは又一通の書簡を、江戸にある閣老に致し、米國大統領より委任ありて、日米兩國に關する、重大の事件を、執政に面陳すべしとのことなれば、江戸に到り、政府、至高の大員と會同し、之を縷述するにしかじと思ふゆる、その許允ありたしとのことを、申いでけり。然るに當時、その許諾を與へ、江戸にハリスを迎ふことは、幕府に於て、至難のことなりけむ。何となれば、『外夷と密接の交際をなし、かれを近く城下に引くは、征夷將軍の職に對し、あるまじき』のこと、器々論ずる輩も、國內に少なからざりしことなればなり。されど、元來、征夷將軍の文字は、日本、版圖内の東夷、即ち遐遠にして、王化に霑ふはず、兇暴を逞ふせし、蝦夷人を征討せしむるため、任命ありける、位地の稱號なりしことは、史に徴して明かなり。然るを、支那の自尊習俗にて、夷の字を、總て外國と訓する如き、頑冥の思想も、亦漢文學と共に、輸入し來り、漢學者流の腦裏に浸潤せしの深きと、且は西洋各國を、夷と呼びし、因習の久しきより、征夷の夷の字も、亦海外各國なりと、解釋を誤りしもの、なきにあらざれば、かゝる説も起りしこと、いはざるを得ず。さはあれど當時内國にて、かゝる説を唱へし論者も、教育ありて、先覺者ともいふべき人物中に、却て多かりしことこそ、訝かしきに似たれども、是れ畢竟、國權を重んずる、愛國の至情より、いでしことなるべしと信するなり。是に由て之を觀れば、斯流の説は、當時社會に於て、十分の勢力を、有せしことにして、その人の心を得ると、失ふとにて、内國の治亂にも、關するに到るべきことならむがゆゑ、幕府に於ても、大に顧慮せし所ありぬ。

然り阿部閣老は、屢く海防掛、その他當路の有司を引き、ハリス參府の許否に關し、其意見を詢ひしに、或は許といひ、或は否といひ、一定の歸着なし。聖謨も、亦素よりその咨問に與りし、一人なりければ、之に答へしは、參府を許すも、或は妨げなきのみならず、蓋し英佛等の事情をしり得べきの、便あるべしといへども、如何んせむ内地の人心は、恐らくかれの、江戸城下に來ることを、きびしく反對すべしと信するなり、故にかゝる人心の嚮背に關することの決行は、宜しく尙ほ熟考あるべくして、而して我有司を下田に遣し、かれが意中を、懇ろに問ふにしかざるなりとのことを以てせり。

右のごとき事態ゆる、阿部閣老は、ハリスの參府を、容易にゆるすの色なく、其他の閣老も、亦別に意見なく、時日も稍々遷延せし末、まづ下田奉行、井上清直、中村時萬に訓令して、ハリスと面議し、かれが我の執政に、而陳せんこのことは、いかなることかを問ひ、若し互市通商の請ひなれば、何れの程度まで、要求をなさむとの意見なるべきやを、測量せしめんとし、且八月下旬、監察、岩瀬忠成を更に下田に遣し、下田奉行、應接の立會たらしめけり。

こゝに於て、下田奉行は、米國官吏ハリスに、下田に接し、岩瀬は立會の任なれば、その傍に在て、日々その對話をき、しに、かれまづ口を開ひて、米國、大統領より、日本大君に、呈するの書を持しをり、日米兩國のため、重大の事件を、執政に面陳せんと欲する旨を述べ、且懇々と、近時海外に於るの状況を陳述し、今の世に當て、日本獨りその舊制を墨守し、鎖國たらんと欲すといへども、到底得べからざることにやあらむ。然して西洋列國より、日本の開國を要求するに、若しこれを強ひて拒まば、或は相互些少の誤解より、硝煙彈雨の厄も、免れざるに到るべし。若し夫れ戦は、昇平年久しきの末なるのみならず、近年發明の利器に乏しき、日本は、たとひ其士氣に富むも、恐らく、その勝敗、期すべからざるべし、而して若し好結果なきの曉に、已を得ず其國を開

かば、大なる讓歩をなさざることを得ざるは必然ならむ。然らば、かゝる危険を冒して、永く舊制を、墨守せんとせらるゝよりも、寧ろ夙く宇内の形勢を察し、適當の條約を、列國に結び、その國を開ひて、以て富國の術を講ずるに、しかざるべし。是れわれ一己人の資格もて、日本のために、厚く忠告せんと欲する所なり。請ふこれを熟慮せよと説き、又曰く、こたび余が奉せし使命の趣は、今こゝに述べかたしと雖も、日本に益を與ふべきこと、蓋し大なるべし。夫れ書は事を盡さず、かゝる重大の事件は、執政に面陳するの外、その事情を通ずるの途なかるべし。故に余は輕裝して、早く江戸に、赴かんと欲するなりと。

夫れ開國の誘導は、さきに和蘭の政府よりも、度々申來りしことありしのみならず、長崎駐在、同國吏員、ドナルド・キルジュスは、その政府の命に依り、此年<sup>辰</sup>七月廿三日附を以て、長文の書簡を製し、之を長崎奉行、及び同地在留の監察に宛て、差出せし忠告の趣もありし等に因り、我政府に於ても、早晚國制を更ためずんば、あるべからざることならんと、當路の有司中、窃に相語りしの際なれば、ハリスの説をききて、下田奉行および監察は、大に悟りし所あるが如く、速かにその趣を、江戸の閣老に報しけるが、岩瀬は特に感せしものありけむ、少しく事務の閑隙をもて、九月のはじめ江戸に來り、ハリスの談話を、逐一阿部、堀田の兩閣老に面陳し、海防掛にも、具さに之を告げ、國家の急を論じければ、これよりして政府は、大に色動き、互市を許すの議、その端緒を開くにおよびぬ。

聖謨の性質は、元來法制上に於る、輕舉の改革を好まず、何事にまれ、若し已を得ず變更せずんば、あらざる時は、當時の人情と、人心の嚮背を考へ、まづその基礎を堅くして、後、徐々と着手し、其進む中途にして、退ぞかざる漸進主義なれば、この頃、開國開市の議に於るも、亦同方針を採り、輕易の舉動は、せざりしといへども、宇内の形勢一變せしは、夙に知る所なるのみならず、和蘭吏員の説、米國官吏の論等をきき、深く之を玩味して、悟りしもの大なりけむ、その意見の、いよ／＼開國に傾きしことを、確知するなり。さはあれど、同時に、内國人心の嚮背には、深く注意していへることあり。『たとひ外國との交渉は、圓滑に進み行とも、一朝、内地の人心を失はば、全國の亂離は、免れがたく終ひに、云に忍びざるに到るべし。事に當るもの、宜しく思ふべきことなり』と。又曰く、『幕府の威信を失はず、大藩諸侯と協同して、全國一致、皇室を尊び、外侮を禦ぎ、確と國是を定め、富強の策を、建てんことこそ願ひなれ』と。

斯く開國の説は、政府内に、その流行をなし、阿部、堀田の兩閣老は、既に其意を決せし如くなれど、景山老黃門に於て、その許諾あるべきや如何は、實に付度するに、憚りあれば、兩閣老は、深く之を懸念し、老黃門に尙ほも、外國の事情を開陳し、その諾否如何を、豫じめ窺ひまゐらせばやとて、此年九月の十七日、阿部勢州は、聖謨に旨を傳へられ、大目付、伊澤政義、<sup>美作</sup>勘定奉行、水野忠徳<sup>筑後</sup>と共に、水戸邸に到り、老黃門に謁せしめけり。依りて聖謨等は、當時に於る外國の事情を、逐一述べ、到底國を開ひて、列國に互市通商を許すの外に、途あるまじと陳述し、黃門の意を窺ひけるに、さまざまの下問はありけるも、その許諾を與へらるべきの色はみえざりし。是れ全く内地人心の嚮背に、關せんことを苦慮せられ、即ち國內の治亂と、宗家の盛衰に、深く意を注がれしより、許諾の斷決を、躊躇せられしことなりけむ。さはあれど、また國力をも顧りみず、漫りに干戈をもて、かれの要求を拒めよといふが如き、輕舉の勸告は、素より毫も與へ給はざりしこと、別に確言を贅せざるなり。此日聖謨歸宅の後、幾ばくもなくして、安島より書簡を來たし、老黃門の懇詞を傳へしことは、こゝに付する眞寫をもて、しるべきのみならず、その書と共に、送り來りし老黃門親筆の書取あり、以て當日、談話の一端

長崎奉行 御座候

右の如く幕議は、開國針路を執らんとせしの際、かの英國使臣、ジョン、ポリングの渡來して、互市、通商を強請もせんとの事、頻りに和蘭人より、報知ありければ、かれの軍艦、若し江戸灣に進み、内地の人心を、激昂するが如きこと、なからんと希望せしにや、阿部閣老より、此年九月十七日附をもて、長崎奉行に、左に録するの公書を與へられたり。

安 島 帶 刀 眞 跋

英吉利使節船、渡來之節、應接之次第は、兼々相達置候得共、今般交易御開之儀は、彼方に而も強而見込罷在候哉と相聞、此度之儀は、不容易模様にも相見候間、何れにも當地より、應接之御役人、不差遣候而者相成間敷、尤交易筋之儀は、當時、各國之模様も有之、時勢不得止事義に付、何と歟御所置之次第も可有之候間、右之含を以、使節船之儀は、其地江是非共、引留置、應接之模様、早々申越候様可被致候、左候は、應接之御役人、早々御差遣に而可有之事。(開國起原)

然るに、蓋し前記の書、すでに長崎に達せし後なりしや否は、之をしるに由なきも、同地在留の監察、永井尙志之番は、英使渡來のことに關し、苦慮の餘り、左に録する書を、政府に送呈せしと云。

當年、渡來之和蘭、蒸氣船將、海路香港江立寄候處、同所英國奉行、ポリング請市之義に付、當港江渡來可仕段、申出候に付、愈渡來仕候は、先年、魯西亞使節、渡來之節之振合に準し、別段、特命之貴臣、爲應接被遣候方、可然之段、先頃川村對馬守、申談候趣も有之、英人、一昨年來之舉動、篤と通考仕候得者、初年は虚飾謙謹罷在候處、追々實狀顯露、當年之處に而は、倨傲甚敷、冲出役杯は勿論、長崎奉行を輕蔑致し、申論候義も更に取合不申、右は英夷倨傲之常體には、可有之候得共、一ツには魯、亞、兩夷應接に付而は、特命之貴臣出張被仰付、英に限其義無之、御取扱振、魯亞之下に出候杯、夷情不快を挾候處より、別而自儘働可申も難計、此後ポリング渡來候は、猶更以、同様之義可有御座、其上是迄逆も、外國應接は不容易候處、互市之談判に至候而は、別而大切重事候間、旁以特命之貴臣、爲應接出崎被 仰付候方、事實御相當に可有御座候。其節立合相勤候同役も、平生立合と違、専ら其事に而已打か、り同様取扱候心得を以、諸事申談候而可然、當時は私儀、岡部駿河守兩人、在勤之事故、申談、其砌立合可相勤は、當然之儀に御座候得共、私儀は、傳習專務之御用向有之、殊に當節は取扱向多端に罷成居、駿河守逆も、平生之立合御用向も御座候得は、應接事一偏に打か、り居候儀、事實出來かたく、殊に應接濟、諸事極定之後、歸府之節、私共兩人は、銘々被 仰付置候御用有之、半途に而、歸府致候儀、相成兼候得は、其節之事情、頗末等、特命之貴臣共々、委細言上仕候儀難出來、御役柄、闕事にも御座候間、別段貴臣被遣候節は、猶同役之内、別段爲立合、出崎被 仰付候様仕度、尤同役兩人迄、出崎被 仰付置、猶又別に出崎と申候而は、如何敷様には御座候得共、右は事跡之輕重にも寄候儀に而、交易一事

は、天下財貨之伸縮にも拘り、後來迄御規則も、篤と算定不仕候而は、後弊難計一大御變革事に候得は、其爲別段爲立合、同役出崎被 仰付候共、聊御不相當之儀は、有之間敷奉存候。ポーリング請市之爲、何時渡來可仕も、難計奉存候間、此段兼而申上候以上。

(開國起原)

これ等の陳言ありし故と、且は政府に於ても、見る所ありけむ、さきに記し、九月十七日附の書をもて、長崎奉行に示し、ことありしに拘はらず、更に又長崎奉行、および同地在留の監察に、左に録する覺書を與へられけり。

覺

英吉利船、渡來之摸樣申越次第、大目付、御勘定奉行、同吟味役等、可被差遣候間、其心得に而、可被罷在候事。右爲應接、大目付、土岐丹波守、御勘定奉行、川路左衛門尉、水野筑後守、同吟味役、中村爲彌、被差遣、御目付立合之儀は、玄蕃頭、駿河守、相心得、御用濟之節は、駿河守義、役々一同一ト先歸府致し、應接等之始末、委細可申聞。尤駿河守出府中、同所取締筋御用之儀は、玄蕃頭相心得可申旨、被 仰付候事。

是に由て聖謨は、土岐頼旨丹波守等と共に、内命に接し、英使の渡來あらば、何時にても、長崎に派遣さるべきゆゑ、豫じめその準備あるべしと、示されたり。然るに當時英國は、支那政府との、交渉頻繁の末、英支の間、つひに開戦にもおよびたれば、ジョン、ポーリングは、支那地方を去ることあたはざりしたため、聖謨等も、亦此ころ長崎行をなさずしててみぬ。

當時、在職閣老の内、比較的海外の事情に、よく通曉せしは、堀田備州を以て、蓋し第一とすべし。夫れ管に執政中といふのみならず、恐らく安政年間の華胄中に於て、甚はだ稀なりし所なり。元來備州は、下總佐倉の城

主にて、十一萬石を領し、最小藩といふべきにあらざりしも、素より雄藩にはあらざりけり。しかのみならず譜代の關東大名と世に稱せしものにて、其國用に、餘裕少なき領地を、有せしとなりけむ。されど夙に、領内に學校を興し、文教を布き、且和蘭の醫術を、盛にせんとて、佐藤泰然、佐藤尚中の如き、稀有の博士を、厚く招聘して、有爲の少年を育成し、又藩士を奨励して、西洋の學藝を學ばしめ、以て若干の俊英を出せり。是に由て、其間に生息せし備州も、亦おのづから海外の事情に通じ、西洋知識の點に於ては、蓋し阿部閣老も、一步を譲りしことなれば、謙讓にして、且活眼なりし勢州は、備州を擇び、己れに代りて、外國事務裁理の主任たらしめむとて、その旨を將軍に薦めけるに、家定將軍も、之を好みされ、安政辰年、十月十七日に、備州を引て、外國事務取扱を命じ、阿部閣老をして、また陰に佐けしめけり。然るに此時に當て、政府はいよく意を、開國に傾け、れば、互市の手段、順序を考定せんとて、同月廿日、將軍より特に備州に命するに、『貿易取調』のことを以てせり。こゝに於て、備州は、又其同日に、當路の有司中、并に海防掛より、若干員を選擇して、同じ『取調』の員たらしめむと欲し、その裁可を請ひしに、將軍速に之を許し、即ち左記の如く、命令ありて、聖謨も亦與れり。

- 大目付 跡部 甲斐守 良弼
- 大目付 土岐 丹波守 頼旨
- 御勘定奉行 松平 河内守 近直
- 御勘定奉行 川路 左衛門尉 聖謨
- 御目付 岩 瀬 修理 忠震
- 御目付 大久保 右近將監 忠寛

御勘定吟味役 塚越藤助元邦  
御勘定吟味役 中村爲彌時萬

近來外國之事情も有之、此上貿易之儀、御差許可相成儀も可有之候に付、右取調御用被 仰付之。

是より先き、此年八月二十四日、露西亞軍艦、一隻、長崎に入りし故、同艦の下田に回航せしことか、或は十月下旬別に同港に來りしものありしが、今之を確知するに由なきも、露西亞政府よりの、公書を携來て、我政府に致せり。其書中には、使節布恬廷ブイエンの恙かなく、かの國に達せしことを報じ來り、且露艦シアナ號、駿州沖にて沈没せしより、我政府の懇篤なりしことを、かの皇帝に於て、聞こし召され、その感謝、斜めならずとて、深くその謝意を表し、併せて紀念とせんがため、さきに下田に遺留して、我政府の保管に係る、大砲を悉く、日本政府に、贈らんとすることを述べたり。これ即ち、かれの遭難に當り、前年聖謨が筒肥州等と共に、心を盡して、人類相愛の情誼と、隣交の友誼とを全くせしことを、表するに足るべしとも、いふべきことゆゑ、今こゝに其書簡の全文翻譯を開國起原より抄出して、左に録す。

全魯西亞、總領帝、アレキサンデル、ニコライウキツの上宰相、此書を大日本國の政府に贈る。

帝都シントペーテルス、ビュルグに歸り來る、アジュタント、ヒース、アドミラル、ガラーフ、官ブーチャチチ、フレガット、シアナ號の搭客、日本滞在中、受け得たる恩惠の勝れたるを、明に我政府に告知せり。「日本政府、及びブーチャチチと、會合せし諸官長、衆搭客の、諸匱乏を補足し、及びフレガット船の損壞に方りて、我輩を救助したるのみならず、尙且新船做造の時、其工を助け、此船を以て、ガラーフ、ブーチャチチ、其屬員、及び搭客の一分と共に、我か海濱に達したり。

此諸事を、帝家に告るに及びて、日本政府の、此親切たる待遇を満足し、我仁惠ある帝、予に命じて曰く、日本貴政府に、如是厚遇を受くる謝儀を述ふ可しと、同時に帝家感戴の證として、日本に殘留せし、フレガット、シアナ船の砲五十二門を、貴政府に贈るを許可す。

此砲は、一は其政府の崇尙すべき、待遇の紀念とし、二はこれに因て、我か厚謝の紀念とせむを欲す。「互に尊敬して交を結び、兩大國間、能く交通する情の斷へさらむを欲す。

我、仁惠なる帝の意を達せむ爲め、我、急に此の諸事を、日本政府に知らしめむと欲す。今我か好意の辭を見は、日本政府、我と同じく深き實意を以て、我か傾慕の情を、察する事あらんを知る。

帝都シント、ペーテルス、ビュルグより書し贈る。全魯西亞國、總領帝、アレキサンデル、ニコライウキツの初年、即千八百五十六年、第一月十日。

我安政二年乙卯、十二月十五日、

上宰相、子也利羅德

右に付我政府は、露西亞帝室に對し、答禮として、贈品あらんがため、下田奉行に、旨を傳へし公文あり。これさきの露西亞政府書翰に、聯關することゆゑ、これも亦開國起原より、抄出して左に録す。

下田奉行江

魯西亞國帝より、大砲五十二挺差上候、御答禮として、別紙目錄之通、同國帝江被遣候間、其段船將江申達、右目錄可被相渡候。尤御品は、支度間に合兼候間、此後渡來之節、相渡候筈に候段、可被達候。

十一月

別紙

- 一 梨子地、鞍籠、
- 一 梨子地、蒔繪、料紙硯箱、
- 一 黒蠟色、蒔繪書棚、
- 一 花生、
- 一 小柳織、
- 一 二十卷

以上

さきに記し、ごとき、堀田閣老は、貿易開始の順序、取調の命を受け、聖謨も、亦その委員に加へられ、多忙なる本務の暇に、屢々會議に列し、種々討論せしも、委員中、外國に關する貿易てふことは、是迄長崎に於て、政府のなす、微々たる物品交易の類を、しるのみにして、素より誰れも開市の經驗はなく、その見聞さへ、なきことなれば、甲論し、乙駁し、一定の決議に至りがたく、連日、唯繁劇を極めしことなりしと云。

聖謨は、當時かゝる繁忙なりしといへども、讀書と運動の常にかわらず、怠りなきは、余輩の目撃せし所なりき。されど毎日歸邸の後より、夜に至るまで、公書の閱覽、又は來人に接する等のため、その閑乏のみならず、初更を過ぎて、夜座することを、好まざりしかば、毎曉凡そ丑の下刻に起床して、經義、國史、漢史、洋書の翻譯等、日課を設けて看讀し、了て公私の事に於る、執筆をなし、東方稍々白きにいたれば、長槍をすごき、并に大棒を揮ひしこと、各の二千餘回におよび、尙ほ木馬に乗り、居合カテマヒを抜き、又は邸内の馬場にて、馬を馳すること各の隔日になせしをしる。夫れこの頃、聖謨は、素より餘閑あるべきにもあらざれど、偶々若し寸暇あるときは、讀書を無量の樂みなしけることなれば、文事のみもて、貴賤の別なく、名家に交りありしこと、少な

再々は 何處か  
 嗚呼 運命の如きは  
 此は 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは

安中城主板倉勝明眞蹟  
 嗚呼 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは  
 運命の如きは 運命の如きは

安中城主板倉勝明眞蹟

からず、既に甘雨亭と號せし、當時、上州安中の城主、板倉豫州など、文事の交際絶えずして、かの有名なる叢書のことに関し、往復も屢々なりしは、こゝに附する書簡をもて知るべきことなり。されど又聖謨は、文雅風流をもて、道德を損するがごときは、素志にあらざりけむ、常に修身に關し、その注意せし所、薄からじ。即

ち聖謨自筆の覺書てふ書に、左の文を掲げて曰く、

われ、五十二載之時、大阪町奉行に被 仰付五十三載に而、公事方、御勘定奉行被 仰付。御勝手にて可取扱、海防懸被 仰付。安房、上總之浦々々參り、御臺場の御普請にかゝり。五十四載之節、御勝手方、御勘定奉行被 仰付。異國人と對話、又者京都之御用に而、一々年に七度、旅行之往來するにいたり。此際取紛れて、此覺書を仕舞なくせしか、漸に見出して、しるしたる初の時より段々みるに、其心放蕩して、みづから誠たるに背こと夥しく、此書に耻ることかきりなし。よりて、又左にします。

- 一 第一に、奢侈あるへからす。君恩を、少も忘れず、奉公は、キミニタテマツルとよみて、一軀を差上たることを忘るへからす。何卒道理之上え、御用を置て、私心なき様に可取扱、龜未にすへからす。
- 一 酒食〇〇を節制して、嚴しくつゝ、しみ、欲を以、天命を傷ふへからす。
- 一 子孫の安樂を、おもふへからす。
- 一 金銭に、目をつくへからす。
- 一 書物武器も、多くすへからす、別而刀劍の楽しみ大に可節こと。
- 一 前に段々しるすところと、引くらへみれば、行跡、大におどりたるを可耻こと。
- 一 敬の修行、近來別而、等閑なる事。

右、安政三年十一月廿日、曉しるす。

其覺書中に、又聖謨の父、在世のとき、聖謨を愛せしことどもを記し、その末に筆して云く、

昔のことをおもひ出、父上のわれを愛し給ひたることにおよへは、食事をして、只泣に泣て、子路負米のなき、いたくおもひ合たり。よりておもふ、わか身は、かくまてに、父上の愛し給ひたる身なり、されは恩を報し奉るに、今いたしかたなし。只第一に、わか身を、大切にすへきことなり。これ孝の一ツなり。其外に、今いたし方有之間敷候。朱子、敬身篇のはしめにも、身は父母の枝なり、敢而敬せさらむやと、申されたるは、尤至極之事なりと、身にしみて、感したり。よりて以後、別而つゝ、しむへきは、飲食等の欲と、身に驕るの心なり。身に驕るまじきは勿論、人にもまた傲る心、少もあるへからす。又御役に付、妬みこゝろ少もあるへからす。不及ながら、いにしへ豪傑のよきことを、手本とすへき事。

右之通ざるし候而、いにしへの人の事を、おもふに、第一に手本とすへきは、祿を捨、威權を捨て、飲食、衣服、居所は、いかなるとも、いとぬといふことなり。易に、趾を賁るに、車を捨て、徒歩することを申たり。人の羨むことに、内實嘆すへきことあり。又人の笑ふに、内實賞すへきことあるは、世の常なり。世上の人の説、いかにあるとも、心に愧ざる様いたすへし。これには、欲心を、削り落すにあるへし。これ敬身之基本なるへし。安政三年、十二月十七日、曉しるす。

右のごとく聖謨は、その身を謙にして、且儉にせんと、常におもひて、怠らざりしことにありけむ。このころ聖謨のごとき位置にある、人々の多分は、蓋し衣服其他寢具まで、絹布を用ひしの、慣習ともいふべきことなれど、聖謨は、毎日歸り來り、公の事も、人に接する等の外は、常に棉服を着し、寢具は申迄もなく、絹布を用ひしことなく、總て居常質素なりしは、人の驚く所なりけり。然して、毎歲家計の餘贏、又は意外の恩賜物などありしときは、其うちの多分をもて、菜邑の告ぐるることなき民を、賑はさんと欲し、年々若干の資を積み、之を野州、并に武州に在し、菜地各村の救助に供し、窮民を救ひしことも、少なからじとする。又時として、時服の賜



與ありしときは、その綿を、幕府の時服と稱せしものは、いかなる巨人も、蓋し着し得べきため、大なる服を假に裁縫し、内には二十餘箇の綿塊を、袋のまゝ入れたるものなり。又夏用の麻服あり、これ單に大なるものにて、素より綿はなし、親戚中の老人、又は老友に、分與せしこと多しと云。

此年聖謨は、駿州久能山の靈屋、修繕のことを、江戸にて董督せしに因り、此歳晩に、その賞として、時服四個を受領し。又さきに小判、壹歩判改鑄、並に貳朱金、貳分判の鑄造を監せしとて、時服三個を受領し。又北地開拓に關し、近時聖謨が、處理せしこと多くして、此年初ての收穫ありけるを、將軍も深く喜びし旨をもて、十二月廿七日に、時服三個を受領せり。これ等も、亦紋章ある表地をとめて、前に記し、ごとく、その綿の多分は、皆配分して、己れに留めしものは、少なかりき。

夫れ、我北陲のことは、聖謨、往年、問宮林藏と交ありし頃より、頻りに關心し、或は地理を探知し、或は古史を考究して已まざりしが、露使との交渉起りけるより、其職務上に於て、北地開拓の急務なるを、論辨せしこと屢くにて、其計畫せしこと、少なからざりしは、皆て聞く所なりけり。されど今その詳細を知るに、由なきことこそ遺憾なれ。然るに安政元年、箱館奉行設置の後、政府は、幕士をして、彼の地に住せしめ、稍々屯田兵の制に、類するものを置き、一は開拓に供し、一は北門の衛戍となさむとの意にて、幕士中、かしこに赴かんと、希望あるものを募りしにあたり、聖謨養家の弟にして、他家を繼ぎし、新家鍊作といへるものは、その募りに應せんと欲し、これを聖謨に謀りしに、聖謨大に之を喜びていへるは、余、年來かの地を、探検せんとおもひしが、今にそのことを果しがたく、常に遺憾とする所なり。汝かの地に赴ひて、地理にまれ、地形にまれ、士人の風俗にまれ、人情にまれ、何事に拘はらず、常によくわれに報知することあらば、余の最も喜ぶべき所なるのみならず、國家に益すること、必らずあるべし。ゆけく、地を拓け、地を衛れ、一旦緩急あらば、我が北門の衛士たるに、

愧ざる忠勇あるべしとて、かれの意を賛せしといふよりも、寧ろ勸めしことぞかし。」かくも聖謨は、常に北陲のことに心を留めけるに、たとひ箱館近傍にせよ、此辰年、始めて北地に、米穀の收穫ありとて、箱館奉行より、若干の貢米を送り來り、江戸の倉庫に、收めたことなりしかば、これまで北地の事に關し、苦心しける聖謨等に、その賞ありしものとするなり。

安政四巳年の正月、新年を迎へしと共に、聖謨は克己の工夫に關し、又かの覺書に、記し、ものあり、即ち左に録す。

御奉公に附而之邪念あり。よく其本源を尋ぬるに、妬心に似たるか如きことより、いろくこと、すかたを變して、起るかことし。其邪念に克たむとして、いろく苦心してみるに、今一段之本源あり、欲心のことし。欲心なき様、修行すへし。安政四巳年、正月二日記す。

聖謨は此年も、亦正月のはじめより、その本職たる、財政調理に於て、繁劇を極めしのみならず、阿部、堀田兩閣老の帷幕に參し、内外の情態を考へ、種々苦心せしは、實に述べ盡しがたきこと、云べし。夫れ當時、海防掛の職務たるや、その文字のごとく、海岸防禦を議するよりも、むしろ外國事務衙門の、性質に變じ來り、専ら外國交渉に従事し、且聖謨は開港、開市取調の委員なりしゆゑ、そのことに關する會議にも列せしこと、頻繁なりしが、内國の人は、いまだ海外の事情に通せず、單に幕府が、偷安のため、外國人を近づくることの、おもひを抱き、窃に幕府を譏りし徒も、少なからず。又一方に於ては、外國の要請日に迫るの形状あり。さはさりながら、若し一朝兵端を開くことあらば、當時我れに於て、何の勝算かありぬべき、これに由て當路の人、その勞心いかりなりけむ、察するに餘りあることぞかし。

前年より下田に在りし、かの米國總領事、ハリスは、同港の奉行と、屢々應接をなし、又その奉行には、老中の委任狀を附與し、これをして、我政府をば代表せしめ、全權もて、かれに接し得しことなれど、かれは江戸に來り、老中直接に交渉し、日米彼我のため、さまざまの陳述をなしたしと、頻りに説ひて已ます。又一方に於ては、我政府も、既に開市に意を決せしことなれば、むしろハリスを江戸に引ひて、老中直接に、かれの議論をかむも、或は我れに益することあるべしとて、堀田閣老、専らこの説を主張せしも、阿部閣老は、その賛成に、稍々躊躇せしもの、如し。是れ蓋し勢州は、宇内の形勢を察し、到底鎖國の舊制を、維持すること難たければ、寧ろ進んで、これより國を開かんとの意はあれど、當時全國の多數は、開國互市を嫌ふがため、人心の嚮背に、深く注意せしと、且は景山黃門に於て、容易にその同意なきとに、因れるゆゑなりけむ。

然るに老中は、此年正月十四日、評定所一座、其他海防掛、および長崎、箱館兩地の奉行をして、下田に在る彼のハリスより申立の件に關し、會議を開かしめける末、幕閣の議も稍熟し、早晚ハリスを、江戸に引き見るの、已を得ざるに到らんか、されば今より、豫じめ、かれを迎ふるの順序をも、當局者に於て、議定しておくこと、蓋し必要ならんとの説に決し、同月十六日、堀田閣老より、左に録する覺書を與へけり。聖謨も、亦素より評定所一座の、一人なりしのみならず、海防掛たりしゆゑ、これ等の議に、與りしこと、しる。

評定所一座

海防掛 江

長崎奉行

箱館奉行

覺

下田、在留之亞墨利加官吏より、老中江面會之儀、書翰を以、申立候趣は、一、先下田奉行江、引請取扱候様相達、返翰差出候儀には候得共、此上申立之次第に寄、當地江不被召呼候はては、相成間敷哉に候。右之手筈に、凡取極候方可然、就而者、官吏之儀は、身柄宜敷者之由に候間、右取扱方之儀、是迄、和蘭、甲比丹之振合には相成間敷、諸般之禮節は勿論、御扱、旅宿、應接場所、其外共、萬端無手拔様、廉々取調、早々勘辨致し可被申候事。

(開國起原)

聖謨龔に、一橋刑部卿德川慶喜の英明を、東湖より聞しのみならず、景山老黃門の囑命も、ありしに基き、一篇の書を呈せしことありけるは、既に記し、所なるが、『德川氏の一門に、かゝる御方あるは、いと喜ばしきことなり』とて、常に慕ひまゐらせて、屢々阿部閣老と語りしこともありとかや。然るにこの年二月の、するつかたより、三月の初めなりしか、聖謨は阿部、堀田兩閣老の旨を承て、水野忠徳、岩瀬忠震、永井尚志等と共に、橋卿に其邸に謁せしこと、二回におよべり。夫れ當時、外交のこと、日に切迫し、到底かのハリスを、江戸に招き、開市通商のことをも、協議せずんば、あるべからざるに際し、内國、人心の多分はこれに反對し、尙も鎖國の舊制を、維持せんと熱望し、且天下志士の輿望を屬せし、景山黃門も、亦人心の嚮背に深く注意ありて、開市は勿論、ハリスの出府にも、容易に許諾を與へられざりしゆゑ、蓋し兩閣老は、これを苦心し、聖謨等をして、當時、外國の情態を、橋卿の前に縷述せしめ、自然同卿より、景山黃門に、熟話せられんことを、密かに希望し、然して黃門の意、漸くその熟諾を、與へんことに、傾くにも若し到ることあらば、内地の人心を收めむため、或は幕政の整治に、便ならん歟と、想像ありし所にして、以て橋卿の意向を、窺はむとせしことに、こそありけれ。

橋卿は、聖謨等に、謁を許されし兩日とも、時事を談せしこと、數時間に涉り、その終りの日には、初めて相見し

の記念として、一橋家に傳へられし、散樂の裝束、各の一領を、各員に與へられ、陣羽織、又は鎧の地料に、せられよとのことなりし。此兩日の謁見に於て、各員は、橋卿の英才に、敬服せしことかぎりなしと云。聖謨が三月五日附をもて、一橋家臣、平岡圓四郎に送りし書簡に於るも、その一端を、しるに足るべし。即ち云く、

此程は不計義にて、御屋形様へ、御目見申上。何卒一度、御様子も奉伺度と存居候事故、殊更大悦。其上昨日は、御屋形へ罷出、御目見申上候て、委細に御様子をも、乍恐奉恐察候儀、少も偽ならぬ事と奉存候。其上、萬端の御取計は、御十分之御事にて、拙輩之考よりは、遂に宜敷御處置に相成候て、其上御忠孝共に、全き御事、實に奉感服候。扱兩度之拜謁にて、神龍の一鱗ながら、凡御様子も奉恐察候處、此上は御才力等、少も入不申、有り餘らせられ候事と奉存候。只々御案事申上候は、御才力御別段にて、御恭謙中、殊に迅速之御心附、被爲盡候程に付、實に私共申上候事、其外嘸々迂遠なる事と、被思召候程、深奉恐察候而、如何計心配仕候。此上、追々御年、重ねられ、御智力、十二分と被爲成候は、如何計の人々之致したる事も、役に立不申様、御覽可被遊、其節速に御用辨致し候者を、御用ひ候は、必利口なる人を、御好み可被遊候様之儀有之候と、却て宜しかる間敷哉、只々忠直にて、偽なき人を、御好み被遊候て、迂遠にて、手ぬるき事は、御ゆるし被遊、耕稼陶漁より、人に取るに、あらざるものなしと、大舜之徳を、孟子も奉稱候間、世に稀なる御聰明を以、衆人の善を、御選採被遊候様と、只々奉存候。昨日杯、私儀、實は餘りに感服仕候而、御忠孝之御處置、御行届に、密々平服中、落涙仕候位の儀に御座候。扱又、其節陣羽織、又は甲冑の用地に、仕候様との御沙汰にて、御傳來の御能裝束、被下、此節柄、遊戯を御捨、武備に御用の思召、奉感服、御品立派なる御事に付、何卒、陣羽織に仕度と奉存候。左候は、何共恐入候御事に候得共、御筆にて盡忠報國或は報國、右の内を奉願候て、夫を脊へ爲縫候

て、御筆は上手に縫とらせ、臨摸の如くに致し、御肉筆の方は、折々奉拜候て、身を誠候懸物に、仕度と奉存候に付、御序も被爲在候は、可然御様子御見計に而、被入御内聽、御染筆之儀、御取計奉願候。勿論前文感服之儀、偽は認不申候得共、諛言に當候而は、恐入候に付、其義は堅御無用、人を御用方の愚論は、全く貴公様限り、御了簡にて被入御内聽候ても、差支候儀は無御座候。堯舜、孔子の巧言令色、又は佞人杯と被申候は、方今の普通之利口、小輕薄を能申候ものには無之、右等のもの共は、聊才有之人は、用ひ不申而已ならず、嫌候て近付不申候得共、諛言は不申候て、早く君の好候事を察し、先立て其事を取計、君の氣を取候ものにて、王安石などに近き人物かと奉存候故、志有之候て、豪傑なる人、却て被引込候間、堯舜の智にても、御恐れ被成候事と奉存候。前文に御用立候よりも、忠直と申候義認候は、右の味を含候て、申候間、左様御承知被下へ候以上。

三月五日

猶以、人君の御平日、御學問に續候て、必用のものは、良き醫を招き、みつから其藥を経験候て、其御身を、丈夫に被成、御壯年の時より御手當、御老年迄も御健の御養ひ、第一之義に御座候。下輩之私杯にてさへに、御承知之通、醫者と藥は至極のすきに而、日々三服の藥は、かき不申、目藥齒藥の如きも、日々相用ひ候故か、二十歳位のときは、至て氣根も薄く、極弱く候處、風と心付候て、廿八歳の時より、灸治藥用を專に仕、劍術等に汗を取候故、昨年以來、勞疲にて死候覺悟に、曉八半時には、必御用取懸候て、昨日の御用、今日は一字も無之、御用箱は常にから明に仕置、其間に少々書見、武術等仕候得共、疲も不仕候、右は全く日々の灸治、藥用故歟と奉存候。君邊近くに、御奉公の御人は、養生の事をも、相辨居不申候ては不相成候。室新助、有徳院様へ

の上書にも、其事相見へ申候間、貴所様之御心得迄に、其事を序ながら相認申候。孟子に、天壽不疑、身を修て、命を待と申候事有之候。不疑と申ながら、身を修めと申候事、別段にて、身命を知る者は、巖崎のもとに不立と申候事も、孟子被申候間、養生は能致し、怪我等無之候様致候儀、いにしへのをしへかど、相記申候以上。

## 圓四郎様

## 左衛門尉

編者曰、右平岡氏に贈りける、書簡のありしことは、嘗てきしが、我家に、其草案の存することなれば、頃る川崎紫山氏が物せし、幕末三俊てふ書中より、抄出するものなり、文中第一、第二段は、少しく讀みかゝる所あれど、其他の文態は、聖謨の語調を露はし、そのふてたること、疑ひなしと信すれば、こゝに之を録す、但し元來、敬意を表する所には、皆欠字ありしこと、思ひぬれど、該版本中に、今そのことを省きたれば、其まゝ之を寫し、又活字の誤植なりと認むるものは、之を更めぬ。

橋卿は聖謨等の陳言を容れ、幕府の意を、よく景山黃門に傳へられ、前者と後者との間をして、尙一層、圓滑に到らしめんとて、あつく幹旋の勞を、執りたまひしこと、ありしときけり。こゝに於て、前文、聖謨の書中に、忠孝兩全などの文字、ありしことなりとする。

癸丑、甲寅以來、國家多事の時に當り、雄藩の諸侯と、徳川幕府との間、いと親密なることこそ、長計ならめとの意見をもて、阿部勢州は、家定將軍の、政畧結婚もあらばやと、希望しけるが、既に述べしごとく前年、薩州家の淑女にして、近衛家の養女たられし、篤姫の、徳川家に、入興ありしは、實に喜ばしきことなれど、元來、家定將軍は、身、健康ならずして、かゝる艱難の時に當り、大政を裁理し、以て、宸襟を安じ奉るの、大任に在ることとは、甚だ心易からざりしことにありけむ。夙く適當の世子を定めんとの意ありしは、疑なきことにして、然して、勢州も、將軍の意を承け、此ころより、窃かに世子選定のことに、焦慮ありしは、確とする所なり。是に由て之を觀れば、幕末の一大事なりし、將軍世子論は、安政巳年に、その萌芽を生せしことなるや、明かなり。」し

かるに當時、徳川一門の中には、橋卿を除ひて、外に世子に迎ひたて、以て大任に當らしむべき俊傑は、到底あるまじと、勢州は、窃かにおもひけれど、容易に人に語るべきことにあらざれば、唯時機を窺ひしに、越前中將永は、徳川家の連枝なるのみならず、勢州の姻戚にして、おのづから會見も屢あり、隨て國事を論せしことも少なからじ、故に談の世子論におよびしこと又多し。その時毎に、橋卿の名のいでざることとは、なかりしと云。かゝる時に際し、恰も薩摩中將<sup>齊</sup>は國歩の艱難を深く察し、將軍の姻縁なるに拘はらず、夙く賢にして長なる世子を定めんことこそ、國家の長計ならばやとて、暗に橋卿を推せし意をもて、勢州に屢々密話ありしこと、の痕跡も、存する所にして、然して聖謨、其他岩瀬等も、亦このころより、世子を定むるの件に、思を焦し、意中に橋卿を推しまぬらせ、勢州と暗に其意を通じ、時機を只管まらししこと、しる。されど聖謨は、いたく慎みて、容易すく人と世子談をなすことは憚りけり。

又三四年前より、聖謨は既に薩摩中將の知遇ありて、共に時事を談せしことも、屢々なりしに因り、談の定世子に、およびしことなしとは、甚だ證しがたし。果して然らば、意中互に橋卿を指せしことなるや、疑ひあるべからず。かゝる交情ゆゑ、互の通信も常に絶えずして、薩侯よりの使には、いつも日下部伊三次これに當れり。其一端を表さんがため、此年三月九日附、金鑑のことに關する、薩侯の手簡を左に録せむ。

日々不順之時候に御座候處、愈御清安奉賀候。然者此節無據御那代金、拜借相願申候。委細者、以家來申上候通之事に而、甚差支當惑之次第に御座候間、厚御含被下候様奉希候。扱また金山之義、此節申參候様子に而者、山模様彌宜敷、追々出金相増候との事に御座候間、當年中、大丈夫百貫内外者、上納可仕と存申候。秋頃にも相成、彌出金相増候は、又々前借相願候義可有之候間、只今より宜敷御含置可被下候。此段以書中

御頼申上候間、宜敷御合奉希候頓首。

三月九日

猶々時氣御自愛、專一奉存候。委細伊三次より可申上候間、吳々も宜敷奉希候以上。

左衛門尉様 用事

薩摩守

是より先、此年二月廿四日、閣老より評定所一座、海防掛、および長崎、下田、箱館三地の奉行に、議を下し、且公衆に示し、の公書あり。これ近年引つゞき、和蘭甲比丹より、我政府に、開國許市のあらむことを忠告し、若し早く其計をなさずんば、日本をして、甚だ安からざるの地位に、陥らしむべきや必せりとのことを以てし、且このころ廣東に於る、清人の敗報をも陳せしゆゑか、いかむは、しらざれど、我政府も外國交渉に關し、大に警戒すべしとの意見にて、公に告示せしものなりとする。即ち云く、

評定所一座

海防掛 江

長崎下田  
箱館 奉行

英人廣東を燒拂候一條に付、甲比丹説話之趣、再應熟考いたし候處、蘭人之中立、今更之事には無之、追々差迫候儀に相聞、右は彼國之情願を可途と、強而牽合附會いたし候儀共不相聞、實に當時外國人御取扱振、事情に不應儀は、我國人へも、粗相分候程之儀に付、漸々彼に怒を積候は、廣東之覆轍を踏候も難計、尤警戒可致儀に付、既に寛永以來之御祖法を御變通遊され、和親御取結にも相成候上は、寛永以前之御振合も有之、御扱方も、又隨而御改革無之而者相成間敷、然處兎角仕來に拘泥いたし、鎖末之儀迄、事六ヶ敷差拒、近年外

夷之怒を醸し候は、無算之至に而、萬々一、砲聲一響候得者、最早御取戻も難相成候間、外國人緩優之御取扱、且長崎、下田、箱館之三港は、諸事同様之取計振に相成、文言之往復、應對之禮等、都而外國人共、信服いたし候様眞實に御處置無之候而は、難相叶時勢に有之、既に英吉利評判記、亞墨利加、官吏申上、猶又今般蘭人之申立等、一々差迫居此上是迄之御仕法に而者、永々取扱様無之は、顯然之儀に付、無事之内に、早々是迄之御仕法、御變革有之、此上之御取締相立候様、取計方長策に可有之候間、右之心得を以、向來之御處置振、致勘辨熟慮、早々取調可被申聞候。

(徳川十五代史)

下田奉行は、此間引つゞき米國總領事ハリスと、應接ありしに、ハリスの性行、公平にして、且圓滿なれば、當時いまだ外交のことに、明らかならざりし、我國の有司に接するに當り、極めて温和に、極めて誠實に、國際法をも説ひて、かれを江戸に引くの、至當なることを論せしかば、奉行は一々これを、江戸政府に報せしも、政府は、内國人心の嚮背に、猶ほ制せられ、江戸に於て、大統領の書翰を受取り、ハリスが齎らし、使命の趣を、直接にまくこと、自由ならざるの感ありて、只其遷延をなしけり。然るにかれは、本國政府訓令の旨もあれば、此上遷延はなりかたしとて、即ちその國務尙書より、附與されける訓令書を、和蘭語に譯したるものを、或る日携へ來り、陰かに、下田奉行に示し、我が政府の反省を求めたり。依て奉行は、直ちに譯員をして、之を和譯せしめしに其意左の如し、

一日本人をして、温和に條約を正しく、解するよふ導くは、我政務の趣意なり。若し日本人速に、充分此趣意を守らざる時は、大統領、猶豫なく、他の法を企つべし。

一日本と通交を求めし失費、並に我國人の有益、尙我國人の性分に於ても、條約に反する取扱を、忍ぶ事を得

す。

一依之、汝日本の高官に告げ、我希を空しくする時は、日本人の防きかたき法を以て、我か趣意を貫くを知らしむべし。

(開國起原)

その後又ハリスは、一千八百五十七年、三月廿八日我巳年三月三日なり附をもて、我閣老にあて、下田より一通の書簡を呈し、ハリスの権限を表示し、且その書中に、日本政府の處斷、實に遲緩なることを、愁訴せしの條あり。その譯文に云く、

予は、合衆國の「プレシデント」より、日本帝に贈れる書翰を、持來れる使者なることを、予、各台下に告知らせし以來、已に五ヶ月餘を経たれども、各台下これを等閑になしたる由を、本國に通報することは、予か任の免れざる所なり。加奈川條約第一條に曰く、

一方は、亞墨利加合衆國、一方は帝國日本の間に、正眞信實の交あるへし。

此ヶ條中に載せたる、日本より約せる交親は、其甲斐少く、且其時なしたる壯大なる約束に反して、「プレシデント」の自筆にて、名を書したる書翰を、不敬を以て取扱はれたるを聞かば、「プレシデント」定めて、心を苦むるなるへし。

「プレシデント」より、此快らずして、思ひ寄らざる事態を處置するに、何れの方法を用ゆる乎、これを顯すことは、予かせざる所なり。但し「プレシデント」と、其國との面目を立て保つに足るに、相應なりと思ふだけの處置を爲すは、予、これを疑ふことなし。

又云く、

予、二三の格別重大ならざる事を、下田奉行に告げ、且緊要の事あるに因て、かれ江戸に至るを要せし等にて、已に六ヶ月餘を経たれども、今に於て一も決定することあらず。編者曰、本文に、かれ江戸に云々。とあるは、下田奉行を指すなり。

又終りに云く、

予は、眞實に、各台下の速に事を處置して、予か嘆く所の諸事を、程よく改め補ふことを望み、各台下をして、我か政官の十分に親切なる、意思に應ずる舉動あるを、本國政府に、通報するを得せしめんことを望む。

(開國起原)

總領事ハリスは、右の書簡を呈せしことにて、事情容易ならず、かれ我れに接するに、温良の態度を以てせしも、其實、米國と我國との交渉は、日に切迫し、和戰の機、其間、髪を容れざるに近し。さばあれど、此際、下田奉行は、應接を重ねしの末、五月下旬に、一の締約なりて、長崎港をも、亦下田に於るが如く、米船の缺乏品を需むべきの地となし、これに關する事等、九箇條を決し、同月廿六日、その規定書に、互方全權の調印を了りしこと等にて、かれ要求の熱度は、稍々平穩の姿に傾くに、似たりしといへども、是れ全く一時を安ふせしといふに過ぎざりけり。彼れ何んぞ其國命を輕しとして、空しく下田に居るにやみぬべき。しかのみならず、英國の使節も將に來りて通商を請はんとするの時なりしゆゑ、我が政府は早くハリスを江戸に引見し、開市の手段を執り、富國の基を立つべきことなりけるは、言を待たざるなり。然るに前にも述べしごとく、政府は既にその意を決せしことなれど、内地の諸侯、および志士の多數は、いまだ之を贊成せざるの微現然たるに由り、若し政府速に開市は勿論、ハリスの引見を執行するに於ては、内地の紛議を、免れがたきことたるや、明かなりき。されば斷乎と、かれを拒絶して、江戸に來らしめず、又開市の請ありとも、之を拒むべき乎、夫れ之を拒まば、終ひに

硝煙彈雨を免れざりけむ、硝煙彈雨を厭ふにあらざれど、勝算なきの師を起すは、兵法の許さざる所なるのみならず、開闢以來外國に對して、いまだ敗れを取しことなき帝國をして、萬々一にも汚さしむるの痕あらしむれば、徳川幕府は何の面目があるべきぞ、これ聖謨が、最も憂苦せし所なり。

當時聖謨は、樞要の地位に在りしも、國務上に關しては、單に閣老の帷幕に、あづかりけるといふのみにして、その身、執政の職にあらざれば、素より國務をその意に任せて、處することあたはざるがゆゑ、只愛國の至情より深く國家の前途を憂ひ、此ころハリス出府のこと、および開市の件に關しても、おのれ一名にて、建言せしこと少なからじときけり。然るに、其建議草案の多分は、後に聖謨免職の命に接せし時、みな之を投火なしたれば、今こゝに掲ぐるに由なきことこそ、遺憾なれ。當時、聖謨の自筆して、立案せし建議多にして、其草稿は、多く屬僚、勅さ定役、目下部業に托して、淨寫せしめ、直ちに之を閣老に呈せしこと云々れど、ことごとくに聽かれ、ことごとくに、行はるべきにもあらざりしかば、密かに慨嘆を免れがたきことも多かりぬ。これ等の故にか、自然勇退の志を、生せしこともありしとみえ、此年五月廿九日、『聖謨覺書』に、自記せし言あり。即ち云く、

宋元通鑑、(原註)薛史、二十四 茫仲淹かことをのせたり。

子弟以仲淹有退志。乘間請治第洛陽樹園圃以爲逸老之地。仲淹曰人苟有道義之樂。形骸可外。况居室乎。吾今年踰六十。生且無幾。乃謀治第樹園圃。顧何待而居乎。吾之所患在位高而難退。不患退而無居也。とあり。仲淹かことくなる人も、所患在位高而難退にあり。まして餘人をや。まして我輩をや。今よくこれをなし得ることきは、范文正公か所難の一事をなし得たることにて、賢者とも云へし。

秋風もまた吹かぬまにとく歸ること、ろ深しや山ほと、きす(原註)安政四年、五月廿九日、

かく聖謨は、時事に關し、痛心を極めしの際、又一の苦慮を増せしことあり。そは阿部勢州、このごろ病に罹りしが、殆んど治し難きに至らむとせしことなりき。夫れ勢州は、天保十四卯年、閏九月、年いまだ壯に充たざりしも、寺社奉行より異例に、拔擢せられて、閣老の重職に任し、續ひて水野忠邦の後を承け、首坐且勝手掛りとなり、又海防掛りなりて、嘉永癸丑以來、國事多端のときに處し、賢を擧げ、能を用ひ、以て國家百年の長計を立てんとし、景山黃門を始め、薩摩中將、越前中將等と相謀り、長にして賢なる世子を定め、以て法制を更め、國是を定めんとせしも、其人死せば、其政やむといへる古言のごとくにして、若し天、勢州に壽を假さずんば、是れ等の計畫も、蓋し皆畫餅に屬すべきことならむとて、聖謨は國家のため、勢州の病に、深く痛心せしものにして、景山黃門も、亦大に勢州の臥病を苦慮せられしこととみえ、當時黃門より、聖謨に與へられける書中に於ても、明らかなり。即ち云く、

別紙

一閣編者曰、閣とは、即ち阿部閣老をいふなりも、久々不快のよし、如何に候哉。御時節から別て御用も可多、早く全快に致度し。さそく閣は、何も方今、心配思ひやられ候。

一此弊邑、松花酒、乍微少久々不音故、尋問の印迄に遣し申候不乙。

然るに勢州の病、はよく療し難きの域に達し、此年<sup>巳</sup>六月十七日頃は、終ひに危篤におよびぬれば、聖謨、之をき、て、いたく嘆息し、とりあへず安島を経て、景山黃門に報じまゐらせしに、その翌日、安島よりの答簡あり。以て其當時のことを察するに足るれば、即ち之を左に録す。

左衛門尉様 奉復

彌次郎

尊書拜誦仕候、不順之候益御榮福被爲渡、奉恐壽候。然は福山侯、俄に以而之外之御容體に御座候由、手前方に於候而も、昨朝余程之御不出來と相伺候處、其後又々御指重にも相成候哉、扱々浩嘆至極に奉存候。右に付而、老寡君へ内聽に入度趣、家中之者よりも願出候に付、愚拙迄御託御座候而、御取計に可相成旨御諭に相成、則御壹封御遣、慥に落掌仕り、昨夜、早速手元へ指出候事に御座候。尤愚拙事無據他行、深更に歸宅仕候所、もはや引而後に相成候得共、今朝は、目覺、直様指出候様、側向へ申遣候間、今朝疾に披見被致候義に可有之、左様御承知可被成下候。世子無之候由に候處、養子心當は御座候由、家中之者より申出候に付、内々相合候様可仕旨、是又承知仕候。此段乍延引、御請迄草略申上候頓首。

六月十八日

かくて阿部閣老は、日に衰弱し、後事を堀田閣老に託して、終ひに永眠に就けり。時に巳年六月廿一日也。

此際、又下田奉行は、米國總領事ハリスと尙も交渉し、該奉行が、將軍家より、受領せし委任狀を彼れに示し、又奉行は、かれの所持せる、大統領の委任狀を一覽し、彼我の權限、對照のうへ、かねて我閣老に向ひ、かれの申告せんとする、重大の事件を聽かんと欲することを、迫りけるに、かれいへらく、その事件てふことは兎に角、わが携へ來りし『大統領の書翰』は、いづれにて、授受なるべきやとの問を、起し、より、又一場の議論に及びしゆゑ、下田奉行の一名は、江戸に赴き、その事情を閣老に面陳し、反省を求めんとて、一通の書を製し、該奉行より、閣老に申立てたり。これよりして、ハリス出府のことに關し、徐々歩を進めけり。即ち其書中に云く、

官吏江應接仕候處、兼而打合濟之通、近日 御判物等、拜見可仕候得共、彼國、當三月廿八日、御同列様方御連名之書簡差上、初ヶ條に合衆國大統領より、書簡之持人と申越認置、右書簡何れに而、御請取相成候哉、

其次節に寄、至重之件々難申立由に付、官吏も、亞國政府より、別段之權を與候證狀、所持致し、私共も御委任の 御判物、所持罷在、其權、全く備り居り候義に付、大統領之書翰に候共、請取候義、勿論之義、相答候處、右は 上江御直に可差上命有之、縱令江戸表江罷出候而茂、執政江御渡し申上兼候由。(中略)

此上、強而詰論に及候而は、書翰請取渡之義は浮置、重大之義を、申立候次第にも可至哉之處、昨今應接之節噂には、右件々申立候は、數ヶ度應接にも相成、決着迄者、數日可相掛由等も申聞。全く別事には無之、貿易並他之港々御開之一條と、粗相聞候に付、決答及遅々候は、其節私共限りには而は、逆も不行届等申唱、書翰持參、彼出府いたし、貿易、開港之ニヶ條を押並へ、存意通り、可相逢、手段と被察候。若又私共江引合、貿易開港之義、切に申聞候節は、御委任之廉を以、是非共決答不仕候而は、難相成場合にも至可申。然る處右兩條之御模様等、可有之義に付、御委任之事に候得共、私共限、決着之答は難仕候間、一と先、彼存込候念意を外し、此方より書簡請取方、不取極内、餘事は承間敷旨申聞。私共江難相渡は、全權之場合に候得共、御國命は難止旨、昨十六日、猶再々及應接、壹人出府之上、官吏申立之趣、逐一入御聽、可相答段申達、信濃守、明十八日、當所出立仕、出府之上、委細申上候様可仕積、評決仕候云々。

(亞墨利加官吏參上御用留)

是に由て、下田奉行、井上清直は、江戸に至り、應接の事情を、逐一、堀田閣老に縷陳せしより、備州は大にそのことを悟りしも、速にハリスの出府を、許すべきや否を、大小監察の議に下せしに、監察は、昔家康が、英人を駿府に引見せられし例等をひき、幕府は、速かにハリスに、謁見を許さるべきものなりと、議定なしければ、その議の主意を、採用ありて、政府は早晩ハリスを、江戸に引見し、將軍の謁をも、許すとのことを決せり。然れども、聖謨等の最も憂苦せし、内地人心の嚮背に於て、猶も顧慮すべきの、已を得ざることありければ、たとひ優



柔不斷の觀あるに似たりしも、此年六月廿九日、堀田閣老は、下田奉行に、左の指令を與へけり。

亞墨利加、官吏出府之義、何れも御差許相成候積り、御治定に候。乍然官吏にも粗承知之通、寛永以來之御制度を被改候事に而、開港以來、間合も無之、江戸、列侯始之折合方も不行届、此節被招呼候義には、至兼候間、其段申聞候様可致候。且又、重大之事件承り候ため、御判物被下置候處、可申立期に至り、不承候而、其儘時日を積み候義は、何分不可然候間、重大之事件は、晚と承り可被申聞候。尤右は、此方推量之通、彌、交易、并港替之義に而、其方共、御役權之場合以、即答可承抔申候は、聊取飾無之、交易之義は、兼て取開候積り、評決相成、仕法専ら取調中に有之、其爲、長崎表江も、御役人出張被 仰付候程之儀に付、大凡見留も付候上は、早速御差許可相成、下田港替之義も、其積り兼而、評決相成居候得共、場所之義差支之有無、糺中に而、治定不致候間、右兩様とも、取調出來候迄は、猶豫可致段、早速に可及談判候云々。(亞墨利加官吏(參上御用留)右に副ふるに、又別段達てふものあり。即ち云く、

亞墨利加、官吏出府之義、別紙相達候趣を以、申諭候而も、承伏不致、國命難背旨を以、是非此節出府、國書御直に可差上旨、申張候は、聊國命を辱め候譯に而者無之、開港後未だ間合も無之、江戸列侯等之折合方も不行届、此節出府之義は、何分差支候事に付、國命を不辱様、其趣委細書翰を以、政府より、彼政府江、可申遣候間、右書翰相渡候は、船便次第、本國江相届、返書到來候は、其趣を以、猶取計候様可致と迄、申談候心得を以、精々可被申諭候事。(亞墨利加御用留) 官吏參上御用留)

夫れその大統領の書翰といへるは、即ちかの信任狀にして、他國に派遣せらる、使臣が、その駐在すべき國の君王、又は統領に、謁見のとき之を呈すること、今日文明列國の、普通例規なるも、當時我國、いまだ國際の通

例をしらさりしゆるゑ、單に將軍直接に、書を呈すといへる點に拘泥し、鎖國時代の腦力をもて、之を解釋せしより、當局者さへ、稍々不愉快の念ありしもの、なきにあらざれば、直接そのことを聞かざりし諸侯伯を始め、内國の志士は、多くハリスの參府せんことすら、甚だ之を嫌ひしことなり。況んや直ちに將軍に、書を呈すべしといへることなどに於てをや。」かく不平の感をして、國內に深からしめんとするの、おそれあれば、當年海外の事情に、比較的通曉ありし備州も、猶はその斷行に、甚だ躊躇せしことぞ、理はりならぬ。

さはあれど、閣議既にハリスの來府は、之を許すことに決したれば、時機を窺ひ、早晚そのことあらんがため、七月二日、特に伊澤政義、其他と共に、聖謨を指名して、堀田閣老より、左に録する詞を副へ、評定所一座以下に宛たる書取を與へけり。即ち云く、

(原朱)已七月二日備中守殿、於下新部屋、下田奉行江御渡御書取、一同

御渡、亞國官吏出府之義、御治定相成候ニ付而、先達而評議之趣

も有之候得共、右ニ不拘、別段取調可申旨御口上有之、

- 美 作 守 (伊澤政義)
- 左 衛 門 尉 (川路聖謨)
- 民 部 少 輔 (鶴殿長銳)
- 下 野 守 (竹内保徳)
- 藤 助 (塚越元邦)

江

評定所一座

海防掛

筒井肥前守江

下田奉行

箱館奉行

覺

亞墨利加官吏出府之儀、彌御治定相成候に付而者、不遠可被召呼候間、左之外にも銘々心附候義者、委細取調可被申聞候事、

一 道中海陸兩様之内、何れ歟可然哉之事。

一 途中附添人、取締向之事。

一 滞留中、旅宿并警衛向之事。

一 非常之節、手當向之事。

一 遊歩、并御賄等之事。

一 登 城拜禮之節、禮式之事。

一 應接場所、并着服等之事。

一 拜領物、并役々より贈物等之事。

一 右に付、 京都、并御三家始、向々江達案等も取調可被申聞候事。

又さきに記し、ことく、下田奉行、井上清直は、その陳言に對し、閣老より、しかくの指令を得しが、右を基礎として、ハリスに再び應接し、かれが承諾を求めんは、殆んど、人情のなし得べからざる所なりとや、おもひけむ、猶ほ清直より一封の書を、堀田閣老に呈していへらく、「是迄亞墨國官吏ハリスの請に對せる我答は、遷延に、

遷延を重ねし末ゆる、余直下田に歸らば、かれはまづ第一に、來府の件に於る決答を、きかんと申出べきは必然なり。然るに指令の旨に従ひ、出府は許すも、其期は定め難しといは、かれは、我が「見留なき」ことを修飾し、たゞ時日を引延するの手段ならんと、之を疑ひ、到底談判の行届くべき途あるまじ。若し我政府に於て、實に今、かれが出府を許すに、自由ならざれば、寧ろ、かの重大の事件てふことを、さくを第一とし、そのことを了らば、直ちに、謁見の時期を定むべしと、かれに説諭せば、いか、あらんか、是れ拙手段ながらも、漠たることを語るには、や、優るべし。さはあれど、右重大の事件を、かれ述るに於て、我が推考の如く、下田を饋し、他に良港を開き、併せて開市あらむとの要求こそ、其主たることなるときは、余清直を全權なりといへども、政府の指令に背ひて、何事も處斷することあたはざるは、論を待たず。又たとひ、かれが言へるをきいて、我政府は、新港を開き、互市を始めんと意なりと答ふるも、若しその開港、開市の大凡時期を告げずんば、恐らく余清直をもて、漠然の言を吐くものと認め、到底何等の談判も、完結すまじきことならん。我政府若し實に、他の良港をもて、下田に代へ、開港開市を執行せむとの議も、既に兆せしことなれば、凡そ其開市の時期を示され、之をかれに語ることを許されし。さもなれば、何も取留たることなき空想をもて、かれに交渉すべしとの命令にて、然して、これ余清直のなし能ふべき所にあらざるなり」と、切に論説しければ、又堀田閣老より清直に、一訓令を下し、聖謨等をして、その旨を認了せしめけり。こゝに其令旨を、聖謨の亞墨利加官吏、參上、御用留より抄出し、之を左に録す。

(五行) 原朱 已七月三日備中宇殿、於下新部屋、

美作守 左衛門尉 江 民部少輔

御渡試通

下野守  
藤助

評定所一座

海防掛

筒井肥前守

江

長崎奉行

箱館奉行

下田奉行江相達候書取

初ヶ條、官吏出府取計方之儀者、見込之通可被相心得候。貳ヶ條、交易御取開、并港替年月日之儀者、可相成丈、不取極方可然。併實々無據場合に至り候は、十八ヶ月以上を、期限と致し候積、可被相心得事。

(二行  
原朱)

巳七月二日備中守殿、評定所一座、海防掛、大目付、浦賀奉行、箱館奉行、御目付

筒井肥前守、中村又兵衛を以御下ケ、

一覽仕候

巳七月

松平河内守

川路左衛門尉

塚越藤助

設樂八三郎

扣下田奉行江口達之覺

朝鮮之儀者、從來隣好、通信之國に而、慶長年間より、寶曆度迄、彼國より隣好を修し候ため、信使参向、國書差上候節者、連綿と江戸江召呼、御行禮有之候處、品々御不都合之儀有之、寛政年間、兩國隣好、誠信、簡易、省弊之儀を講定致し、文化度に至り、朝鮮接近之對州において、信使接對有之、國書請取渡も、無滞相濟、隣好、

誠信之道者、更に相替儀無之事に候。右體、慶長以來打續き、江戸來聘之朝鮮信使さへ、諸般不都合之事共有之故、隣好、誠信之儀を講定致し、對州限り之、御行禮と相成居候に付、亞墨利加國より之書翰、江戸江持參、御請取と申者、何分不相當之事に候間、是等之趣、官吏江申聞候而、宜事にも被存候は、能々、合點參り候様、誠實に説得被及候方、可然候事。

右の訓令を受けたれば、井上清直は、下田にかへり、此年七月八日、ハリスと相見て、いへらく、總領事の参府は、いよく之を許すことに決せしも、何分、内地諸侯の不賛成も、少なからざるまなれば、即今と申ことには、なりがたく、又たとひ参府あるとも、かの大統領書翰を、直接に、將軍に呈することは、到底、國風の許さる所なるゆゑ、その旨、心得られたしと述べしに、かれは、西洋各國、交際の例規を説き、抗論せしかば、清直は歩を轉じて、將軍謁見に關することは、暫く眞ひて論せず、かの重大の事件は、相互全權の證を照應して、こゝに今、余に語られよかして、更に説き出せしに、かれ答ふるやう、右書翰捧呈の順序、その公法に準じて、相定まるの上ならば、その餘のことを、語りがたし、夫れ、その重大の事件てふことの第一は、即ち右大統領書翰、捧呈のことなるがゆゑ、まづ此事を定めんと、欲するなりと論じ、談、復も將軍直接に、呈書せんとのことに返り、再たび之を反論して、終ひに夜におよびければ、清直は、翌日の再會を約し、九日にも、亦彼我互に、國命の旨を、反復討論し、互に讓歩なかりしゆゑ、又後日の會見を期しおき、清直は、あさいの事情を、江戸に報道し、十二の兩日に、亦再三同事を論せしが、彼れは、結局左の二項の外なしといへりと云。

昨日申上候通、大君御目通に而、執政方江書翰御渡に相成候得者、江戸表より歸府之上、密事之御談判可仕候。大君御直に差上候義に相成候は、最前申上候通り、出府前、右御談可申上。此二ヶ條之外、取計方一切無

之候。編者曰、大君は、  
將軍を指すなり。

(開國起原)

五百二十六

右の通りなるも、清直は右二項のうち、いづれとも承諾をあたへず、單に前説を持し、大統領の書翰は、執政にあたへよといひ、又重大の事件てふものは、こゝに語れよと迫り、確乎として動かす。かれも、亦そのうへ何の讓歩もせざりしゆゑ、もはや談判のなすべくもあらじとて、左の語を交へてけり。

清直曰く、

『右様之存意に而者、如何様引合候而も、相盡申間敷、當方にては、勘辨可致候間、申入候事情、得と熱考被致度、猶他日引合候様可致候。』

ハリス答て曰く、

『承知仕候、併同様之御趣意に而は、此上、御引合御座候とも、無詮之事に奉存候。』(以上二項、下田、開國起原)

(應接筆記之内)

こゝに於て、清直は、ハリスとの應接筆記を附して、尙又事情を、逐一江戸に報じ、政府の顧慮を求めしに、堀田閣老は、熟考のうへ、下田奉行に附與せんとして、一の書取を製し、之を評定所一座、其他の議に下せしに、聖謨は、海防掛、大小監察等と共に、その書取案に對し、異議なき旨を、報告せりと云。即ち左に徵するに、

已七月十九日、備中守殿、御直御渡、本紙者、評定所一座江廻す、翌廿日、羽目之間江、海防掛、大目付、

御目付、左衛門尉、八三郎、罷出、備中守殿江、御直御書取之趣、存寄無之旨申上ル、尤心附候趣、別段書狀を以申遣候積、書狀案者、後刻入御覽候旨申上ル、(三行原朱)

評定所一座

海防掛

林大學頭

筒井肥前守

箱館奉行

下田奉行江可申遣趣

井上信濃守、出府之上、見込相伺候節、重大之事件承り候爲、御判物も被下置候處、可申立期に至り、不承候而其儘に、時日を移し候儀者、何分不可然候間、重大之事件者、耽と承り候様、相違候儀に者候得共、追々申越候趣對話書之次第に而者、速も行届申間敷候間、此上、餘り詰論におよび、差違等出來候而者、不可然儀に付、追而是より及沙汰候迄、先つ右之應接者、見合置可申、尤此末、彼より申立度段申出候節、強而差拒候にも不及儀に付、其段も可被相心得候事。(御用留)

右の書取案は、當局者の異變もなかりしゆゑ、此月廿一日に、此案の趣を、政府より、下田奉行に、公示ありけり。又同時に、堀田閣老の認了を経て、聖謨は松平河州、および塚越藤助と共に、左に録する公信内狀を、下田奉行に送りぬ。即ち云く、

以內狀啓上仕候、然者別紙表狀を以、差進候、備中守殿御渡、亞墨利加官吏應接方、御書取之内、御沙汰有之候迄、應接御見合可有之と之儀者、全各様御心得に被仰渡候義に而、官吏江承知可爲致筋には無之、若各様之義、及承候様に而者、彼之氣配にも拘り可申哉に付、厚御熱慮之方と存候。且又此方よりは、應接向御見合候とも、第一此末、右之儀に付、彼より申出義も有之候節、更に御取敢無之様に而者、是又不可然儀に付、臨機之場合者、夫是御勘辨之上、御取計有之候様存候。右者備中守殿、御内沙汰之趣を以、申進候。右可得御意、如此御座候以上。

七月廿一日

藤助

左衛門尉

五百二十七

偉濃守様

出羽守様

猶以、本文之通候得共、重大之事件、承り候爲、御判物も、所持罷在候儀故、無故、應接見合候趣に而、不都合にも候は、巨細之儀、政府江申立置候間、遠からず御沙汰可有之旨、申諭被置候方、可然と之備中守殿御内沙汰に御座候間、此段も得御意候以上。(御用留)

右の内狀は、前に記し、書取と共に、下田に向け、發送ありしに、それと行違ひ、下田奉行より、廿日附の急狀もて、ハリス應接の情態、尙も切迫の趣を、堀田閣老に報し來りけり。其書に云く、

亞墨利加、官吏江及應接候儀等、申上候書付、

井上信濃守

中村出羽守

亞墨利加、官吏出府、并重大之事件承り候義に付、及應接候次第者、追々對話書を以、奉入御聽置、其後去ル十六日、昨十九日、猶又應接およひ候に付、別冊、對話書奉差上候。然ル處、官吏持參罷在候、大統領より之書簡は、是非とも出府之上、

御直に奉差上度段、進而申募候に付、

御國風等之儀、再々應、説得仕候處、官吏出府、拜禮被仰付、右於御席、書簡差出し候事に相成候は、執政方江申上重大之事件者、拜禮相濟、歸豆之上、兼而之 御判物と、國書照應致し、於下田表私共江可申立、又右書

簡、

御直に、差上候手續に相成候は、右事件者、出府以前、於當所可申立由に而、兩様之外者、勘辨之處置無之旨申聞候得共、兼而被仰渡候御趣意、并信渡守見込をも、申上置候義有之候に付、假令右書簡、執政方江差上候儀に相成候とも、前々官吏より申聞候趣も有之、重大之密事は、出府以前可承、且出府之儀、御許容に相成候得共、貳百年以來、御例無之、外國之使、御受被遊候義に付、禮式其外、夫々御取調之手續も有之、即今、出府之場合に者難至旨、再三再四應接を重候處、前書官吏見込之兩條、横文字に相認候書付、去ル十三日於應接席差出候得共、いづれも談判中之義に付、右書付請取置候而者、兩條之内に而決答可承旨、強而可申立者必定に付、談判中者、難請取旨申聞、書面返却いたし置、翌十四日、私共口上申合、官吏宿寺江森山多吉郎差遣候處、右書面及返却候義を、殊之外憤り、是迄之掛合者、都而棄捐にいたし候旨等之横文字書付、私共江差出候に付、和解申付、是亦去ル十九日差立、御勘定奉行を以、差上候儀に御座候。其後翌十六日、昨十九日、兩度應接之上、官吏認取差出候、兩條之書付者、無謂差戻候譯に者無之、夫々猶談判中、決着之書付請取置候而者、不都合に付、一ト先返却いたし候義之處、右を憤り、兩條談判之趣者、初發江引戻、出府之上、書簡

御直に可差上旨申聞候に付、不好筋に者候得共、左候は、無據此方に而も、是迄之引合は相止、最前江立戻、書簡は執政方江差上、於當所、重大之事件直に承り候より外、取計方無之旨等、昨十九日、申聞候處、然る上者、最早私共へ引合者難出來、直様出府之上、執政方江御直に申上、決着可仕段申聞、先つ手切之姿に相成候。左候而者、今般之件々更に不纏様成行、不都合を極め候筋に付、いづれも、前書差出候兩條書付之内、執政方江書簡差出可申云々と申、場合江引戻し、談判およひ候方可然と、右之趣差合、一旦差戻し候義に者候得共、勘

辨之次第も有之候間、右書付借受度旨、申談候處、寫取候迄に候は、可差出旨申聞候に付、其儘借受、猶決答之義は、廿一日、應接之節、承度、其節決答無之上者、應接およひ候とも、無詮之旨申聞候間、厚く勘辨評議仕候處、彼おいては、西洋諸州之習風を主張いたし、國書者其使節等より、外國之國王江、直に差出候を、私共追々懇篤之邊江對し、前書之通、出格に勘辨を盡し候心得に而、重大之事件も、出府之前後者有之候得共、兼而申立候通、國書照應之上、私共江、於當所申聞候見込に付、此上之勘辨者無之、存切罷在、詰り者、昨十九日、官吏より差出候別紙之趣に、大要之處者、相決候より外於私共、此上之取計者、無之、併直に出府と申義、并上意其外之御次第者、夫々之御取調も有之義に付、無據事情等厚申聞、時日を可相延積、伺之上可相答と、夫々相談中、別紙達申上候通、今廿日、亞國軍艦渡來いたし候間、前書之決答、遅々およひ候は、直に乘組出府可致旨、切迫致し可申立、且右之外、軍艦渡來に付而者、此上如何様引合を變し可申哉者、難量候得共、先前書之趣に、御治定有之、其段申諭候は、彼一旦申出候義にも有之、多分承伏可仕奉存候間、いつれにも、官吏出府之上、拜禮之御席に於て、各様江書簡差上候義、并出府程合之時日、御速に御下知被下候様仕度、右御差圖迄は、如何様にも申論し置候様、可仕候得共、國書差上候義等、申立候以來、彼は一ヶ年にもおよび候由、兼々苦情申立居、殊に急劇之夷情、品に寄差留候義をも不取用、乘船出府可仕旨、申募候は、御差圖以前に候とも、前書之趣を以、私共決着仕相答、軍艦江乘組、出府之方、差留候様可仕候。急便を以、奉申上候義には御座候得共、道中之日合も有之候義に付、即日御評決被成下、御下知御座候様仕度奉存候。猶官吏出府手續、其外巨細追々取調可申上候。横文字和解、并對話書にも、都合三冊相添、此段奉候以上。

七月廿日

(亞墨利加御用留)

事態右の如くなりしに由り、堀田閣老は、もはや、かれに對し、此上之遷延もなし難く、且は内地の諸侯始め、一般の人心も、漸く外國の事情を、解し得たらん時なれば、たとひ今かれを江戸に引くも、大なる抗議は、蓋しあるまじきゆゑ、一段の斷決をなすべき、時機なりとやおもひけむ、速にハリス參府の時日を指定し、かの大統領の書簡、即ち國書は、將軍の目前にて、執政、之を受取らむと、意中に決せしといへども、尙は當路者の意見を問は、やとて、かれが參府の時日を、三様に指定し、其議を海防掛りの勘定奉行、其他に下せり。即ち云く、  
(原朱) 已七月廿三日、備中守殿御直、四通三册、

評定所一座  
海防掛  
筒井肥前守  
箱館奉行

覺

亞墨利加、官吏、江戸參上頃合、其外之儀共、早々評議致し可被申聞候事。

別紙(原朱)

亞墨利加官吏、當地參上頃合、

八月下旬(原朱)諸事取調之日間、廿日餘

九月下旬(原朱)同 五十日餘、

十月中旬頃(原朱)同 七日餘、

かくて聖謨は、松平河州等と共に、右の問題を議定し、一篇の報答書を提出せり、即ち其文を左に録す。

巳七月廿四日、備中守殿へ、原彌十郎を以上ル、(原朱)

亞墨利加官吏、參府等の儀に付、

評議仕申上候書付、

松平河内守  
川路左衛門尉  
塚越藤助  
設樂八三郎

亞墨利加官吏江、及應接候儀に付、下田奉行申上候書面、別紙對話書、官吏より借請、寫取候由之横文字、和解、并官吏被召呼候頃合之儀に付、御書取とも被成御下ケ、一覽勘辨仕候處、追々談判差繩、略手切之姿に罷成、此上者、官吏江戸表江被召呼、拜禮被仰付候上、彼國書者、御手前様方御直に、御請取無之候而者、迎も承服仕間敷に付、大要之處は、官吏差出候別紙横文字之趣に、相決候より外、取計も無之旨、下田奉行、實地應接之上、見切申上候上者、此上之引合方等、私共より可申上様も無之、殊に官吏被召呼候儀者、井上信濃守、御當地出立以前、被仰渡も相濟居候儀に付、此節被召呼候御方に、御治定相成候共、別段可申上儀者無之、乍去官吏差出候、横文字之内、書翰御請取之手續、書載有之、右者西洋諸州之、仕來にも可有之候得共、只管右書面之趣、御取用相成候様に而者、

御國朝、固有之御禮節を被爲捨、外夷之風習に、御倣御座候姿に相成、

御體裁にも譽、御國內、御取示しにも拘り可申に付、先達而も申上候通、是迄外國御取扱、御先蹤等、得と御

取調之上、程能御斟酌御座候方に可有之哉。右取調向者勿論、參府中、旅宿取繕等、夫是日合も無之候而者、難相整儀に可有之候間、參府頃合之儀は、御別紙之内、九月下旬之方に、御治定相成可然、尤道中附添、旅宿警衛向、御應接場所、其外先達而御沙汰御座候廉々者、此節向々江被仰渡候方に可有御座哉。此節彼國軍艦渡來之由にも有之候間、御差圖後、萬一彼方より、申出候義も有之候節に至り、御下知有之候様に而者、全く軍艦渡來に付、參府御差許し有之候姿にも、彼存込候哉も難計、左候而者、奸猾之夷人、後に御取扱にも拘り候義、出來致間敷とも難申候間、御治定之上者、速に御下知有之候方と奉存候。左候は、申上候趣を以、官吏參府之儀御許容相成、頃合之儀者、九月下旬と被仰出候間、右之心得を以、急速取調可相伺旨、下田奉行江被仰渡、御禮節取調向、其外廉々之儀も、夫々江早々被仰渡候方と奉存候。御下之書類者、評定所一座江相廻し、此段申上候以上。

巳七月

(以上三項亞墨利加官吏參上御用留)

堀田閣老は、右に録せし海防掛、勘定所員の決議書を收手せしより二三時間を経て、ハリス接待委員ともいふべきものを指名し、左のごとく内意を傳へけり。

巳七月廿四日、備中守殿、於新部屋、御直御渡、二通、四册添、

土岐丹波守  
筒井肥前守  
川路左衛門尉 江  
輪殿民部少輔  
永井芝菴頭  
塚越藤助

- 土岐丹波守(大目付)
- 筒井肥前守(大目付)
- 川路左衛門尉(勘定奉行)
- 鶴殿民部少輔(目付)
- 永井立蕃頭(目付)
- 塚越藤助(勘定吟味役)

亞墨利加官吏、江戸參上之儀、御差許相成候に付而者、出府、并當地逗留中、且登城

御目見、并老中應對等之手續等迄、申合萬端引請、取調候様可被致候、此段先内意相達候。(亞墨利加御用留)

又其同日、ハリス引見のことに關し、政府より三家方尾州紀州水戸の三親家に、示し、内意の旨ありけり。即ち云く、

御三家方江御達、

豆州下田表、在留之亞墨利加官吏事、彼國大統領よりの書翰致持參、江戸江罷出可差上旨、大統領より被申付候に付、出府之義強而申立候間、追々下田奉行及應對候處、和親之國々に、國王より書翰持參之節、其都府に罷出、帝王江拜謁差出候義、世界普通之執計之趣申聞追々、世界形勢變革に及候に付而者、御國に於ても、寛永以來、外國御取扱向之御制度、御改無之候而者、相成間敷、亞墨利加も、條約相濟候國にも相成候義に付、右官吏事、此節江戸江參上之義、御差許有之、登城御目見をも被仰付候思召に候。此段先御内意可申達旨、被仰出候事。(開國起原)

右のごとく、ハリスの登城を、許さんとの内意を、三家にも、通知ありし翌日、堀田閣老は、聖謨等其他、當局者の意見をも参照し、將軍の許容を経たれば、いよいよ九月下旬に、かれの謁見を、許さんとのことを、下田奉行および本人ハリスにも、告げんとして、其通知書の案を製し、これを三奉行、并に海防掛に示し、其異議なきや、いかんを下問ありけり。其案に云く、

七月廿五日、下新部屋において、備中守殿御直、三奉行、海防掛之御渡、五通、(原朱)

下田奉行江可相達趣

亞墨利加官吏江、應接之儀に付而者、去ル廿一日相達置候趣も有之、書翰差上方、重大之事件承り候義共、斯迄に詰論および候上之儀、此上最早取計方も有之間敷候間、重大之事件、承り候との應接者、先ッ其儘に差置、書翰差上方之儀、一旦彼より申出候、次々條之振合に大意者据置、出府、登城御目見、且旅行、逗留中之手續等、可成丈手重に不相成、御不都合之儀無之様、誠實に談判いたし、委細取調可被相伺候。官吏參上頃合之儀者、當九月下旬、出府爲致候積相心得、其段可被申聞置候事。

別段達

亞墨利加官吏事、出府被仰付候に付而者、御取扱振之儀、彼是之御禮典、參酌取調被仰付候得共、御國法も有之、西洋諸州之通には、參り兼候事とも多分可有之、且御禮待之上にも、彼我厚薄之行、違杯も難計候間、右等之儀者、最初より會得爲致置度、且者御國、近來天災打續、既に和蘭甲比丹も、度々出府御差延有之候程之儀、殊に去々卯年以來、江戸表も地震大風雨等に而、今以、士民家居も不宜候に付而は、必倉略之御取扱、



有之候義に者無之候得共、右之次第故、諸事御草略之儀も可有之候間、其段も能々申諭置、出府之上、御手數之儀無之様、精々入念可被取計候事。

下田奉行江可相達趣

亞墨利加官吏、出府之儀、書翰を以、相達候間、官吏江可被相渡候。右者、何歟事ケ間敷様には候得共、以後、外國人、江戸出府等之儀申立候節、政府之證書無之候而者難相成坏、達重之事に、相成居候方可然哉に付、右之通相成、事情に相適候は、此通可被取計候事。

別紙 (原朱)

案文

亞墨利加官吏、トゥンセント ハルリス江、

江戸出府之儀、下田奉行より追々及應對候處、段々申立之趣、尤之儀に候。依之、カケ紙當九月下旬江戸江可被出旨被仰出候。猶委細之儀者、下田奉行より可申達候間、其旨を存せらるへし。

安政四年巳七月

堀田 備 中 守 判  
(以上四項亞墨利加官吏參上御用留)

是に由て聖謨は、他の勘定所員と共に、左に録する議定報告書を呈せり。

巳七月廿六日、備中守殿江、早川庄次郎を以返上、(原朱)

下田奉行江、御達案等之儀に付、

評議仕候趣、申上候書付、

川路 左衛門 尉

土岐 攝 津 守

塚 越 藤 助

設 樂 八 三 郎

昨廿五日被成御下候、下田奉行江之御達案、并亞墨利加官吏江可被下候御書面案共、熟覽仕候處、御達案之趣、官吏江御書面共、御尤之御趣意に而、別段可申上廉も無御座、尤御達案之内、官吏江引合方に付、萬一不都合之事も、可有之哉と心附候廉々者、掛紙仕差上候間、猶御熱慮、被爲在候様仕度奉存候。依之御達案、寫壹通相添、此段申上候以上。

(亞墨利加官吏參上御用留)

巳七月

堀田閣老は、右當路者の報告書を收手し、原案の文字等に、修正説ありしものは、之を容れて修正し、同列の同意を得たるうへ、即日下田に向けて、之を發送せりと云。

下田奉行はその達書を受領し、江戸よりの訓令従ひ、ハリスに九月下旬、參府謁見あるべしとの旨を傳へ、尙ほ該件に關する應接にぞ忙はし。然して又斯く、かれが參府謁見のことも、着々歩を進めれば、その旅行、并に江戸に於る、百般の準備に、怠たるまじきことなりとて、該奉行は、此年七月二日、堀田閣老より、附與されける件々の問題を考查し、一々これに辨説を附して、報告しけり。由て閣老は、猶又その報告書をハリスの參府委員たる土岐丹州をはじめ、聖謨等に附して、その意見を問ひければ、該委員は、附箋もて、その意見を述べたり。

今その中、主要の件々ともいふべき事項のみを、又かの官吏參上御用留より抄出して、之を左に録す。

已八月二日、備中守殿、原彌十郎を以、御下り、同月六日、下ケ札いたし同人を以、返上、(原朱)

亞墨利加官吏出府之節、御取扱方等之儀に付、評議仕候趣、申上候書付、

井上信濃守

中村出羽守

一登 城拜禮之節、禮式之事、

此儀、官吏

御城江罷出候節者、宿寺より御目付方、町奉行組之もの共等、附添差出、乗物相用候は、大手御門内、百人御番所前に而、下乗爲致可然、其餘

(朱原) 六 札ヶ下議評

御殿内之儀者、何分無例之儀、何程之御取扱有之候而可然哉、差定難申上。且別段差越候使節とも違ひ、下田在留之官吏罷出候儀に付、御扱振、輕重御取繕にも可有御座哉に候得共、國命を以、書簡持越候上者、使節同等之御取扱に相成候方可然。且右書簡差出方之儀に付而者、去ル廿日相伺候通之次第に而、右者精々引會を盡し候上之儀、此上とも申立候手續、御欽削有之候而者、軍艦渡來之折柄、何様差違可申哉も難量、

御直に可差上と之儀相止候上者、いつれにも前書相伺候趣に、御治定有之候方、平穩に可有御座。尤朝鮮信使、拜謁之節も、彼國王書簡者、宗對馬守、請取之、猶 上意之趣等、同様同人より申傳候哉に付、右に

見合候而者、甚た不都合之様にも可被思召候得共、元來朝鮮者、漢土附屬之小國、就中、慶長征討之後、御國威に服し、信使をも差越候哉に而、乍恐其起原、方今亞國等江御接對之趣とは、相違いたし居候處、右信使御取扱より、盡く御手輕相成候は、追而亞國其外とも、朝鮮之御扱方、傳聞いたし候節に至り、何様苦情可申出も難量、詰り御手重に御取扱有之候を、追々御省略被遊候者、子細無之、彼之苦情等に寄、御手輕之御所置、御手重に相變し候者、實以、御國威にも拘り、不容易筋と奉存候間、旁以、前條、恐意之趣申上候。尤宿寺其外、途中警衛、或者 御城江罷出候節、送迎等之義者、素より朝鮮杯とは譯違ひ、彼之國風に而、簡易輕便を専らといたし、禮義者、尊大を悦ひ候得共、形容者不取繕方、得意之筋に付、右等之邊者、朝鮮信使等之振合に不拘、前條の通、申上候儀に御座候。

一所司代江之、御達案之事。

案文

此度、下田表に在留罷在候、亞墨利加官吏、持越候、同國大統領より之書簡、出府之上、差出度段、官吏申立、無餘儀筋に付、江戸表江、被招呼、右書翰、老中受取候筈、御治定に候。此段關白殿江可申立旨、傳奏衆江可被相達候以上。

(朱原) 九 札ヶ下議評

月 日

御 連 名

所司代宛

下ケ札

御三家家老、井向々之御達者、本文之趣に准し、被仰達候方、奉存候、

評議下ケ札

(編者曰、是れ委員の決議を、附録せしものにて、前の數字記號の所に接す、)

(原朱) 六

本文之儀、尤之次第ニ相問候得共、去ル二日書翰差出方等之儀ニ付、下田奉行江御書取之趣も有之候間、右者追而取調可申上候。

(原朱) 九

御途察之儀者、先達而評議仕、申上候趣も、粗同様に御座候。

右評議仕候趣、ケ條限、下ケ札を以申上候、

- 土岐丹波守
- 筒井肥前守
- 川路左衛門尉
- 鶴殿民部少輔
- 永井玄藩頭
- 塚越藤助

夫れ外國の使臣を、江戸に引き、將軍の謁見を許すことは、寛永以來、其例なきものなれば、當年ハリスの謁見に關する禮式等、いか、せばやとの評議、區々なるは、自然の勢なりき。昔し家康將軍が、駿府に英人を引見せしこともありけれど、當時に於る其儀禮の典例は、詳に記録の存するものなし。さらば朝鮮、又は琉球の信使、謁見に於るの例に準じて、墨使を遇するの外、適當の途なきに似たりし。されど徹頭徹尾之を適用するの嫌ひも、少なからじとて、その委員たる聖謨等は、大に苦心せしものなりけむ、特に當日、將軍自身、并に列座の諸員、服

装のことに於ては、議論、容易すく定まるべきも、あらしとさき、けるが、こゝに聖謨の土岐頼旨等と共に連署して、堀田閣老に呈せし決議書を、又かの官吏參上御用留より抄出し、之を左に録して、以て當時の事態を示さむ。即ち云く、

已八月三日、備中守殿之、原彌十郎を以テ (原朱)

亞墨利加官吏參上之節、御召服等之儀に付、御書取之趣、評議仕候趣、申上候書付、

- 土岐丹波守
  - 筒井肥前守
  - 川路左衛門尉
- (外三名略ス)

一昨朔日、御渡被成候亞墨利加官吏登 城之節、御召服、御老中方始、諸役人着服、并官吏旅宿等之儀に付、御書取再三熟讀仕候處、御尤至極之御儀と奉存候。最前私共評議仕候趣に而者、亞墨利加官吏、參府此度御差免相成候上者、魯西亞、英吉利等、條約爲御取替、相濟候國々之ものも、引續參府仕候義も可有之哉に付、御禮數者、成丈御省畧之方、御手數も相掛不申候間、長袴歟、又者、半上下相用候方とも、存寄候得共、猶篤と勘辨仕候へは、御沙汰之通、尊卑之差別も、不相立候而者、外國之者へ被爲對、御國體に相拘り可申歟、殊に西洋國々とても衣服之飾等に寄、尊卑之差別者、おのつから相立居候由之處、今般 營中之御、様子官吏拜見仕候次第を、風聞書等に記し、海外萬國江傳播仕候へは、衣冠文物之 皇國を、蠻夷小醜之國と、一樣に見なし候様之儀にも至り可申哉。左候而者、一時之御略禮、萬代迄之御瓊瑾

とも相成可申、先年亞墨利加使節船、浦賀表江渡來之節、應接之役々、羽織野袴、相用候得とも、右者草野之會合に而、見合せに者難相成、既に寛政之度、松前表において、魯西亞人江石川左近將監等、應對之節、衣冠相用ひ、並去る丑年、於長崎表、同國使節江應對之節も、御委任之ものは狩衣、其外役々者、大紋、布衣、素袍等、相用候御先例も有之。尤亞墨利加人參府は、初而之儀に付、何れに而も可然と之議論も、可有之哉に候得共、諸蠻國々御取扱向は、何れも御一樣に無之候而者、難相成は勿論之處、若此後、魯西亞國より使節等差越候節、前書兩度之例者、寤と相辨へ居可申處、却而登城。御目見之節、一同半袴等に而は、服章相違之廉を以、御禮式之厚薄等、可相伺は必定に而、其節、答方差支も可有之哉に付、縱令

朝鮮之御章服に無之候とも、御武門御相當之御禮服は、御用ひ相成候方、御國威を被示、事體相當可仕哉。然る處外國人

御目見之儀者、朝鮮、琉球之外、差當御近例も無之。琉球人之儀、松平薩摩守、附庸之國に者候得共、御代替に而、御禮之節者、直垂、狩衣、大紋、布衣、彼國、代替に而御禮之節者、長袴相用候御先蹤に有之。朝鮮人御禮之節者、

御召服、御直衣、諸太夫以上、衣冠相用候御先格に有之。尤右者、代替等廉立候禮事に付、右體御手重に被成遣候儀にも可有之處、今般之儀は、國書持參、初而參上と申迄に而、別段廉立候義にも無之候間、強而朝鮮信使、

御目見之節之禮服に無之候而も、上下尊卑之差別へ、相立候得者可然哉と奉存候。然る時は御代替に而、琉球人御禮之節之御振合に被爲寄、御武門之

御召服に而、御烏帽子、御直垂被爲召、御老中方にも、御召之御色合にまかひ不申色之、直垂御用ひ、以下御前祇候之面々、官位に寄、直垂、狩衣、大紋、布衣、素袍等相用ひ、御禮式に不相拘面々、其外殿中一同、慰斗目半袴着用に而、相當可仕哉と奉存候。乍然右者、此後、蠻夷之使者、御引見之御式と相成、是迄右様之御禮事は、林大學頭より、取調申上候御先蹤も有之候哉に付、一應同人えも、御尋之方と奉存候。

旅宿之儀、先達而御尋之節、評定所一座よりは、西本願寺可然趣申上、海防掛、大目付御勘定奉行、御目付、御勘定吟味役より者、池上本門寺可然と申上候義に有之。西本願寺は、朝鮮人旅館相成候先例も有之、可然哉に候得共、去々卯年之地震に而、堂舎殊之外大破相成、いまた取繕ひも出來不申、外國人被差置候には、御不舛裁に可有之。其上萬一、滯留永引候義も有之、養生運動等之趣を以、量寄遊歩申立候節に至り、御城近之場所、都合不宜敷、池上本門寺に候得者、夫等之都合は宜候得共、猶勘辨仕候得者、御郭内より、里數三四里にもおよひ候場所に而、登城之外、御應接として被召呼候節、往返之時刻も相掛可申候間、必定右苦情をも申立可申若彼之申立に寄候而、御引移し相成候様に而者、不可然候間、品川、東海寺、高輪、東禪寺之内に、旅宿爲仕候方と奉存候。右御治定之上者、寺社奉行え被仰渡御座候様仕度奉存候。右評議仕候趣、書面之通御座候。被成御下ヶ候御書取壹通、返上仕候以上。

巳八月

堀田閣老は、右の決議書を一覽して、その説を容れ、外使謁見のときに於る、服制に關しては、林大學頭の意見を問ひけり。依て林輝は、一篇の復答を呈しけるが、閣老は、又之を『亞墨利加官吏取扱』の委員、即ち土岐賴旨、および聖謨等に下して、その審査を求めたりき、夫れ此林輝の復答は、聖謨の傳記に於て、殆んど關係のな